

平成27年第3回定例会決算特別委員会（文教福祉委員会所管）会議録

平成27年9月15日
10時00分～18時29分
全員協議会室

出席者氏名

山宮留美子	委員長	後藤 光秀	副委員長
金剛寺 博	委員	伊藤 悦子	委員
岡部 賢士	委員	石引 礼穂	委員
久米原孝子	委員	深沢 幸子	委員
札野 章俊	委員	福島 正明	委員
山崎 孝一	委員	滝沢 健一	委員
坂本 隆司	委員	糸賀 淳	委員
椎塚 俊裕	委員	油原 信義	委員
大竹 昇	委員	後藤 敦志	委員
杉野 五郎	委員	大野誠一郎	委員

オブザーバー出席者氏名

寺田 寿夫	議長	鴻巣 義則	監査委員
-------	----	-------	------

執行部説明者

市 長	中山 一生	副 市 長	川村 光男
教 育 長	藤後 茂男	健康福祉部長	龍崎 隆
教 育 部 長	荒井久仁夫	保健年金課長	吉田 宜浩
健康増進課長	宮田 研二	社会福祉課長	渡邊 正一
こども課長	矢口とし子	高齢福祉課長	本谷 壽一
教育総務課長	足立 裕	生涯学習課長	黒田智恵子
スポーツ振興課長	北澤 昌雄	指 導 課 長	小貫 孝浩
学校給食センター所長	大和田英嗣	教育センター所長	辻井 浩一
保険年金課長補佐	鈴木 泰浩 (連絡員)		
生涯学習課長補佐	梁取 忍 (連絡員)		

事 務 局

局 長	青山 悦也	副 主 査	塚本 裕紀
-----	-------	-------	-------

議 題

議案第15号	一般会計歳入歳出決算（文教福祉委員会所管事項）
議案第16号	国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第19号	介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第20号	障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算
議案第21号	後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
議案第22号	介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

山宮委員長

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第15号から議案第22号までの平成26年度各会計歳入歳出決算8案件を一括議題といたします。

本日は、文教福祉委員会所管事項についての説明と質疑であります。委員長から決算特別委員会の運営に当たり、一言申し上げます。

本会議における質疑では「自己の意見を述べることができない」と制限が加えられているのに対し、委員会の質疑については、会議規則第115条で「委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるができる」と定められております。

ただし、本会議と同様に、委員会においても「発言はすべて簡明にするものとして、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならない」と定められております。

また、質疑につきましては、一問一答で行いますので、挙手をして、事業名をお知らせいただくとともに、簡潔明瞭をお願いいたします。

さらに、答弁者におかれましても、発言の際には質問内容に対して的確な答弁をされますようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第15号 平成26年度龍ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の文教福祉委員会所管事項について、項目順にご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

改めまして、おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

13・14ページをお願いいたします。

分担金、負担金でございます。

民生費負担金です。

地域活動支援センター運営費負担金につきましては、川原代町にある精神障がいに係る地域活動支援センター、これは4市町で委託をしておりますけれども、その稲敷市、利根町、河内町の負担分の受け入れでございます。

次に、老人施設入所負担金につきましては、桜川の松風園入所者の自己負担分、5名分でございます。

荒井教育部長

次に、放課後児童健全育成事業負担金でございますが、学童保育ルーム約970人の保護者負担金でございます。

次の放課後児童健全育成事業負担金滞納繰越分でございますが、平成25年度以前に発生しました滞納額に係る平成26年度徴収分でございます。

龍崎健康福祉部長

次に、保健所運営費徴収金私立分でございます。市内12の私立保育園の現年度保育料でございます。収納率97.82%でございます。前年度97.95%でございます。

次に、保育所運営費徴収金私立分滞納繰越分につきましては、収納率が36.93%、前年度が33.87%でございます。ここでの不納欠損額は105万3,040円、11件分でございます。

次に、保育所運営費徴収金公立分でございます。八原保育所に係る現年度保育料でございます。収納率が98.90%、前年度が99.33%でございます。

その次です。保育所運営費徴収金の公立分の滞納繰越分につきましては、収納率が46.29%、前年度が64.33%でございます。ここでの不納欠損額につきましては3万200円、2件分になります。

次に、日本スポーツ振興センター災害共済負担金につきましては、公立保育所入所者に係る傷害保険掛金の保護者負担分でございます。133人分でございます。

次に、衛生費負担金です。

養育医療給付事業費負担金につきましては、県からの権限移譲により、平成25年度から市で行うこととなった事業でございます。養育医療とは、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療費を公費により助成する制度でございます。その自己負担分でございます。11名分でございます。

荒井教育部長

次に、小学校費負担金の日本スポーツ振興センター災害共済負担金及び中学校費負担金の日本スポーツ振興センター災害共済負担金でございますが、これは、学校の管理下における児童・生徒の事故等の保険加入に係る保護者負担分でございます。

龍崎健康福祉部長

次のページをお願いしたいと思います。

15・16ページでございます。

民生使用料でございます。

総合福祉センター使用料は、60歳未満の方の施設使用料11人分でございます。

総合福祉センター施設目的外使用料につきましては、自販機の電気代、設置料、公衆電話ボックス電柱の設置料、そして社協職員の駐車場の使用料でございます。

次、ふるさとふれあい公園使用料につきましては、陶芸の窯の使用料でございます。

次のふるさとふれあい公園施設目的外使用料につきましては、自販機電気代及び設置料東電柱設置料でございます。

次に、地域福祉会館施設目的外使用料につきましては、同じく自販機の電気代及び設置料、社協職員の駐車場の使用料でございます。

ひまわり園施設目的外使用料は、社協職員の駐車場の使用料でございます。

次に、児童福祉使用料でございます。

さんさん館保育ルーム使用料につきましては、同保育ルームで一時的に児童を預かるリフレッシュ保育の使用料でございます。

次、さんさん館施設目的外使用料につきましては、自販機電気代及び設置料及び売上手数料でございます。

次に、保育所施設目的外使用料につきましては、まつやま中央保育園、まつやま大宮保育園、八原保育所、ときわ保育園の4施設に係る東電柱、N T T電柱の設置料でございます。

次に、衛生使用料でございます。保健センター施設目的外使用料につきましては自販機の売上金等でございます。

荒井教育部長

次に、小学校使用料の小学校施設目的外使用料及び中学校使用料の中学校施設目的外使用料でございますが、これは、東電及びN T T東日本の……。

山宮委員長

すみません、荒井部長。ページを指定していただけますでしょうか。

荒井教育部長

失礼しました。

17・18ページでございます。失礼しました。もう一度、申し上げます。

小学校使用料の小学校施設目的外使用料及び中学校使用料の中学校施設目的外使用料で

ございますが、これは、東電及びN T T東日本の電柱分と小・中学校教職員から徴収した駐車場使用料でございます。

続きまして、社会教育使用料のナンバー3番を除く、1から4までは、中央図書館、歴史民俗資料館及び文化会館の施設目的外使用料で、東電柱及び飲料用自動販売機の設置料と電気使用料、それと資料館多目的室の使用料収入でございます。ナンバー3につきましては文化会館の使用料収入でございます。

続きまして、保健体育使用料でございます。

総合運動公園施設目的外使用料は、主なものとしまして、総合運動公園に設置してあります自動販売機設置料とそれに伴う電気、水道の使用料、たつこのアリーナ内のc a f e たつこの運営に伴う電気使用料と水道使用料、たつこのスタジアムグラウンドフェンスへの広告掲載料でございます。

次の体育施設目的外使用料でございます。市内のグラウンドに設置されている東電及びN T T東日本の電柱に係る使用料と高砂体育館に設置しております自動販売機設置料でございます。次の給食センター施設目的外使用料については、センター内の東電柱に係る使用料でございます。

龍崎健康福祉部長

次のページをお願いいたします。19・20ページでございます。

国庫支出金でございます。

民生費国庫負担金ということで、国民健康保険基盤安定等につきましては、低所得者に対して保険税の軽減措置が行われますが、その軽減分に対して2分の1の負担で国庫負担があるものです。そのほか、県4分の1、市4分の1の負担でございます。

特別障がい者手当等給付費につきましては、精神または身体に著しく重度の障がいを有する方に対し支給されます特別障がい者手当、障がい児福祉手当の財源措置としまして国の負担4分の3で交付されます。

障がい者自立支援給付費につきましては、障がい者介護給付費、訓練等給付費、更生医療費等、自立支援給付事業に対し2分の1の国庫負担でございます。これにつきましても、県4分の1、市4分の1でございます。

次に、児童福祉費負担金です。

母子生活支援施設措置費につきましては、市民の方が市外の同施設へ入所措置した際に市が負担する支出に対しまして2分の1の国庫負担でございます。

児童扶養手当給付費につきましては、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉増進を目的に支給されます児童扶養手当給付額に対して3分の1の国庫負担でございます。

障がい児施設給付費につきましては、障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費に対しまして2分の1の国庫負担でございます。

次に、児童手当給付費につきましては、中学校修了までの児童を対象に児童手当5,000円から1万5,000円を支給する事業でございますが、この事業に対しまして、被用者保険加入の方については、3歳未満の場合、国が45分の37の負担割合になります。県が45分の4、市が45分の4となります。それ以外の方につきましては、国が3分の2、県と市が6分の1の負担という負担率でございます。

次に、保育所運営費私立分につきましては、同運営費に対しまして2分の1の国庫負担でございます。

次の生活保護費でございます。国が4分の3の負担割合となっております。前年度比で7%の増という状況でございます。内容につきましては歳出のほうでご説明をいたします。

次に、養育医療給付事業費につきましては、同事業の公費負担分の2分の1が国庫負担となっております。

次に、国庫補助金でございます。

社会福祉費補助金でございます。

3, 障がい者地域生活支援事業費につきましては、障がい者の日常生活用具費などの地域生活支援事業費に対して2分の1の補助率でございます。

次、セーフティネット支援対策等事業費につきましては、生活保護関連のレセプト点検に係る事務処理に対しまして10分の10の国庫補助でございます。

次の5番, 6番, 臨時福祉給付金の給付事務費と給付事業費でございます。臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するために所得の低い方々に対して、暫定的臨時的な措置として実施をされたものでございます。当事業費の全額が国庫補助となっております。内容については歳出のところでご説明をいたします。

次, 7・8, 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金, これについては施設分でございます。次の地域介護・福祉空間整備推進交付金, これは備品分に係る補助でございます。これらは、緑町に民間事業者が整備しました複合型サービス施設に係る国庫補助でございます。

次に、児童福祉費補助金でございます。

母子家庭等対策総合支援事業費につきましては、母子家庭の母, 父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給されます高等技能訓練促進費に対して4分の3の国庫補助でございます。

次の2番, 3番, 子育て世帯臨時特例給付金給付事務費, 3番が給付事業費でございます。この給付金は、これも平成26年4月からの消費税率の引き上げの影響等を踏まえて、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施したものでございます。当事業につきましても全額が国庫補助でございます。内容は歳出のところでご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

保育緊急確保事業費子育て環境整備分につきましては、地域子育て支援センター事業, 一時預かり事業, ファミリーサポート事業等が対象となっております。対象経費の3分の1の国庫補助でございます。

保育緊急確保事業費保育サービス支援等分でございます。これは保育士等の処遇改善, これは賃金のベースアップでございますが, そういったものを図る事業でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業に対し補助率4分の3の国庫補助です。

次に、衛生費国庫補助金です。

感染症予防事業費等は、子宮頸がん, 乳がん, 大腸がんの無料がん検診事業に対しまして2分の1の国庫補助でございます。

2つ飛びまして、保育緊急確保事業費育児支援家庭訪問分でございます。乳児家庭の全戸訪問事業, 赤ちゃん訪問でございます, 及び養育支援訪問事業に係る経費に対しまして補助率3分の1の補助でございます。

荒井教育部長

同じページです。

小学校費補助金の要保護児童援助費・特別支援教育就学奨励費でございますが、要保護者及び特別支援学級に在籍する児童の保護者に対する就学援助費のための補助金で、その対象経費は要保護者の修学旅行費, 医療費, 特別支援学級就学児童の学用品費, 通学用品費, 学校給食費, 修学旅行費, 医療費等であります。

次に、中学校費補助金の要保護生徒援助費・特別支援教育就学奨励費でございますが、これにつきましては小学校費補助金と同じ内容でございます。

次の学校施設環境改善交付金につきましては、城西中学校大規模改修工事, 屋内運動場, 武道場に係る交付金でございます。交付金の率は3分の1でございます。

次の地域活性化効果実感臨時交付金でございます。これは、市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して交付金の交付がなされたものです。対象となりました事業は、城南中学校グラウンド改修工事でございます。

龍崎健康福祉部長

次に、その下でございます。

幼稚園就園奨励費でございます。

所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を目的に交付いたしました就園奨励費に対しまして3分の1の補助率でございます。

次のページをお願いいたします。

委託金、民生費委託金でございます。

国民年金事務費につきましては、法定受託事務として行っております国民年金に係る事務に対しまして委託金として国から交付されます。

次に、児童福祉費委託金でございます。

特別児童扶養手当事務費です。この手当は、精神または身体に障がいのある児童に対して全額国費で支給するものでございますが、その支給事務につきましては法定受託事務として市が行っております。その事務に対しましての委託金でございます。

次に、県支出金でございます。

民生費県負担金。

国民健康保険基盤安定等につきましては、先ほど国庫支出金でご説明しました国保税の軽減に対する県の財政支援でございます。保険者支援分として4分の1、保険税軽減分として4分の3の補助率で県が負担するものでございます。

障がい者自立支援給付費につきましては、先ほど申し上げた国2分の1に対して県4分の1の負担でございます。

後期高齢者医療保険基盤安定等につきましては、国保の制度と同様に、低所得者への保険料の軽減措置に対しまして4分の3の負担率でございます。

次に、児童福祉費負担金です。

母子生活支援施設措置費につきましては、国2分の1の負担に対して県4分の1の負担でございます。

障がい児施設給付費につきましても、国2分の1の負担に対して県が4分の1の負担ということです。

児童手当給付費につきましては、被用者保険加入が3歳未満で県が45分の4、それ以外の場合は県6分の1ということです。

保育所運営費私立分につきましては、国2分の1の負担に対して、県4分の1の負担でございます。

次に、生活保護費負担金につきましては、通常は、国が4分の3、市が4分の1の負担割合となっているところでございますけれども、居住地がない方が入院した場合や長期入院により住居を失った方に対して支給した生活保護費につきましては、市負担分4分の1を県が負担することとなっております、その分の県負担でございます。

次に、保健衛生費負担金でございます。

養育医療給付事業費につきましては、国2分の1に対し県4分の1の負担でございます。

次に、民生費県補助金でございます。

事務処理特例交付金社会福祉事務分は、身体障害者手帳の交付など、県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

民生委員推薦会につきましては、会議開催に対する県補助でございます。

地域ケアシステム推進事業費につきましては、県の事業である地域ケアシステムに関する運営費等の補助でございます。

住まい対策拡充等支援事業費につきましては、離職者に対する住宅支援給付事業等に対する県補助でございます。これは県のほうで10分の10の負担です。

障がい者地域生活支援事業費につきましては、国2分の1の補助に対して県4分の1の補助分です。

老人クラブ助成費につきましては、各老人クラブ54クラブへの県補助でございます。補

助率3分の2でございます。

老人クラブ連合会助成費につきましては、連合会への県補助でございます。同じく3分の2の補助率でございます。

次に、医療費助成事業費医療費分及び、次のページでございますが、事務費分でございます。これにつきましては、いわゆるマル福に対する県の補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

荒井教育部長

次に、その下です。

児童福祉費補助金です。

放課後児童健全育成事業費は、学童保育ルーム運営に対する茨城県の補助金でございます。補助率は約3分の2でございます。

龍崎健康福祉部長

その下になります。在宅障がい児福祉手当支給事業費につきましては、在宅の心身障がい児を介護する保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当の支給に対して、補助率2分の1でございます。

子育て支援体制緊急整備事業費につきましては、私立保育所の3歳未満児の保育体制の整備等を図るための事業でございます。10分の10の補助率でございます。

特別保育事業費につきましては、私立保育所の延長保育、病児・病後児保育事業などに対しまして補助率3分の2でございます。

次に、安心子ども支援事業費保育サービス支援等分です。幼稚園の認定子ども園への移行に向けた施設整備に対する補助が主なものでございます。2幼稚園が該当いたします。補助率は2分の1の部分と3分の2の部分がございます。

次に、事務処理特例交付金児童福祉事務分でございます。私立保育所の実地検査などに係る県からの権限移譲事務に対する交付金でございます。

すこやか保育応援事業につきましては、保育所に入所している2人目の3歳未満児の保育料に対して2分の1の補助率で、月上限が3,000円の県補助でございます。対象者は74人でございます。

次、保育緊急確保事業費子育て環境整備分でございます。国と同様に県も3分の1の補助でございます。

保育緊急確保事業費保育サービス支援等分につきましては、国が4分の3に対しまして、県補助率が8分の1、市も8分の1の負担となっております。

緊急雇用創出事業交付金保育認定等事業分でございます。平成27年度からの子ども・子育て新制度の実施に伴いまして、認定事務等に係る臨時職員の雇用について緊急雇用創出事業により実施をいたしました。補助率は10分の10でございます。

次に、災害救助費補助金でございます。

被災住宅復興支援利子助成費です。県の制度である3・11の震災で被災しました住宅の復興支援利子助成制度に基づきまして、1%の利子補給として補助されたものでございます。10件分でございます。歳出では、市もこれに1%上乗せして2%分の助成を行っております。

次に、衛生費県補助金でございます。

献血推進事業につきましては、事業費に対し補助率2分の1の県補助です。

健康増進事業費につきましては、健康相談や肝炎ウイルス、骨粗鬆症事後指導などに対して補助率3分の2の県補助でございます。

1つ飛びまして、保育緊急確保事業費育児支援家庭訪問分につきましては、国と同様、3分の1の補助率でございます。

荒井教育部長

27・28ページをお開きください。

教育費県補助金です。

目の7、節の1、小学校費補助金の被災児童就学支援等事業費は、東日本大震災により被災した児童7人の保護者に対して支援した学用品費、校外活動費、給食費等に対する補助金でございます。

次の中学校費補助金の被災生徒就学支援等事業費につきましては、被災した生徒4人の保護者に対して支援した就学費用に対する補助金でございます。

次に、社会教育費補助金の事務処理特例交付金、生涯学習事務分でございますが、青少年にふさわしくない自動販売機の設置及び廃止の届け出受理の事務処理に対する県からの事務費補助金でございます。

次の青少年相談員事業費は、青少年の健全育成に協力する店への加入説明や店舗訪問指導を行った際の1店舗につき570円、合計58件分の県補助金でございます。

29・30ページをお開きください。

節の4、統計調査費委託金、3番、学校基本調査費でございます。これは、19の小・中学校を対象に実施した指定統計調査に係る県からの補助金でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、民生費の委託金でございます。

3番、国民生活基礎調査費につきましては、所得状況、貯蓄状況などの調査対象です。

次の所得再分配調査費につきましては、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているか、生命保険・損害保険の掛金、病院の通院・入院状況、治療費の支払い方法などが調査対象となっております。この双方とも、厚生労働省所管の国民生活基礎調査に対する委託金でございます。23世帯を調査いたしましたところです。

荒井教育部長

次に、目の4、節の1、教育総務費委託金、学びの広場サポートプラン事業費でございます。これは、茨城県教育委員会より委託された事業で、小学校4年生、5年生の四則計算等の知識・技能の定着を図る事業の委託金でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、財産収入、利子及び配当金でございます。

8番、地域福祉基金利子といたしまして、47万782円の歳入です。

荒井教育部長

次に、10番、教育振興基金利子でございます。これは、教育振興基金から生じた預金利子でございます。

次の義務教育施設整備基金利子につきましては、義務教育施設整備基金の預金利子でございます。

31・32ページをお開きください。目の2、節の1、物品売払収入、3番、給食センター資源物等売払収入でございますが、これは、給食調理の際に使用した食用油の売却収入でございます。

次に、18、繰入金の節の1番、繰入金の7番、教育振興基金繰入金でございますが、これは、高校生に対する奨学金の原資及びスポーツ大会出場補助金として取り崩したものでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、33ページ、34ページでございます。

高額療養費貸付金元利収入です。支給対象額の9割を限度に貸し付けしたものでございます。その返済分でございます。3件分でございます。

次に、災害特別援護資金貸付金元金収入につきましては、2009年の竜巻被害者に対する貸付金の償還金でございます。3人の方からの収入分でございます。この結果、5名に貸し付けをしたうち、4名の方が完済となっております。残りお一人の方が収入未済となっておりますところでございます。

次に、地域総合整備資金貸付金元利収入でございます。

1番、介護老人保健施設けやきの郷建設費貸付金元金収入、2番、龍ヶ崎済生会病院建設費貸付金元金収入につきましては、いずれも地域総合整備資金の貸し付けに対する返済でございます。なお、龍ヶ崎済生会病院につきましては平成27年度で終了予定となっております。

次に、受託事業収入でございます。

公立保育所入所受託収入につきましては、八原保育所において、他市町村から受け入れた児童に係る受託収入でございます。3人分の受け入れでございます。

荒井教育部長

次に、雑入、節の1、弁償金、1番、図書館資料弁償金は紛失等による弁償金で、図書14冊とCD2点分の弁償金となっております。

龍崎健康福祉部長

次のページをお願いいたします。

一番上になります。

燃料費弁償金につきましては、平成24年1月から8月にかけて発生をいたしましたガソリンの搾取事件における一部弁償金でございます。

荒井教育部長

次の学校給食食材等弁償金でございますが、これは不良食材の処分により生じた弁償金で、内容は人件費、光熱費、食材の再購入費でございます。

龍崎健康福祉部長

次に、納付金でございます。

2番、医療福祉費第三者納付金につきましては、交通事故など、第三者行為に対する求償分でございます。

次の医療福祉費高額療養費等納付金につきましては、マル福該当者が高額療養費の支給を受けた場合、マル福が立てかえた金額分を各医療保険者から納付を受けるものでございます。

荒井教育部長

次の総合運動公園等指定管理者納付金でございます。これは、指定管理者の利用料金収入が仕様書に定める基準額を超えたことによる利用料金の還元金でございます。

龍崎健康福祉部長

次に、雑入でございます。

1番、保育所職員給食費負担金につきましては、八原保育所職員の給食費負担金でございます。

荒井教育部長

次の学校給食費負担金につきましては、児童・生徒の保護者及び教職員等から支払われた給食費でございます。給食費につきましては、小学生が月額4,320円、中学生が月額4,731円です。

次の学校給食費負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の給食費負担金の滞納繰越分でございます。

龍崎健康福祉部長

次に、雑入の雑入です。

7番、医療福祉費返還金につきましては、マル福の資格が喪失した後に受診による部分の返還及び診療報酬の返還金でございます。

8番、生活保護費返還金につきましては、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合や不正な手段で保護を受けた場合の過年度分の返還金でございます。これにつきましては、調定額が3,285万円、収入済額が732万円、そして不納欠損額が11万2,819円となっております。収入未済額が2,542万円という状況でございます。

次のページをお願いいたします。

35番になります。

総合福祉センター食事料につきましては、1食350円の47食分でございます。

次の緊急通報装置設置者負担金につきましては、設置手数料7,200円の15人分でございます。

荒井教育部長

その下になります。放課後児童健全育成事業保険料負担金でございます。これは、学童保育ルームの保護者に加入していただいた傷害保険の保険料でございます。年額1人当たり800円です。

龍崎健康福祉部長

次に、40番、子育て支援センターCD等売払収入につきましては、さんさん館で作製しましたCDの売払収入でございます。

次の公立保育所現場実習費につきましては、大学などからの実習生の受け入れ費でございます。9人の受け入れでございます。

次、健康教室等参加者負担金につきましては、骨粗鬆症予防講座時の調理実習に係る自己負担分でございます。

43番、健康診査受診者負担金につきましては、がん検診など各種の健康診査受診に係る自己負担分でございます。

44番、妊婦教室参加者負担金につきましては、妊婦教室の際のテキスト代でございます。60人分、1冊250円でございます。

荒井教育部長

同じページです。

52番、公立小・中学校現場実習費です。これは、市内小・中学校で教育実習を行う実習生または実習生が在籍する大学等から支払われました実習費でございます。

次の学校事故賠償保険金は、児童のけがによる全国市長会学校災害賠償補償保険の通院補償保険金の支払いです。

次の学校開放体育館使用料は、市内小・中学校体育館の夜間開放時の施設使用料です。

次の県緑化推進機構樹勢回復事業費補助金でございます。これは、茨城県指定文化財、龍ヶ崎のシダレザクラの樹勢回復事業に対しまして、公益財団法人茨城県緑化推進機構から市に対して交付された助成金でございます。

次の樹勢回復負担金でございます。これは、龍ヶ崎のシダレザクラ樹勢回復事業に係る所有者でございます般若院の負担金でございます。

次の58番は、中央図書館のコピー使用料でございます。

次の歴史民俗資料館電話使用料は、資料館に設置している公衆電話の使用料及びN T T 東日本からの委託手数料でございます。

次の市史等刊行物頒布収入は、歴史民俗資料館の窓口で販売している市史等刊行物の売上金でございます。

次のたつのこアリーナ幼児一時預かり利用者負担金は、たつのこアリーナ利用者のお子さんを幼児体育室で預かる際の負担金でございます。

次は63番です。太陽光発電余剰電力売却収入です。これは、城西中学校に設置しました太陽光発電により発電した電力の余剰分を東京電力に売却し、得た収入でございます。

龍崎健康福祉部長

次のページでございます。

75番でございます。源泉徴収に係る所得税相当額返還金におきまして、健康福祉部社会福祉課所管のふれあいゾーン管理運営費に係るものが1つございます。設計業務委託事業者からの返還金16万3,900円がこの中に入っております。同額を支出しております。

荒井教育部長

その下です。

76番、公共工事電気等使用料でございます。これは、城西中学校大規模改修工事で使用した水道代を請負者から徴収したものです。また、ゲリラ豪雨などの観測のため、防災科学研究所が龍ヶ崎小学校の屋上に設置したマイクロ波放射計の電気使用料を徴収したものです。

次の学校給食モニタリング事業検体費は、放射能検査の材料費に対する補助でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、85番になります。児童扶養手当返還金につきましては、資格喪失手続の遅れなどにより、過払いとなったものにつきましての返還金でございます。2名の方からの返還でございます。

荒井教育部長

次に、市債、教育費債、節の1、中学校債の中学校施設整備事業債につきましては、城西中学校大規模改修工事に伴い活用した地方債でございます。

次の保健体育債、学校給食センター整備事業債借りかえ分は、平成16年度に行った学校給食センター第1調理場の改修工事に伴い活用した地方債で、より条件の有利なものに借りかえを行ったものでございます。

次の社会教育債、文化会館施設整備事業債は、平成25年度繰り越し事業である文化会館舞台つり物装置改修工事とトイレ改修工事に係る起債でございます。

以上が歳入決算の内容でございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、歳出のほうのご説明に入らせていただきます。

87ページ、88ページをお願いいたします。

民生費でございます。

まず、保健福祉総合推進事業につきましては、保健福祉総合推進協議会が平成26年6月をもって廃止をされましたけれども、その最終の会議に係る郵送料の購入でございます。

次、職員給与費、社会福祉につきましては、社会福祉課14人分の給与でございます。

社会福祉事務費につきましては、福祉有償運送のあり方について協議する福祉有償運送等運営協議会の運営に係る経費及び社会福祉課内での経常的な事務費分でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。対前年度比で11%の減という状況でございます。内容は特別会計のところで詳しく申し上げますが、保険税の増収によりまして歳入と歳出の差額を調整いたします、いわゆる赤字繰入金の減が大きな要因でございます。

次に、民生委員等関係経費につきましては、報酬が民生委員推薦会委員の報酬でございます。

19の補助金につきましては、民生委員児童委員の地域福祉活動に対する補助でございます。1人当たり年額7万2,000円の補助で、118人分でございます。

次のページをお願いいたします。

行旅死病人等一時援護事業につきましては、身元不明で引き取り手のない人、行き倒れの病人、死亡した方等への一時的な援護、治療費ですとか、葬祭費などを行うものでございます。平成26年度については、交通費1件の支出でございます。

遺族等援護事業でございます。主なものは、戦没者追悼式に係る経費でございます。消耗品費は、祭壇、献花用の生け花など、使用料より賃借料は追悼式の祭壇の賃借料などでございます。

19の補助金につきましては、被災忠魂碑等修繕費ということで、2地区にそれぞれ修繕費を補助したものでございます。台風の影響による繰り越し分でございます。

次に、社会福祉協議会助成費でございます。

市社会福祉協議会補助金につきましては、人件費に対する補助でございます。

また、障がい福祉サービス事業費につきましては、障がい福祉サービス事業所、あざみに対する補助でございます。自立支援給付の歳入のみでは足りない部分の補助でございます。

次に、地域福祉推進事業でございます。

11需用費につきましては、地域福祉会館の雨漏りの修繕です。

13の委託料、19負担金補助交付金につきましては、社会福祉協議会が実施いたします地域福祉に資する各種事業に対する委託料、補助金、交付金でございます。

委託料は、地域ケアシステム推進事業で、保険、医療、福祉の各基幹がチームを組んで、要支援者が地域で安心して暮らせるよう支援するものです。

19の補助金でございます。

ふれあいのまちづくり事業は、各地域の福祉活動と社協職員がかかわるふれあいネットワーク事業など、各種事業への補助でございます。

障がい者自立化支援事業は、福祉の店などの事業でございます。

在宅福祉サービスセンター事業は、日常生活に支障のある方に有償在宅福祉サービス派遣を行うものでございます。

地域福祉活動推進事業は、生活支援に係る各種相談事業でございます。

交付金ボランティアセンター活動事業につきましては、同センターの活動に対するものでございます。

次に、住宅支援給付事業でございます。当事業は、住宅を喪失している方、喪失するおそれのある方に、住宅の確保及び就労機会の確保を支援するものでございます。委託料につきましては、面接相談等の事務を社協に委託したものでございます。扶助費につきましては、住宅手当3人分の支出でございます。

見守りネットワーク事業でございます。平成25年1月に立ち上げました同事業の推進に係る事務経費でございます。10月に開催の意見交換会に係る通知郵送料でございます。

次、臨時福祉給付金給付事業につきましては、消費税率引き上げの影響緩和のために、所得の低い方々に対して暫定的、臨時的な措置として実施したものでございます。対象は、

住民税非課税の方で住民税課税者の扶養親族となっていない方、また、老齢基礎年金等の受給者は5,000円の加算があったところでございます。

共済費賃金につきましては、臨時職員2名分でございます。

12の役務費については、通知の郵送料でございます。

次のページをお願いいたします。

委託料につきましては、システム構築に係るものでございます。

臨時福祉給付金の支給につきましては、支給決定人数が8,786人、そして加算対象となった方は、この中で4,405人という状況でございます。

次に、社会福祉施設費でございます。

総合福祉センター管理運営費につきましては、委託料は社会福祉協議会への指定管理料でございます。

工事請負費は、施設老朽化に伴う工事3件の実施でございます。

ふれあいゾーン管理運営費でございます。

需用費、修繕料は簡易トイレ2台分でございます。

委託料はふるさとふれあい公園の指定管理料でございます。社協への委託でございます。

工事請負費は、ゲートボール場付近の屋外トイレの配管、便器交換等の工事を実施しております。

原材料費は、グラウンドゴルフ場の改修に係る側溝などの資材の購入費でございます。

備品購入費は、常用の草刈り機の購入です。

公課費につきましては、先ほど申し上げました源泉徴収漏れによるものでございます。

次に、障がい者福祉事業でございます。

主なものでございますけれども、報酬につきましては窓口業務専門嘱託員2人分の人件費でございます。扶助費につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当でございます。償還金につきましては、平成25年度の補助金の返還金でございます。

次に、障がい者給付訪問調査等事務費でございます。

次のページをお願いいたします。

手数料につきましては、審査会での審査のため、主治医意見書作成手数料でございます。

障がい者給付審査会事務費につきましては、給付審査会の運営に係る経費でございます。委員への報酬及び事務経費でございます。委員の数につきましては6名でございます。開催は、11回開催をしております。

障がい者自立支援事務費でございます。

主なものですが、役務費手数料です。障がい福祉サービスの審査支払手数料、あるいは障がい者の医療費の審査支払手数料について、国保連合会、そして支払基金のほうへ支出をしております。

障がい者自立支援給付事業でございます。

扶助費につきましては、障がい者の介護給付費、これが3億7,000万円程度。訓練等給付費、これが2億5,000万円程度。障がい者の更生医療費、これが7,500万円程度。こういったものが主なものでございます。償還金につきましては、平成25年度の補助金の返還金です。

次に、障がい者地域生活支援事業につきましては、報酬で、非常勤職員報酬は自立支援協議会の委員報酬です。非常勤嘱託職員報酬につきましては、障がい者支援相談員1名の報酬でございます。

委託料につきましては、生活訓練等夜間支援事業につきましては、利根町の障がい者デイサービス事業への委託でございます。

地域活動支援センター運営は、宮崎病院に設置のいなしきハートフルセンターと市内川原代町の地域活動支援センターの2カ所への委託料でございます。扶助費につきましては、日常生活用具費、日中一時支援、訪問入浴などでございます。

次、障がい福祉計画等改定費につきましては、次のページをお願いいたします。

役務費、委託料、いずれも同計画改定に係るアンケート調査の経費でございます。

次に、老人福祉費でございます。

職員給与費、老人福祉につきましては、高齢福祉課職員4人分でございます。

老人福祉事務費につきましては、19負担金は、広域市町村圏事務組合養護老人ホーム松風園の運営に係る当市の負担分でございます。

介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費等の繰り入れでございます。前年度とほぼ同額の状況でございます。詳しくは特別会計のほうでご説明いたします。

老人保護措置費につきましては、扶助費として、松風園に入所している9人分の措置費相当分でございます。

高齢者生きがい対策事業でございます。

報償費、賞賜金は、最高齢者100歳到達者、88歳到達者への敬老祝金でございます。

19補助金につきましては、高齢者生きがい活動として長寿会への補助でございます。

交付金につきましては、敬老会の開催について社協へ交付したものでございます。

在宅高齢者生活支援事業につきましては、役務費につきまして手数料、これにつきましては、さわやか理髪、緊急通報システム端末の設置に係るものでございます。委託料につきましては、交流サロン運営事業ということで、元気サロン松葉館の運営経費の15%分でございます。そのほか各システムの保守経費でございます。

備品購入費につきましては、記載のとおり端末機30台の購入でございます。

次のページをお願いいたします。

19の負担金につきましては、稲広に設置しております緊急通報センター運営の負担金でございます。扶助費については、さわやか理髪、外出支援に係る扶助費でございます。

地域介護福祉空間整備等施設整備事業につきましては、国庫補助金のところでご説明いたしました緑町に整備した複合型サービス施設に施設分及び備品分として補助受け入れ額と同額を支出したものでございます。

介護サービス事業特別会計繰出金につきましては、前年度比で80%を超える伸びとなっております。詳しくは特別会計でご説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましては、ほぼ前年並みの状況です。特別会計でご説明いたします。

高齢者福祉計画等改定費でございます。平成26年度策定をいたしました高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画に係るニーズ調査実施に係る事務経費でございます。

次に、医療福祉費でございます。

医療福祉事業県補助分及び、その下の医療福祉事業単分でございます。いわゆるマル福制度でございます。県制度の枠で運営しているのが1万2,100番、それ以外、市単独で対象を拡大している部分が単分となります。補助分につきましては、小児マル福のほかに、ひとり親家庭、重度障がい、妊産婦マル福がございます。扶助費はほぼ前年並みの状況です。単分の扶助費につきましては、小児マル福分でございます。平成25年度から中3まで拡大したところがございます。

次のページをお願いいたします。

高額療養費貸付事業につきましては、高額医療の支給の対象額の9割を限度に貸し付けを行う制度でございます。平成26年度は1件の状況です。これにつきましては、平成24年度から限度額認定証が外来でも使用可能となったことが要因でございます。

次、職員給与費、医療福祉につきましては、保険年金課職員3人分でございます。

次に、国民年金費、職員給与費、国民年金につきましては、保険年金課職員3人分でございます。

次、国民年金事務費につきましては、主なものとしまして報酬、非常勤嘱託職員報酬ということで、国民年金相談員1名の報酬です。委託料につきましては、年金生活者支援給付システムの修正でございます。

次に、児童福祉費でございます。職員給与費、児童福祉につきましては、こども課職員

14人分でございます。児童福祉事務費につきましては、報酬、そして共済費、旅費等、これにつきましては、嘱託職員3人分の人件費等でございます。

13委託料の児童福祉システム修正は、平成27年度からの新制度対応に伴うものでございます。繰り越し分でございます。

次、19の負担金につきましては、次のページをお願いいたします。

負担金としまして、管外母子生活支援施設運営費として、4人家族の母子世帯、1世帯が茨城県外の同施設に入所したことによります負担金でございます。

家庭児童相談事業につきましては、こども課に設置しております家庭児童相談室の家庭児童相談員2名分の報酬でございます。児童虐待の事案などを中心に業務に当たっております。相談件数は年々増加の傾向でございます。

次に、児童扶養手当支給事業でございます。この手当は、ひとり親家庭への手当でございます。扶助費につきましては、前年度並みの状況となっております。

続きまして、特別児童扶養手当事務費でございます。この手当は、重度の障がいのある在宅の20歳未満の子供を養育している保護者に支給される手当でございます。手当そのものは県が行い、市は通知等の事務を行っております。

償還金につきましては、25年度委託金の返還金です。

障がい児施設給付事業につきましては、障がい児が通所施設サービスを利用することによる施設給付費が主なものでございます。

扶助費につきましては、前年度比で17%程度増となっております。

障がい児支援サービス事業特別会計繰出金につきましては、つばみ園に係る特別会計でございます。後ほどご説明いたします。

荒井教育部長

同じページです。

その下の放課後健全育成事業でございますが、これは学童保育ルームの運営経費でございます。報酬は保育ルーム指導員、13小学校の120人分の報酬です。旅費はその保育ルーム指導員の交通費です。需用費は、保育ルームを運営する上での日常の消耗品及び長山、久保台、八原小学校に増設しました保育ルーム開設に必要な消耗品、駒柴小学校保育ルームの専用プレハブ施設の光熱水費、そして排水設備や窓ガラスなどの修繕費です。役務費の通信運搬費は、各保育ルームの携帯電話使用料や切手代です。手数料は、学童保育ルームの保護者負担金の口座振替手数料等で、火災保険料は児童の傷害保険料でございます。委託料は、保育ルーム設備の保守、清掃等に係る経費でございます。

103、104ページをお開きください。

使用料及び賃借料は、駒柴、城ノ内小学校の専用プレハブ施設のリース料金でございます。備品購入費はこの記載のとおりでございます。

龍崎健康福祉部長

続きまして、子育てサポート利用料助成事業につきましては、NPOが行う一時預かり事業に関しまして、保護者負担の一部を市が助成するものでございます。補助率が2分の1、上限といたしまして1時間400円、200時間までということでございます。実利用世帯でございます。150世帯でございます。前年度につきましては、154世帯という状況です。

たつのご預かり保育利用助成事業でございます。これにつきましては、平成26年度からの新規事業でございます。一時保育事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、幼稚園預かり保育事業、リフレッシュ保育事業などを利用した児童の保護者に対し、利用金額の2分の1、1人当たり3万円を限度とした助成を行っております。延べの利用児童が733人でございます。

次世代育成支援対策事業でございます。需用費、印刷製本については、子育てハンドブックの印刷製本でございます。1,200部印刷です。

補助金につきましては、幼児2人同乗用自転車購入費の補助でございます。7件でございます。

次に、子ども・子育て支援事業でございます。報酬につきましては、子ども・子育て会議委員の報酬です。委託料につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に係る業務委託費でございます。子育て支援施設管理運営費につきましては、さんさん館の管理運営経費であります。主なものといたしまして、報酬については子育て支援センターの非常勤嘱託職員3人分の報酬でございます。需用費、修繕料は館内のトイレの改修、キュービクルの改修でございます。

次のページをお願いいたします。

委託料でございます。ファミリーサポートセンター運営は、さんさん館で実施しているファミリーサポートセンターの運営事業及びリフレッシュ保育事業について市内NPOに委託しているものでございます。

続きまして、第3子支援事業でございます。平成21年4月1日から平成26年3月31日までに生まれた第3子以降のお子さんのいる世帯に対して経済的支援を行う制度でございます。19の補助金につきましては、出産祝い金10万円、これは6人が対象です。すくすく保育助成金、これは保育料の助成でございます。114人対象となっております。

次に、高等技能訓練促進費等事業でございます。母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に通う場合に支給する補助金でございます。2名の方が対象となっております。償還金につきましては、平成25年度の補助金の返還金です。

子育て世帯臨時特例給付金給付事業でございます。この給付金は、平成26年4月からの消費税率引き上げの影響等を踏まえて、子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として実施したものでございます。対象は児童手当受給者世帯に対し、児童1人当たり1万円を支給するものでございます。当事業実施に当たりまして、共済費、賃金につきましては非常勤職員1名分の人件費等でございます。役務費につきましては、対象者への通知、郵送料、そして給付金の銀行振り込みの手数料でございます。委託料はシステム構築の委託料でございます。19の補助金ということで、給付金につきましては5,327世帯、8,936人の児童が対象になりました。

続きまして、児童手当支給事業でございます。児童手当につきましては、3歳未満の児童については月額1万5,000円、それ以上、中学生までは5,000円から1万5,000円の支給という制度でございます。扶助費につきましては、延べの児童数で11万4,645人の手当でございます。

次のページをお願いいたします。

在宅心身障がい児介護事業でございます。扶助費につきましては、在宅の心身障がい児の介護に当たる保護者へ支給する在宅心身障がい児福祉手当でございます。

次に、保育所費でございます。職員給与費、保育所につきましては、八原保育所職員20人分でございます。私立保育所運営費でございます。19負担金でございます。私立保育所運営費といたしまして、国が2分の1、県・市がそれぞれ4分の1で負担しているところでございます。市内、私立保育所9園及び認定こども園3園分の支出でございます。

次に、私立保育所保育助成事業につきましては、私立保育所で実施をされますさまざまな事業に対して補助を行っております。委託料、子育て支援体制緊急整備事業は、保育所の機能及び保育の質の向上、保育事業等への対応を図る事業でございます。7園で実施をいたしました。

次に、19の補助金でございます。私立保育所延長保育促進事業は、延長保育に取り組む9園への補助でございます。私立保育所施設等整備事業は、竜ヶ崎みどり幼稚園に対し、そしてその下、私立保育所施設等整備事業の繰り越し分、これについては北竜台ふたば文化幼稚園に対し認定こども園に向けた施設整備の補助でございます。

次に、地域子育て支援センター事業につきましては、乳幼児及び保護者の交流を行う場

の開設をして、子育てについて相談、情報提供、助言等の援助を行うものでございます。
4園で実施しております。

次、病児・病後児保育事業につきましては、6園に対して補助をしております。一時預かり事業についても実施している6園に対する補助でございます。私立保育所運営費につきましては、在籍児童1人当たり1,000円を保育所に補助するものです。市の単独事業でございます。私立保育所障がい児保育対策事業、これにつきましては、障がい児保育を実施しているところに補助をするものです。これも市の単独事業でございます。私立保育所保育士増員配置事業、これにつきましては、保育士の加配実施に対する補助でございます。これも市の単独でございます。保育士等処遇改善臨時特例事業につきましては、保育士の低賃金水準の解消に向けて、保育士等の給与改定分に対する補助でございます。

続きまして、公立保育所管理運営費につきましては、八原保育所の管理運営の経費でございます。報酬につきましては、非常勤嘱託職員報酬として、保育士13人及び栄養士、用務員の報酬でございます。11需用費、賄材料費は、給食食材の購入でございます。

次のページをお願いいたします。

そのほかの経費につきましては、八原保育所の経常的な事務経費でございます。

続きまして、管外保育所運営費でございます。19の負担金につきましては、市民のお子さんが通う管外の公立保育、公立、私立保育所に運営費を支出しております。管外公立保育所は126人、そして管外の私立保育所には516人が通っております。

次に、すこやか保育応援事業につきましては、扶助費といたしまして保育所に同時入所している二人目の3歳未満児に対する補助でございます。上限額が月3,000円となっております。74人が対象でございます。

次に、生活保護費でございます。職員給与費、生活保護につきましては、社会福祉課職員9人分でございます。

生活保護適正実施推進事業につきましては、報酬、面接相談員1人及び嘱託医師の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

13委託料につきましては、生活保護システムの保守及びシステム改修が主なものでございます。償還金につきましては、平成25年度の国庫補助金の精算でございます。生活保護扶助費につきましては、額としては前年度とほぼ同額の状況でございます。近年の推移を申し上げますと、保護者については、平成24年度が571世帯、722人、平成25年度が598世帯、762人、平成26年度が636世帯、796人という状況でございます。

次に、災害援護事業でございます。19補助金でございます。被災住宅復興支援利子助成補助金につきましては、先ほど申し上げました県の制度の1%の利子補給に市の上乗せの1%を加え、2%の利子補給をしております。10件分でございます。

続きまして、二つ飛びまして、保健衛生事務費でございます。19補助金、献血推進事業といたしまして、献血推進協議会への補助でございます。

交付金、健康相談事業につきましては、医師会並びに歯科医師会への交付金でございます。

医療対策事業につきましては、委託料につきましては、休日・緊急診療に対する医師会への委託でございます。19の負担金補助及び交付金につきましては、次のページをお願いいたします。負担金としまして、夜間・日曜・祝日の診療について、広域的な対応をとっているわけでございます。病院群輪番制につきましては、5市町村で構成しております。小児救急輪番制につきましては、6市町村で構成しております。それぞれの当市の負担金分でございます。

次に、成人保健事業でございます。主なものでございます。報酬、共済費、賃金、旅費、これにつきましては、医師への報酬のほかに看護師、保健師、臨時職員に対する人件費などでございます。需用費、そして役務費につきましては、各種検診の受診券の印刷、郵送料が主なものです。13委託料でございます。がん検診につきましては、各種がん検診を茨

城県の総合健診協会及び医療機関へ委託をしております。そのほか、骨粗しょう症検診，そして平成25年度から実施した歯周疾患検診などのほかに，健康管理システムの修正，保守などでございます。14番，使用料及び賃借料につきましては，新規に26年の10月から健康管理システムを導入しております。

続きまして，健康づくり推進事業につきましては，報償費は，快眠教室の講師謝礼でございまして。

次のページをお願いいたします。13委託料につきましては，食生活改善推進事業として，食生活改善推進委員協議会に委託をしまして，地域の食生活の改善活動を実施しているところでございます。

次に，母子保健事業でございます。主なものでございますが，報酬の非常勤職員報酬，これにつきましては，3・4カ月児健診，股関節検診，1歳6カ月健診などの医師の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては，保健師，歯科衛生士，看護師などに対する人件費でございます。13委託料です。1回から14回分の妊婦健康診査を初めといたしまして，乳児健康診査などの健診について医療機関へ委託しているものでございます。19の補助金につきましては，放射性物質健康影響検査助成金といたしまして，福島第1原発事故に関連し，エコー検査，これは7件，ホールボディ検査3件分についての助成金でございます。全員異常なしという状況です。20扶助費につきましては，不妊治療の助成でございます。延べで56件でございます。償還金につきましては，妊婦健康診査の償還払いでございます。里帰り等で遠方の医療機関等に受診した場合などでございます。

次，養育医療給付事業につきましては，歳入でご説明したとおり，身体の発育が未熟なまま生まれ，入院を必要とする乳児の医療費に対する公費の助成制度でございます。11名分の経費でございます。

続きまして，子育て相談事業でございます。次のページをお願いいたします。この事業につきましては，プレパパ教室，乳児家庭全戸訪問などの育児支援事業や発達相談などの事業に係るものでございます。報酬，非常勤職員報酬，これにつきましては，発達指導員，育児支援専門相談員の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては，子育て相談嘱託員，新生児訪問嘱託員，管理栄養士に対する報酬でございます。そのほか関連の事務経費分でございます。実績を申し上げますと，乳児家庭全戸訪問につきましては，延べで539件実施をしております。

次に，精神難病保健福祉対策事業でございます。扶助費でございます。難病患者福祉見舞金でございます。1人2万円で，404件分でございます。予防費でございます。疾病予防費につきましては，主なものといたしまして，報酬，非常勤職員報酬，これにつきましては，感染症対策委員会の委員報酬，予防接種医師報酬でございます。一般職，非常勤職員報酬につきましては，保健師1名に係る報酬でございます。11需用費，医薬材料費につきましては，各種のワクチンの購入費でございます。13委託料でございます。A類予防接種は四種混合，日本脳炎，BCG，ヒブなどの接種でございます。B類予防接種，これについては，高齢者インフルエンザ，成人用肺炎球菌等でございます。任意予防接種，これについては，おたふく風邪，小児インフルエンザなどでございます。これらの接種について医師会等への委託でございます。

二つ飛びまして，123，124ページをお願いいたします。

保健センターの管理費でございます。職員給与費，保健センターにつきましては，健康増進課19人分でございます。保健センター管理運営費につきましては，主なもの，14の使用料及び賃借料でございます。これについては，土地の賃借料でございます。そのほかにつきましては，当センターの事務費，管理運営経費でございます。

次に，127，128ページをお願いいたします。

労働費でございます。シルバー人材センター援助費につきましては，龍ヶ崎市シルバー人材センターの運営に必要な補助金の支出でございます。前年度と同程度の額となっております。

荒井教育部長

165ページ、166ページをお開きください。

教育費の歳出予算の総額は32億948万円で、支出額が30億8,108万7,567円、平成27年度への繰越額が2,564万9,000円、不用額1億274万3,433円となっております。なお、翌年度繰越額2,564万9,000円は後ほどご説明をさせていただきますが、文化財保護費の市指定文化財と市民遺産の認定物件に係る案内板6基分の経費113万3,000円と、学校給食運営費における学校給食センター第2調理場のボイラー2基の入れ替え工事費2,451万6,000円を繰り越したものでございます。

それでは、まず教育委員会費からでございます。教育委員会費ですが、執行機関である教育委員会に係る経費でございます。報酬は、教育長を除く教育委員4名に対する報酬です。旅費は、教育委員1名分の通勤に要する費用の費用弁償です。交際費は、教育委員会の対外的な必要経費でございます。需用費は、全国市町村教育委員会連合会が発行する冊子の定期購読料等、負担金補助金及び交付金の負担金は、県市町村教育委員会連合会に対する年会費でございます。

次は、事務局費です。コードナンバー26000、下5桁でございますが、これは教育長の給与費でございます。

次に、職員給与費、教育委員会事務局につきましては、教育部長、教育総務課管理職3人、学務グループ5人、総務グループ3人、指導課1人の合計12人分の給与等でございます。次の学務事務局につきましては、教育委員会及び事務局、教育総務課に関する経費でございます。報酬は、教育総務課窓口業務嘱託員の報酬です。報償費は、教育委員会が行っている事務事業の点検評価に係る謝金でございます。

167、168ページをお開きください。

旅費の費用弁償につきましては、教育総務課窓口業務嘱託員の通勤に要する費用の費用弁償でございます。需用費のうち食糧費につきましては、小規模校3校の意見交換会等の開催時の飲み物代でございます。印刷製本費は、50歳以上で25年以上勤続している教職員を表彰する茨城県永年勤続表彰の記念写真印刷代等に係る経費でございます。役務費は切手等の通信運搬費、学校用務手の保菌検査に係る手数料、学校災害賠償補償保険の保険料で、負担金補助及び交付金は、市教育委員会が加盟する各種団体、強化要図書選定協議会等の市負担金でございます。

続きまして、奨学生援護事業です。これは経済的な理由などで高等学校等に進学、就学することが困難な家庭の子どもに対し1人当たり月額1万円の奨学金を支給するもので、教育振興基金を原資とする事業でございます。平成26年度は6人の新規奨学生を決定いたしました。奨学生は3年間の就学期間中、年額12万円、3年で36万円の奨学金を受け取ることとなります。交付対象者は計14人でございます。

次の教育振興基金費ですが、教育振興基金から生じた預金利子を積み立てたものでございます。

次の義務教育施設整備基金費ですが、学校施設整備に充てる基金を積み立てておくもので、義務教育施設整備基金から生じた預金利子を積み立てたものでございます。

次の教育の日推進事業の負担金補助及び交付金ですが、これは実行委員会への事業交付金です。

次は、目3教育指導費でございます。職員給与費、教育指導でございますが、茨城県教育委員会から当市へ派遣されております指導主事4人分の給与等でございます。

次の学校指導費ですが、これは指導主事が学校運営全般にかかわる指導、助言をするための経費でございます。需用費は教育図書等の消耗品です。

169、170ページをお開きください。

教職員研修費ですが、これは本市の教育課程の解決と各学校の教職員の資質向上、教育活動の充実を図るための経費でございます。負担金補助及び交付金ですが、県校長会、県教頭会に係る負担金、当市の教育課題解決のための学校経営研究事業、教科指導委員研修

事業に対する交付金でございます。

次の障がい児教育支援費ですが、これは障がいのある児童の学校における教育活動を支援している特別支援、教育支援に係るものでございます。また、教育上特別な配慮を要する児童・生徒の障がいの種類、程度等の判断及び適正な就学指導を実施するための経費でございます。報酬は、障がい児就学指導委員会委員2人分の報酬です。委託料は、肢体不自由及び情緒障がい等の児童・生徒35名の支援に係る特別支援教育支援員22名分の委託料でございます。

次の語学指導事業ですが、これは中学校の外国語教育や小学校の外国語活動の充実を図るための英語指導助手配置に係る経費等でございます。報償費は、英語活動並びに英語教育を充実させるためのスーパーバイザー1名の報償金で、委託料は6名のAETによる英語指導業務の委託費用でございます。

次の子どもが主役、魅力ある学校づくり推進事業ですが、これは魅力ある教育活動及び学校の課題解決に向けた取り組みを行い、児童・生徒に生きる力の育成を目指すための経費でございます。負担金補助及び交付金ですが、各学校の計画に基づいた学校独自の教育活動及び課題解決に向けた研究に対する交付金でございます。

次の特色ある学校づくり事業ですが、これは夢や希望を持って将来の生き方を考えられる児童・生徒を育成するための経費でございます。負担金補助及び交付金ですが、各界で活躍している著名人を講師として招いたり、地域の特性を生かした体験活動を実施するための交付金でございます。

次の学習充実支援事業ですが、これは各小学校に学習充実指導非常勤講師を配置し、学習効果の高い少人数や、チームティーチングによる指導に要した経費及び小学校4年生、5年生を対象とした学びの広場サポート事業を実施するためのサポーター配置に要した経費となっております。報酬は、学習充実指導非常勤講師18名分の報酬です。報償費は、学びの広場サポーター53名の報償金です。旅費は、学習充実指導非常勤講師の交通費でございます。役務費は、学びの広場サポーター53名分の損害保険料でございます。

続きまして、目の4教育センター費でございます。職員給与費、教育センターですが、これは教育センター職員1人分の給与等でございます。

次は、教育センター管理費です。報酬は用務嘱託員1人分の報酬です。旅費は用務嘱託員の通勤手当でございます。

171、172ページをお開きください。

13の委託料から説明させていただきます。委託料は、教育センター分の清掃業務委託分でございます。14の使用料及び賃借料は、NHK放送受信料、コピーリースチャージ料でございます。27の公課費は、公用車2台分の自動車重量税となっております。

次は、教育センター活動費です。主なものでございます。報酬は、教育相談員8人及び学校教育相談員1人分の報酬です。報償費は、市民カウンセリング講座の講師謝礼、旅費は、教育相談員8人及び学校教育相談員1人分の通勤手当と研修会等の旅費、そして指導主事の出張旅費でございます。二つ飛びまして、使用料及び賃借料は、適応指導教室体験活動における施設使用料などでございます。負担金補助及び交付金は、全国適応指導教室連絡協議会の年会費、教育相談員が受講するカウンセリング養成講習会に係る経費でございます。

次のさわやか相談員派遣事業ですが、報償費は中学校のさわやか相談員6名への謝金、そして小学校のさわやかボランティア相談員18名への謝金です。需用費は相談活動で使用する折り紙などの消耗品、役務費は相談員の24名分の傷害保険料でございます。

次のいじめ問題対策事業ですが、報酬は、教育総務課で庶務を担当しているいじめ問題専門委員会委員報酬6名分及び人事行政課で庶務を担当しているいじめ問題再調査委員会委員報酬5名分でございます。報償費は、いじめ問題対策連絡協議会委員17名中、PTA連絡協議会代表の2名への謝金です。旅費は、いじめ問題専門委員会及びいじめ問題再調査委員会委員の交通費でございます。

173, 174ページです。

教育費の学校管理費でございます。職員給与費でございますが、これは小学校の用務手12名分の給与等でございます。

次の小学校管理費ですが、これは小学校13校の維持管理経費でございます。施設や設備の保守、修繕、備品等の購入を行いまして、児童の学校における生活環境の充実を図るものでございます。主なものを申し上げます。報酬は、小学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する非常勤職員報酬、そして用務嘱託員の報酬です。旅費は、用務嘱託員の交通費でございます。需用費は、電気、ガス、水道料金などの光熱水費、そして老朽化した校舎、体育館等の修繕料でございます。役務費は、電話料金や切手代との通信運搬費、飲料水及びプールの水質検査、浄化槽の定期検査、児童及び教職員の各種健康検査等でございます。委託料の主なものでございます。校舎の警備、消防設備の保守、浄化槽及び浄化槽の清掃、電気工作物の保安管理、樹木の剪定及び消毒等の委託費用でございます。使用料及び賃借料は、各学校の印刷機、複写機や教育用コンピューターなどの情報機器等のリース料金や仮設校舎の賃借料、学校用地の賃借料などでございます。

175, 176ページ、二つ飛ばさせていただきます。負担金補助及び交付金ですが、負担金の主なものとしましては、学校管理下の児童がけがをした際に給付されます災害共済加入掛け金でございます。交付金は市の教育研究会に対する交付金でございます。

次に、目の2教育振興費でございます。小学校教育振興費ですが、これは各種教材、教具の購入などの学校教育の向上に係る経費でございます。報奨金は、AED講習会の講師謝礼でございます。需用費のうち消耗品は、教師用指導書、学習用副読本などの教材用消耗品や学校図書館用の図書を購入したものでございます。役務費のうち通信運搬費は、学校で使用した切手代等、手数料につきましては、ピアノや楽器の調律手数料、筆耕翻訳料は、賞状や卒業証書に係る経費でございます。委託料はスポーツ施設の集計業務の費用でございます。備品購入費は、各学校の学習教材備品等を購入したものでございます。

次の小学校読書活動推進事業ですが、これは小学校に配置しております司書嘱託員13人分の報酬及び交通費でございます。

次の要保護・準要保護児童就学奨励費についてでございます。これは経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対しまして、学用品費や給食費等を給付し就学を支援するための経費でございます。

次の被災児童就学援助事業でございます。これは東日本大震災により被災した児童7名の保護者に対して、学用品費や給食費等を給付し就学を支援するための費用でございます。

続きまして、目3学校施設整備費でございます。まず、職員給与費、小学校施設整備ですが、学務グループで小学校施設を担当する1人分の給与等でございます。

次の都市再生機構小学校償還金ですが、これは都市再生機構の建てかえ施工により建設した小学校4校、長山、久保台、八原、城ノ内小学校分の償還金でございます。

次は、小学校施設整備事業です。177, 178ページです。需用費ですが、八原小学校倉庫設置工事に係る建築確認申請、完了検査に係る収入証紙代でございます。委託料ですが、平成27年度に予定している改修工事に係る実施設計費でございます。工事請負費ですが、これは記載のとおりでございます。

続きまして、中学校費、学校管理費、職員給与費、中学校でございます。これは中学校の用務手6名分の給与等でございます。

次の中学校管理費でございますが、小学校と同様、中学校6校の施設や設備の保守、修繕及び備品等の購入を行い、生徒の学校における生活環境の充実を図るための経費でございます。主なものを申し上げます。報酬は、中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、用務嘱託員の報酬です。需用費は小学校と同様でございます。電気、ガス、水道料金などの光熱水費や老朽化した校舎、体育館等の修繕料でございます。

4つほど飛ばさせていただきます。備品購入費につきましては、生徒用机など管理用備品の購入費でございます。これは次のページにまたがります。負担金補助及び交付金の負

担当の主なものとしましては、小学校と同様、学校管理下での生徒のけが等に給付される災害共済各加入掛け金でございます。

続きまして、教育振興費でございます。まず、中学校教育振興費でございますが、小学校教育振興費と同様でございます。各種教材、教具の購入など、学校教育の向上に係る経費でございます。主なものを申し上げます。需用費のうち消耗品費は、学習用副読本などの教材用消耗品や学校図書館用の図書を購入したものでございます。二つほど先に行きまして、負担金補助及び交付金の補助金の主なものとしましては、市中学校体育連盟が主催する体育大会への補助金と部活動の大会出場補助金でございます。

次の中学校読書活動推進事業ですが、これは中学校に配置されている司書嘱託員6名分の報酬及び交通費でございます。

次の要保護・準要保護生徒就学奨励費でございますが、これは経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対しまして、学用品費や給食費等を給付し就学を支援するための費用でございます。

次の被災生徒就学援助事業でございますが、これは東日本大震災により被災した生徒4名の保護者に対して学用品費や給食費等を給付し、就学を支援するための費用でございます。

続きまして、目の3学校施設整備費、職員給与費、中学校施設整備ですが、これは学務グループで中学校施設整備を担当する2人分の給与等でございます。

次の都市再生機構中学校償還金ですが、これは都市再生機構の建てかえ施工により建設した中学校3校、長山、中根台、城ノ内中学校分の償還金でございます。

次は、中学校施設整備事業です。次のページにまたがります。

まず、委託料でございますが、実施設計は平成27年度に予定しております改修工事に係る実施設計費でございます。工事管理繰越分につきましては、城西中学校大規模改修工事に係る工事管理費でございます。工事請負費につきましては、記載のとおりでございます。備品購入費でございます。これは大規模改修工事で部屋を整備した多目的スペースや特別教室で使用するテーブルや椅子等を購入したものです。

龍崎健康福祉部長

続きまして、幼稚園費でございます。幼稚園就園奨励事業でございます。幼稚園就園奨励費は、所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を目的に補助をするものでございます。支給の決定者数でございますが896人でございます。

次に、幼稚園振興助成事業でございます。主なものとして、補助金でございますけれども、私立幼稚園等幼児教育費につきましては、子ども1人当たり月額2,000円を保護者に対し補助するものでございます。

次に、私立幼稚園障がい児保育費でございます。障がい児の保育を実施しました6園に対しまして、障がい児1人当たり月額1万円を補助したものでございます。対象児童数のほうは14人でございます。

荒井教育部長

続きまして、社会教育費、社会教育総務費でございます。

まず、職員給与費、社会教育総務でございますが、これは生涯学習課の職員8名分の給与等でございます。

次は、生涯学習事務費です。まず、報酬は社会教育委員の報酬です。需用費の消耗品費は人権団体の機関紙購入費でございます。役務費の通信運搬費は、社会教育委員や成人式運営委員への通知に要した切手代、火災保険料は成人式運営委員の傷害保険でございます。

次のページになります。

負担金補助及び交付金の負担金は社会教育組織への負担金で、交付金は成人式運営委員会へのものでございます。

次は、生涯学習推進費でございます。報償費は親子ふれあい教室の講師謝礼でございます。需用費の消耗品費は、親子ふれあい教室で使用した消耗品類、役務費の通信運搬費は切手代でございます。

次は青少年育成事業です。主なものを申し上げます。報酬は、青少年センター運営協議会委員、青少年相談員への報酬でございます。報償費は、市子ども会育成連合会球技大会における子どもたちへの参加賞です。負担金補助及び交付金の負担金は、青少年育成組織への負担金で、補助金は龍ヶ崎分区保護者会に対する補助金、交付金は団体の活性化と事業推進を目的とした市子ども会育成連合会、青少年育成龍ヶ崎市民会議への事業交付金でございます。

次の子育て学習事業ですが、これは子育てふれあいセミナーの自主的活動を支援する事業でございます。報酬は家庭教育指導員2人分の報酬です。報償費は子育てふれあいセミナー講演会での講師謝礼、旅費は家庭教育指導員2人分の費用弁償です。需用費の消耗品費は、各学校のセミナーなどで使用する一般消耗品と、龍ヶ崎市女性会が行う子育て学習事業の消耗品でございます。

次の子どもの居場所づくり事業ですが、これは龍ヶ岡公園管理棟を活用し、年間を通して土曜日と日曜日に子どもたちに遊び場を提供している事業でございます。報償費でございますが、これはプレイリーダー養成講座と一日プレイパークに係る講師謝礼、そしてプレイリーダー7名に対する謝金です。需用費の消耗品費は、その運営に必要な蛍光管などの施設管理消耗品や子どもの遊ぶ玩具やゲーム、その他一般事務消耗品です。

185、186ページ、次のページになります。

役務費の通信運搬費は、たつのこ山管理棟の電話使用料とプロバイダー利用料で、火災保険料はこの施設の利用者に係る傷害保険でございます。委託料は、龍ヶ岡公園管理棟で行っている子供の居場所づくり事業の委託料でございます。備品購入費は、事業運営に必要な備品を購入したものでございます。

次は文化財保護費でございます。これは指定文化財の保護や埋蔵文化財の発掘調査等のための事業経費でございます。主なものを申し上げます。報酬は、文化財保護審議会委員5名分の委員報酬、埋蔵文化財専門員による試掘調査実施時における報酬でございます。旅費は、市外在住の文化財保護審議会委員3名及び埋蔵文化財専門員の交通費でございます。需用費のうち消耗品は、埋蔵文化財確認調査時に使用する消耗品、新規の市指定文化財の指定証ホルダー購入費及びシダレザクラ樹勢回復事業の実施を示す標柱の制作費でございます。役務費の筆耕翻訳料は、新規指定の文化財、矢口家長屋門及び筆子塚のうち、石碑に刻まれた文章の解説、読み下し文の作成を専門家に依頼したものです。需用費の図面作成委託は、新規指定の文化財の構造等を記録するため、平面図、立面図、断面図等を委託したものでございます。同じく委託料の樹勢回復委託は、茨城県指定文化財龍ヶ崎のシダレザクラの樹勢回復事業を樹木医に委託をしたものでございます。使用料及び賃借料は、埋蔵文化財試掘調査に伴い使用した重機の使用料で、6日分の使用料となっております。負担金補助及び交付金のうち負担金は、加盟している県文化財保護協会への負担金でございます。交付金は、市民協働事業提案制度の事業として採択された旧諸岡邸の赤れんが門柱の移築事業に対する交付金でございます。

なお、備品購入費113万3,000円を平成27年度に繰り越しております。冒頭で申し上げましたが、これは市指定文化財として新たに指定した二つの物件に係る案内板と、本年4月1日から施行した龍ヶ崎市民遺産制度に基づき認定される物件に係る案内板、計6基分の経費でございます。

次は、文化芸術普及事業でございます。これは市の文化芸術活動の普及・啓発のための経費でございます。需用費のうち消耗品費は、一般事務消耗品費、印刷製本費は龍ヶ崎市文化協会の会報「緑龍文化」の印刷費でございます。役務費の火災保険料は、市所有の鈴木草牛の手による絵画の動産総合保険料でございます。目の3図書館費、職員給与費、図書館でございますが、これは中央図書館6名の給与でございます。

次の図書館管理運営費ですが、中央図書館及び各地区コミュニティセンター図書室の管理運営に係る経費でございます。

山宮委員長

休憩いたします。

午後1時再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

荒井教育部長。

荒井教育部長

それでは、歳出のほうでは図書館管理運営費からの説明となりますが、その前に、誠に申しわけございません。歳入のほうで1カ所、1点、説明漏れがございました。

37、38ページの雑入でございます。37、38、一番下になります。71番光熱水費等の付近の説明でございます。

これは、給食センターの第1調理場でございますが、調理業務委託業者がボイラーの誤作動をしてしまったわけございまして、その際、ボイラーを停止させなかったことによりまして生じたガス代金、これを弁償させたものでございます。14万4,038円。この説明漏れがございました。おわび申し上げます。

それでは、図書館管理運営費でございます。これは中央図書館及び各地区コミュニティセンター図書室の管理運営にかかる事業費でございます。

主なものを申し上げます。

報酬ですが、14人の図書館業務の嘱託職員及び図書館協議会委員15人分の報酬でございます。

報償費の報償金、次のページにまたがります。これは、市民文学散歩及び俳句川柳講座開催に伴う講師謝礼でございます。

旅費につきましては、図書業務嘱託職員14人分の交通費でございます。

需用費の消耗品費は、主に図書資料の購入費でございます。

光熱水費は、電気、ガス、上下水道の使用料。

修繕料は、主に職員通用口ドア、1階の排煙窓及び空調設備の修繕でございます。

役務費は、中央図書館と各地区コミュニティセンター図書室とを結ぶネットワーク通信回線使用料との通信費が主なものでございます。

委託料でございます。施設の保守管理全般にかかる経費と図書館情報システムにかかる保守経費の支出となっております。

使用料及び賃借料は、図書館情報システムにかかるハードソフトのリース料が主なものでございます。

公課費でございます。これは公用車の車検時の重量税でございます。

次は、子ども読書活動推進事業費でございます。

報酬ですが、市子ども読書活動推進委員会委員10人分の報酬でございます。

報償費の報償金は、おはなしボランティア講習会開催に伴う講師謝礼でございます。

需用費の消耗品は、保健センターで実施しております3、4カ月児健診時に同時に行っておりますブックスタート事業で無料配布をしております絵本の購入でございます。

次に、目の4、歴史民俗資料館、歴史民俗資料館管理運営費です。

需用費の修繕料は、資料館の玄関及び風除室の自動ドアを交換した費用でございます。

委託料の施設運営維持管理等委託でございますが、1つは資料館の指定管理者である公

益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団に対する指定管理料でございます。もう一つは、開館から24年余り経過し、一部に劣化が見られる資料館の外壁について打音検査を委託したものでございます。

14の使用料及び賃借料は、資料館の開館以来使用してきた電話交換設備が故障したため、NTT東日本と新たに電話交換設備等のリース契約を結び、本年2月、3月分の賃借料を支払ったものでございます。

目の5、文化会館費、文化会館管理運営費でございます。

報償費は、新規に購入したグランドピアノ選定のため、購入先に派遣をいたしましたピアニスト3名への謝金でございます。

次のページをお開きください。

旅費は、同じくグランドピアノ選定に伴い、職員1名が立ち会いを行ったことによる交通費でございます。

委託料でございます。このうち、映写機器の保守は文化会館にリースで設置しておりまず映写設備の保守点検費用です。

文化会館管理運営は、文化会館管理運営の指定管理者である公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団に対する指定管理料でございます。

使用料及び賃借料は、文化会館駐車場用地の賃借料及び映写機器の再リース料でございます。

工事請負費につきましては、記載のとおりでございます。

備品購入費につきましては、スタインウェイ・サンズ社のグランドピアノの購入費用でございます。

報償金、利子及び割引料の償還金は文化会館使用料の還付金2件で、利用者による当初申請で納付のあった設備使用料のキャンセル分でございます。

次は、保健体育費、保健体育総務費でございます。

職員給与費、保健体育総務につきましては、スポーツ推進課職員6人分の給与等でございます。

次は、社会体育事務費でございます。これは、誰もが健康で楽しめる生涯スポーツ社会の実現を目標にニュースポーツの普及を図るため、スポーツ推進委員等を通じて教室や大会を開催するための経費でございます。

主なものを申し上げます。

報酬は、ニュースポーツの普及活動を行っておりますスポーツ推進委員及びスポーツ推進計画審議会委員に対する報酬でございます。

旅費は、職員2名が都庁で開催されました東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプにかかる説明会に参加した際の交通費でございます。

11需用費の印刷製本費は、スポーツ推進計画を印刷した費用でございます。

続きまして、次の体育振興活動費でございます。これはスポーツレクリエーション活動を継続して行えるよう団体を育成強化する経費及び各種スポーツ教室、大会等を開催するための経費であります。

報償金の賞賜金は、国際大会や全国のスポーツ大会に出場する団体・個人に対する激励金でございます。

需用費は、事務用消耗品費。

負担金補助及び交付金は、補助金につきましては、体育協会やスポーツ少年団などに所属する団体又は個人が関東大会、全国大会に出場した際の補助金です。交付金は体育協会各部の実施事業及びスポーツフェスティバル事業、スポーツレクリエーション祭り事業等の運営交付金でございます。

次は、192ページになります。

体育施設費、総合運動公園等管理運営費でございます。

主なものを申し上げます。

報酬は、たつのこアリーナ利用者の幼児一時預かり保育業務にかかる非常勤嘱託職員4名の報酬です。2名2班のローテーションで行っております。

旅費はこの嘱託員の交通費です。

需用費の消耗品ですが、主なものでございますが、柔道の赤畳60枚のほかサインキューブ、カラーコーンを購入しております。

役務費でございます。コピー機をたつのこアリーナからたつのこフィールドに移動した手数料でございます。

委託料の体育施設維持管理は、横田川運動公園の仮設トイレの移動費を施設清掃は大正堀川運動公園テニスコートの冠水後の清掃費用等、総合運動公園等管理運営は総合体育館ほか13施設の指定管理料でございます。使用料及び賃借料はたつのこアリーナのコピー機及び券売機の賃借料です。

工事請負費及び備品購入費につきましては、記載のとおりでございます。

負担金補助及び交付金は、スポーツ施設予約システム整備運営協議会への負担金でございます。

続きまして、目の3学校給食費、職員給与費、学校給食センターにつきましては、学校給食センター職員5人分の給与等でございます。

次は、学校給食運営費です。

主なものを申し上げます。

報酬は、学校給食センター運営委員会委員4人分の報酬です。

旅費は、会議出席のための交通費です。

需用費は、給食調理業務にかかわる消耗品、光熱水費、修繕料、賄い材料費などがございます。

次のページをお願いします。

修繕料につきましては、ボイラーをはじめ厨房機器等の修繕で、賄い材料費はにつきましては、学校給食の食材購入費でございます。

役務費のうち手数料は、車検そして職員が月2回実施しております保菌検査にかかる手数料です。

委託料につきましては、記載のとおりでございます。

14の使用料及び賃借料は第1、第2調理場の生ごみ処理機の賃借料等でございます。

次に、工事請負費、ここには記載ございますが、冒頭で申し上げましたように繰越明許費を設定しております。

192ページに記載がございましたが、工事請負費につきましては、本年3月議会で2,451万6,000円の補正予算を承認いただいたものでございます。これは、学校給食センター第2調理場のボイラー2基の老朽化に伴い入れ替えを行ったもので、平成27年9月1日の稼働に向け夏休み期間中の工事となること、またボイラー本体の製造に相当期間を要することを考慮し、早急な発注が必要となったことから予算化したもので、その全額を平成27年度に繰り越したものでございます。

もとに戻りまして、193、194ページをお願いいたします。

備品購入費でございます。これは第2調理場の焼き物機が老朽化したことから、2台のスチームコンベクションという新型の焼き物機に入れ替えまして、また、第1調理場の蒸気回転釜につきましても老朽化に伴い2基を入れかえたものでございます。

負担金補助及び交付金の負担金は、茨城県学校給食振興期成会、茨城県学校栄養士協会等の団体に対する負担金です。

公課費は、公用車の自動車重量税でございます。

以上が、歳出決算の内容でございます。

山宮委員長

これより質疑を行います。

質疑に当たっては一問一答でお願いをいたします。
また、質疑及び答弁におかれましては、挙手をされるようお願いいたします。
それでは、質疑ございませんか。

深沢委員

では、よろしくお願ひいたします。
まず、健康福祉のほうを行きたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。
成果報告書の50ページです。

50ページの相談支援体制の具体の活動体験の（4）欠席の多い児童・生徒を登校につなぐことができたというのがあるんですけども、その中で1点目として、児童・生徒の不登校に至る状況を聞かせてください。

矢口こども課長

児童・生徒の不登校に至る状況でございますが、家庭児童相談室での不登校相談では親の習慣が乱れ生活態度を子どもにあわせることはせず、子どもは学校に行きたいという思いがあっても親の不規則な生活リズムに子どもが巻き込まれてしまっているといういわゆる親のネグレクトから至る状況が見られております。

深沢委員

ありがとうございます。
やっぱりネグレクトは多いですかね。またそれに対しての、ネグレクトもあると思ひますけれども、ほかの虐待等はありませんか。

矢口こども課長

やはり毎年のようにネグレクトについては件数が多い状況でございます。26年度につきましても虐待相談全体の約34%でございました。ほかの虐待についても身体的虐待や、それぞれの虐待がございます。

深沢委員

とても心配なことです。よく相談にのってあげていただきたいと思ひます。
児童虐待相談55件、養育相談90件の内容をちょっと教えていただけますか。

矢口こども課長

まず、児童虐待相談の55件でございます。
ネグレクトは19件、先ほど申しましたとおり34%。心理的虐待が21件で約38%。身体的虐待が13件で約24%。そして性的虐待が2件、4%でございました。
次に、養育相談の90件の内容でございます。
まず養護相談が57件、保健相談が1件、障がい相談が4件、非行相談1件、性格行動相談が12件、不登校の相談が3件、その他12件でございました。
以上でございます。

深沢委員。

ありがとうございます。
どの相談内容もいいというものはないんですけども、性的なその暴力が云々ということとは許しがたいことです。その辺のところよろしくお願ひしたいと思ひます。
児童虐待の発見というのは、地域の方からあるのと幼稚園とか保育園、またもしくは自己通告、この人数配分なんかはどうなっていますか。

矢口こども課長

児童虐待相談55件の経路でございますが、児童相談所から5件、他市の福祉事務所から3件、保健センターから6件、警察署から2件、医療機関から2件、保育所から6件、学校から13件、その他教育委員会から4件、児童委員から2件、家族から5件、隣人知人から7件でございます。

深沢委員

ありがとうございます。

児童虐待は、見たらすぐに通報しましょうということになってはいますが、これからも通報多くなつては困るんですけども、もしかしたらそういうことにもなりかねませんので、またこれから自己通告というのもきつと増えてくると思いますので、その点、よろしくお願ひいたします。そういう環境をつくってあげていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次、いっていいですか。

決算書です。決算書の90ページ。

01009900地域福祉推進事業、補助金のところのふれあいのまちづくり事業、それから障害者自立化支援事業、在宅福祉サービスセンター事業、地域福祉活動推進事業のそれぞれの具体的な概要をちょっと聞かせてください。

渡邊社会福祉課長

まず、ふれあいのまちづくり事業、主な事業を申し上げます。

ふれ愛交流事業としまして、ふれ愛キャンプやふれ愛広場、ふれ愛クリスマス、ふれ愛給食サービス、ふれ愛餅つき広場等がございます。それから、ふれあい相談サロン事業といたしまして、心配事相談や法律相談、このようなことを行っております。

それからふれあいネットワーク事業といたしまして、職員を各地域に担当者を派遣いたしまして、ふれあい活動を行っております。

それから、障がい者自立支援事業、こちらの事業につきましては、福祉の店を行っております。市内に3カ所、ひまわり、カフェたつのこ、りゅうという3店がございます。それから福祉の名刺屋さんとあるいは福祉の移動販売等を行い、障がい者の自立を目指す職業の実習訓練を行っておるところでございます。

次に、在宅福祉サービス事業でございます。会員制によります有償福祉サービスで、日常生活を送る上で支障のある方に家事援助サービスを提供する在宅生活の支援を行っております。現在、会員の方が平成26年度は5名、協力していただいている方が11名というように実績になっております。

それから、地域福祉活動推進事業、こちらにつきましては市内の各地区へ赴き住民とのコミュニケーション等を通じて実情把握や情報収集を行うとともに、福祉や社会資源に関する情報提供やコーディネートにより、地域住民の主体的な活動へ支援、地域ネットワークづくりを推進するため職員を配置しているものです。しゃきょうだよりをつくったり、ホームページで情報を提供いたしましたり、あと3月には社会福祉大会などを実施しているところでございます。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

ふれあいのまちづくり事業で、職員さんを派遣されている。例えばどういうところにどんなふう派遣をされているのでしょうか。

渡邊社会福祉課長

最近と言いますか、市内に地域コミュニティーなんかできております。そこに職員が赴いてそれで一緒にいろんな事業のアドバイスをしたりだとかというようなことも行っております。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

確かに防犯で、私も一緒に歩かせていただいているんですけども、そこにも職員さんが来てくれて一緒にやっていただいていますので、そういうところに派遣しているということですかね。

渡邊社会福祉課長

いろんな面であの職員が地域に出向いて地域の皆様と協力しながら、地域福祉の推進のために事業を行っているというようなことでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

職員さんがいてくれると安心をしますので、ぜひまた進めていただきたいと思います。

それと、その次の障がい者自立化支援事業なんですけれども、福祉の店が3店ということで、今どうなんでしょう。お客様というか来てくださる方なんかは増えてきていますか。

渡邊社会福祉課長

一般的にもとからある福祉の店については、現状維持と言いますか横に推移しているとは思いますが、たつのごアリーナにオープンしましたカフェたつこの、こちらについては特に長期の休み期間中等の利用はかなり多かったというようなことで聞いております。

深沢委員

ありがとうございます。

やっぱり少しPRをしてあげたらいいんじゃないかと思しますので、またPRのほうも考えてみてください。

それとその下の在宅福祉サービスセンター事業、日常の家事の援助5名、5名の方が登録をしている、登録制ですか。

渡邊社会福祉課長

そのとおりでございます。

深沢委員

在宅のそういうことを受けたいという方もほかにもいらっしゃるかもしれませんので、これもちょっとこんなことをやっているよというのを形でまた何かでPRしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に行きます。

108ページです。108ページの01043000私立保育所保育助成事業補助金、私立保育所障がい児保育対策事業、障がい児はどここの保育所にどれぐらいいるのでしょうか。

矢口こども課長

平成26年度の補助事業の実績といたしましては、白羽保育園に1名、認定こども園愛友

園からの2名となっております。ただ、こちらのお子さんたちばかりでなく補助金対象と
ならないグレーゾーンのお子さんなどはそれぞれの保育所でお預かりしております。
以上でございます。

深沢委員

この障がいというのはどういう障がいなのでしょう。

矢口こども課長

今、申し上げました26年度の補助事業の対象児童でございますが、3名とも発達障害で、
それも重度で特別児童扶養手当を受給されているお子さん方です。

深沢委員

ありがとうございます。

発達障害というのは、集団で見つけやすいとよく言われるんですよね。ですがい
かがでしょうかね。見つけられますかね。

矢口こども課長

八原保育所での状況でございますが、子どもの特性が1対1では落ちついているけれど
も、集団に入ると本人の抱えている問題が浮き出てくるというか、親子関係や健康診断で
は見えなかったものが保育所という集団の中での暮らしにより見えやすくなってくるもの
だそうです。そういうことから、障がい児の専門家ではありませんが、毎日子どもたちと
触れ合っている保育士からは気になるグレーゾーンの子、障がいがあるのではないかと
いうようなことがある程度見えてくるということでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

やっぱり小さいときに見つけられれば、療育が早く進むと思いますので、これからもぜ
ひ保育士さんよく見ていただいて、障がいがあるかどうか発見していただければと思い
ますのでよろしくお願い致します。

また、今、知的を伴わない発達障害が問題になってきています。一流経大学を出ても発
達障害であると。大人になってきてわかっているという人がたくさん出てきております。
そういうのが問題になっていますが、その傾向というのは見えますか。

矢口こども課長

全体ではできるが1点のものだけできないというのか、こちらの言うことはきちんと理
解できているにもかかわらず、その回答となる行動ができなかったり、言葉にかたさが出
てきてしまったりという状況が見られるということでございます。

ただ小さいお子さんですので、これがその将来的に障がい児となるかどうかというのは
まだ判断がつくのも難しいかなというところでございます。

深沢委員

はい、わかりました。

そういう知的を伴わない障がいというのが増えてきているそうですので、その辺のとこ
ろも気をつけて見ていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

私立保育所保育士全員配置事業です。どこの保育所に何人配置されましたか。

矢口こども課長

この事業は認可定員の90人以下の保育所の場合1人、認可定員91人以上の保育所の場合

2人の補助対象上限がございます。それで実績ですが、私立の認可保育所9園のうち8園合計10名の保育士の補助を対象としまして、認定こども園につきましては、3園中1園の認定こども園に補助をいたしたところでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

配置をされるのは必要だからだと思いますが、その理由等ははっきり言えるものがあつたらお聞かせください。

矢口こども課長

やはりお子さんをお預かりする保育士の定員というのは、基準は国で定めておりますが、それよりも手厚く保育をしていただきたいという願いから補助金を交付しているところでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

手厚くしてくださるってうれしいです、課長。よろしく願いいたします。

次に、保育士等処遇改善臨時特例事業の事業内容をちょっと詳しく聞かせていただけますか。先ほど低賃金の保育士の処遇改善というようなお話があつたんですけれども、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

矢口こども課長

事業内容でございますが、国の保育緊急確保事業を根拠に実施されたものでございます。この事業内容としましては、待機児童解消加速化プランに基づく保育士の人材確保対策の一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ補助金を交付することにより、保育士の確保を図るもので、具体的には全国的に指摘されている保育士不足の解消と保育士の低賃金水準の改善を目的としたものでございます。

深沢委員

ありがとうございます。

当市はずっとゼロでいっていますので、これからもゼロが続けられるようによろしくお願ひしたいと思います。

次にいきます。

116ページです。

01015950療育医療給付事業なんです、この人数がさっき11名とお聞きしたんですけれども、世帯はどれぐらいになりますか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

療育医療の回答者でございます。

10世帯11人となっております。

深沢委員

ここの自己負担は世帯の所得によって違いますか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

実際には、療育医療の自己負担額の算出に当たりましては、所得ではなくてその世帯の

所得税を療育医療給付事業徴収基準額表に当てはめ、入院日数に応じた額となります。

ここで、該当者10世帯の11人の方の内訳を申し上げます。

非課税世帯が1世帯で1人。所得税が1万5,000円以下の世帯が1世帯で、双子ですの
で2人。所得税が1万5,001円以上4万円以下の世帯が1世帯で1人。所得税が4万1円
以上7万円以下の世帯が1世帯で1人。所得税が7万1円以上18万3,000円以下の世帯が
3世帯で3人。所得税が18万3,001円以上40万3,000円以下の世帯が2世帯で2人。所得税
が667万4,001円以上の世帯が1人となっております。

以上でございます。

深沢委員

自己負担額の最高額と最低額というのはどれぐらいでしょう。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

最高額が144日の入院で23万5,230円。最低額は双子のうち1人分47日の入院で1,660円
となっております。

ただし、これらの療育医療対象者は全て小児マル福の対象となりますことから、入院し
ましてもマル福の自己負担の上限が1カ月3,000円となるため、23万5,230円の方の実際の
自己負担額は、5カ月間入院となっておりますので、1万5,000円で済んでおります。

以上でございます。

深沢委員

わかりました。ありがとうございます。

この子たちというのは出生のときに2,000グラム以下しかない子と、生活力が特に薄弱
である子どもたちということで、親御さんたちもとっても大変な思いをしていると思いま
すので、これからもよろしく願いいたします。

教育委員会のほうもいってよろしいでしょうか。教育委員会のほうにいかせていただき
ます。

点検評価報告書をやらせていただきたいと思います。

6ページです。

小・中学生適正規模適正配置、北文間、川原代、大宮小学校の地域団体等の意見交換会
と書かれております。地域団体のメンバーを教えてください。

足立教育総務課長

学校区によって多少の違いがあるんですが、PTAの会長、副会長さん、子ども会の役
員さん、あと区長会の方、例えば大宮ですとふれあい協議会の団体の方々、あと学校の校
長先生、教頭先生、あと私たちが出ております。

深沢委員

ありがとうございます。

それぞれの学校の意見というのは、どういう意見があったかを教えてください。

足立教育総務課長

まず、北文間小学校なんですけど、去年の12月に行いました意見交換会から児童数の減少
を気にされまして、統合も視野に入れた話し合いの場を持っていただきたいという話があ
りました。そこで、今年度何回か会合の場を持って話を進めております。

続いて川原代小学校なんですけど、川原代小学校は学区の形が特殊なもんで、指定校変更
で馴染小学校に行っているお子さんが多いです。その点について懸念されているご意見と、

あと小規模、人数が少なくなって授業に支障を来しているんじゃないかというようなご意見が活発にされています。

大宮小学校なんですけど、大宮小学校は少ないながらも減少率がほかに比べて低いということで、このままなるべく減らさないでいって、小規模ながらも小学校は残していただきたいと強い要望があります。

以上です。

深沢委員

今、お聞きした中で、北文間は向こうから統合を視野に入れてというような話が出たということですよ。

わかりました。ありがとうございます。

次に行きます。16ページです。

相談支援教育就学体制の充実。(3)の就学先の決定、入学、措置変更、入居の件ですが、十分に話し合った後でも、先ほどの発達障害ですけども、気づかず、また保護者が受け入れるまでに時間がかかると思うんですね。途中からでも変更は可能でありますか。

小貫指導課長

教育支援委員会というのを年に2回開催しておりますので、その場の審議を経まして途中での措置変更等も実施しております。

深沢委員

ありがとうございます。

早いうちに見つかるのが一番なんですけれども、なかなかこれ見つけにくい部分がありますし、それからなかなか受け入れがたい部分もあると思いますので、どうぞ早めに見つけていただくということといろんな点でやってあげていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

18ページです。

龍ヶ崎市いじめ防止基本方針の策定で、(2)龍ヶ崎市いじめ問題専門委員会委員の構成15人はどういう方なんでしょうか。

足立教育総務課長

7名で構成しております。1名が流通経済大学の教授、また弁護士の方、医療の関係病院の先生、それと心理教育の面で臨床心理士、その方が2名と、あと障がい児地域福祉生活支援センターの方、それと社会福祉協議会の方々が7名で構成しております。

深沢委員

ありがとうございます。

いじめ問題の対応の協議内容、どういうことがあったか教えてください。

足立教育総務課長

昨年最初の第1回目、3月に開催したんですが、会議の開催要綱と龍ヶ崎市のいじめに対する基本方針を確認いたしました。

深沢委員

確認をしたというだけで、具体的な話し合いにはなっていないということですよ。

足立教育総務課長

はい。専門委員会とは問題対策協議会を経まして、専門的に話し合いが必要だということ

で開催をする予定ですが、今年度についてはまだありません。

昨年、第1回目は組織をしてこういう会議にしようという意思確認を相互に深めて、また要綱を定めて、先ほども申しましたように、龍ヶ崎はこういうふうにいじめに対して対策していくんだという協議書も確認し合いました。

深沢委員

ありがとうございます。

龍ヶ崎市いじめ問題再調査委員会というのは、どういう方がいるんでしょう。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

委員は、5名で構成されております。教育の専門家並びに法律、医療、心理、福祉それぞれの専門家の方々1名ずつ、合計5名で構成されております。

深沢委員

再調査はどのようなときにされますか。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

まず、いじめ問題専門委員会のほうで、重大事態にかかるような事案が発生した場合に、調査を行います。その重大事態と言われますものは、自殺、大きな傷害であるとか、金品等の大きな被害、精神疾患などが挙げられるんですが、そのような重大事態が発生した際に、いじめ問題専門委員会のほうで調査を行い、さらに再調査が必要と判断された場合、市長の諮問に応じて委員会のほうを開催することになっております。

深沢委員

ありがとうございます。

いじめはあってはならないことだと思いますので、これからもそういうことが開かないで済むようなそういう町にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。

23ページです。

学校教育センターの管理運営のところ、(3)のところ、他市における新設の給食センターの視察に行っていらっしゃいますよね。阿見町、鎌ヶ谷市の視察で、アレルギー除去施設、食育のための教育施設というのはどのようなものでしたか。

大和田学校給食センター所長

教育施設、各小・中学校が給食センターに赴いて、いわゆる食育の範疇は広うございますけれども、メインにあるのは給食の製作工程。あとはおのおのの食べ物の栄養であるとかあるいはアレルギー、全体を概要とはなりますけれども、教示するというようなことでの内容だというふうに、概略ですが聞いております。

深沢委員

その現場を見てきているんですね、場所をね。どんなふうになっていたかなと思うんですけれども。

大和田学校給食センター所長

建物のつくりは、皆さん、新設のセンターでございますので、かなり広くつくられてお

りました。研修の会議室もかなり広く、また主食等をつくるキッチンですね、そういったものも用意しているところもございました。あとは先ほどの繰り返しになりますけれども、製作工程を間近に見られるように廊下にこう簡便な椅子になるようなつくりになっておりまして、調理工程を見ながら説明を受けるというような形で充実しておるように見受けました。

深沢委員

私あの、アレルギーの除去食施設のやつをちょっとお聞きしたいんですが。それはどんなふうになっていましたか。

大和田学校給食センター所長

失礼いたしました。

3つの施設を見た中では、ほぼ同様の壁の仕切りをしっかりとつくって、いわゆるハネイリ、コンタミネーションというのをかなり意識されていると、あと、調理員が各セクションに1人あるいは2人選任について、それ以外の作業はしない、しかるに食物が混在することは避けられるというような体制が建物的にも整備されておったようです。

以上です。

深沢委員

ありがとうございます。

どうでしょうか。当市、この龍ヶ崎市に導入可能と考えていただけましたかね。

大和田学校給食センター所長

新たな施設という形で、もしつくとすれば、もうそれは必須な施設というふうに考えていいと思いました。現施設でやるというのは、先ほどの混在してしまうというそういった危険をはらんでやり続けることというのはできないというふうに考えております。

深沢委員

ありがとうございます。アレルギーの子たちってすごく増えてきているんじゃないかなと思いますし、食物アレルギーというのはとっても厳しいことだというのは皆様のほうがよくご存じだと思うんですね。ですので、可能な限り、何かしらアレルギーに対応していただきたいと思っておりますし、できればそのアレルギーのところは別のところでということから考えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、26ページなんですけれども、ここに防災訓練のことが載っております。この間、龍ヶ崎コミュニティセンターと一緒に、それから市と龍ヶ崎コミュニティと防災訓練やらせていただいて、とっても良かったんですね。それがとてもうれしかったんですけれども、そのときに龍ヶ崎小学校からこういうのをいただきました。子どもたちから、避難しましたカードというのをいただいたんですね。一人ひとりに渡していただきました。これを玄関のところに出しておくのと避難したかしないかわかるというので、よく考えてくれたなと思って、とてもうれしかったです。それで、いまだにね、玄関のところに置いて、なにかあったらこれを下げようってそんなふうになっていますので、すばらしかったということ子どもたちにほめてあげていただきたいなと思っております。それと、この避難訓練した後、子どもたちの反応だけちょっと聞かせてください。

足立教育総務課長

このときの訓練は、初めて子どもたちだけではなく地域の方と一緒にやって、コミュニティセンター、協議会と一緒にやりました。避難所の創設とかあと炊き出しなんかもやりまして、授業として、訓練として非常に参考になったというか勉強になって、楽しかった

という意見もありました。初めての体験で貴重な体験できたと思います、子どもたちも。

深沢委員

ありがとうございます。

やっぱり子どもたちに体験させるということはとても大事だと思いますので、龍ヶ崎もやりましたけれども、ほかのところもそういう形で何かしらでまたやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

成果報告書です。67ページです。

教育支援体制の充実。具体の活動報告の①の教育相談のところです。

不登校の人数ですが、1,382回、これは人数はどれぐらいなのでしょう。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

昨年度の不登校児童、すみません、失礼いたしました。

小学生12名、中学生19名、という数字になっております。

深沢委員

ありがとうございました。

主な理由というのはなんなのでしょうかね。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

不登校の毎月教育センターのほうに報告書のほうが上がってくるわけなんですけど、一番多いものが、無気力等のものと精神的に不安が多いとか情緒的にちょっと混乱をしている、そういう理由のものが非常に多い状況であります。

深沢委員

ネグレクトみたいな児童虐待などは見受けられませんか。

辻井教育センター所長

お答えいたします。

本年になってからもネグレクトで水戸の児童相談所のほうに一時保護になっていた児童などもおりますので、そのような状況で登校できないという児童も見受けられます。

深沢委員

また、長期休みの後に多いと聞きますがどうですか。

辻井教育センター所長

そのような状況が全国的にもよく言われておりますので、センターのほうでも学期はじめに3日間連続して休んでいる子ども等の調査も行っております。

深沢委員

ありがとうございます。

龍ヶ崎の教育センターさんは、すごくよくやっているとだと思います。前回も教育センターに通われた子たち全員が就職ができたというのを聞きましてね、学校にはあんまり行かれないけれども、就職したらみんなまじめに毎日毎日休まずに行っているというようなお話も聞いて、とっとうれしいことだなと思います。その子その子で何が何

でも勉強しなきゃならないわけじゃない場合もありますので、その子にあった対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。

68ページです。

学校家庭地域連携による特徴的な教育環境の創出というところで、中中連携です。中中連携の中学校の、今回やったのが中学校の生徒会活動で何をなすべきかというので開催をされましたよね。私も参加させていただいて、子どもたちが本当に本音で語り合っ、自分たちのところのやつを一生懸命発表している姿にとても感動を受けました。やっぱり他の学校の話を書くというのは、とても勉強になるんじゃないかなと思ひますので、これからもずっと続けていただきたいと思ひますし、1点、その活動の後の感想なんかだけちょっと聞かせてください。

足立教育総務課長

参加した子どもたちの感想でよろしいのでしょうか。

はい。

なかなか1校、2校が一緒に会う機会はあるんですが、6校一緒になるという機会がないもので、この中中連携は生徒会だけでなく、例えばいじめの問題ですとかそういう課題を絞って開催しておりますので、そういう1つの問題について6校みんなの意見が聞けて、勉強になったということ、緊張したということ、両方の意見があります。これからもこれは続けていって地域の方皆さんにごらんになっていただきたいと思っております。

深沢委員

ありがとうございます。

とてもすばらしい中中連携だと思ひますので、これからもやっていただきたいとともに、今、課長がおっしゃったようにいろんな方に見ていただけるようなそういうふうにしていただきたいんじゃないかなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

決算書です。決算書の192ページ、これで最後になります。今、部長からの説明で01031950総合運動公園等管理運営費の中で、役務費のコピー機の移動というのは何台移動したんでしょう。

北澤スポーツ推進課長

たつのごアリーナにあったものをたつのごフィールドへコピー機1台を移動したものでございます。

深沢委員

1台でこれ5万5,080円かかるということですか。

北澤スポーツ推進課長

移動するためには振動与えたりとかやってはいけないようなこともございますので、5万5,000円かかったということになります。

深沢委員

わかりました。ありがとうございます。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

それでは、90ページ。決算書です。

01009800社会福祉協議会助成費補助金の社会福祉協議会に払ったお金なんですけれども、25年度よりも約800万円増えているんですけれども、この内容について伺います。

渡邊社会福祉課長

前回の当初予算の段階でもちょっとお話しさせていただいたような記憶があるんですが、25年度につきまして、社会福祉協議会職員の2名が出産によりまして育児休業をとったということがございます。26年度には復帰したと、その関係で人件費が増えたということがございます。

以上です。

伊藤委員

わかりました。すみません。

92ページです。

01010300障がい者福祉事業、20の扶助費なんですけれども、25年度よりも減っているんですけれども、これは制度的に減ったのかそれとも受ける方が減ったのかその辺の内容について伺います。

渡邊社会福祉課長

こちらの扶助費でございます。

こちらは障がい児福祉手当と特別障がい者手当の手当でございます。この手当につきまして、障がい児のほうは、在宅で20歳未満の重度障がい児、特別障がい者のほうが同じく在宅で20歳以上の重度障がい者、こちらに支給する制度でございます。

前年度より減少となった要因として、個別の細かいところまでは把握はできませんけれども内容をちょっと見ますと、市外の転出あるいは20歳到達などによって障がい児の手当について6名減少しており、それから特別障がい者のほうがお亡くなりになったり、施設に入所したり転出などで10名減となっております。

新規の認定者、こちら6名ございましたけれども、全体で受給者が10名減ったということが要因でございます。

以上です。

伊藤委員

わかりました。制度そのものが悪くなったということではなかったの、その点ではわかりました。

それと94ページです。

01010800障がい者地域生活支援事業の13の委託料の障がい者コミュニケーション事業の内容をお知らせください。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきましては、聴覚障がい者の方の意思疎通を図るための事業といたしまして、手話通訳者あるいは要約筆記者、こちらを派遣する事業でございます。本事業は県立の聴覚障害者福祉センターやすらぎというところに委託しているものでございます。

以上です。

伊藤委員

それでその要約筆記について、どんなふうになっているのか。そうするとこの決算では要約筆記は入っていないということなんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

昨年の実績を申し上げます。

手話通訳につきましては53回、要約筆記につきましては10回の申し込みがございました。ただ、利用者につきましては、手話通訳につきましては利用なされた方が3名の方、要約筆記につきましては1名の方で、それぞれ複数回の申請があったというようなことでございます。

伊藤委員

市のほうにおいても、要約筆記を勉強されている方もいらっしゃるのですが、こういった啓発ですか、市民の皆さんにもこういうのがあるんですよというのをぜひたくさん知らせていただきたいと思います。

次、96ページです。01011200老人福祉事務費です。19の負担金なんですけど、広域市町村圏事務組合の養護老人ホーム松風園なんですけれども、老朽化が激しいと思うんですけど、26年度において何か検討があったのかどうかお伺いします。

本谷高齢福祉課長

広域市町村圏事務組合の中で、今後この施設をどのように運営していこうかというように話し合いを委員会レベルということで、検討を現在しております。

伊藤委員

現在、検討しているということなんですけど、少しでも、もし状況がわかれば教えてください。やはり、残してほしいというふうに思っていますので。

中山市長

一部事務組合の稲敷地方広域市町村圏事務組合で運営しております松風園に関しましては、民間に移管していこうということ、動きをここ数年来、検討を進めているところなんですけれども、措置施設は、やはり周辺自治体にとってもなくてはならない施設でありますので、廃止するのではなくて、しっかりと引き継いでいただける民間事業者が今ないか探しているところです。

また、施設の老朽化に関しても、もちろん移管の間も老朽化して、対応すべきところはしっかりと対応しながら、その移管に向けてもその移管する際にも、様々な形で補修すべきところは補修してから移管をしていくというような、今、計画を立てているところでもございます。いずれにしても、各自治体からの分担金をいただきながら運営しておりますので、各自治体のご理解も得ながら、議会の皆さんにもご理解得ながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

伊藤委員

民間にということなんですけど、その点については、私はちょっと疑問に思いますので、改めて民間でなくて広域でやるんだとしたらそこでしっかり公のところで行うということが大事だと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次です。同じ96ページの01011700在宅高齢者生活支援事業です。18の備品購入費なんですけど、緊急通報システムを30台購入したということなんですけど、この中で、昼間独居の人の利用者というのは何人いるか教えてください。

本谷高齢福祉課長

現在、日中独居の数については、ちょっと手元に資料がございませんので、調べて後でご報告いたします。

伊藤委員

よろしくお願いいたします。

次です。102ページです。01013000児童扶養手当支給事業なんですけど、扶助費の中で、父子家庭が何件あるか教えてください。

矢口こども課長

26年度末の数字でございますが、全体の757名のうち35名が父子家庭の方でございます。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、なかなか父子家庭の人たちがこういった制度を受けられるというのが浸透されていないという部分もありますので、ぜひそういった点でのPRというのはどんなふうに行っているのか伺います。

矢口こども課長

ホームページでも掲載させていただいておりますが、離婚や死別で市民窓口課のほうにお届けに来所した際には、こども課のほうのご案内もお願いしているところでございます。

伊藤委員

わかりました。引き続きお願いをいたします。

次です。108ページの01014300私立保育所保育助成事業です。19の負担金です。病児・病後児保育事業、この利用件数をお知らせください。

矢口こども課長

病児・病後児保育事業の件数でございますが、体調不良児対応型につきましては、ときわ保育園で286名、しらはね保育園で1,075名、ながと夢保育園で1,826名、合わせまして延べ3,187名でございます。病後児対応型でございますが、ことり保育園で延べ75名、松山中央保育園で延べ24名、合わせまして延べ99名、病児対応型につきましては、済生会病院事業所内保育施設なでしこ保育園におきまして、延べ179名で、全てを合わせますと延べ3,465名の方が利用されておりました。

伊藤委員

ありがとうございます。

大分、病児病後の利用が増えたということでは、お母さんたちも安心して働くことができたのではないかなというふうに思います。引き続き、そのままずっとやっていただくことを願っているところです。

次です。同じところで、保育処遇改善臨時特例事業というのがありました。先ほど、深沢委員のほうから質問もあったんですけども、1点、これについては保育士に支給されているかどうかの確認について、伺いをいたします。

矢口こども課長

各施設の保育所に改善分の賃金が行き渡っていることの確認は、事業を実施した各施設から提出されました実績報告書の保育士等賃金改善個別管理表によりまして、確認をしております。この管理表は、各施設の在職している保育士の名前と賃金改善前の給与、賃金改善後の給与額が記載されておまして、年額でどのぐらいの賃金がアップしたのかを確認できる書類となっております。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか保育所の運営も大変なものですから、しっかりと保育士に渡っているということが大事ではないかなというふうに思うところです。

次は114ページです。01015750成人保健事業です。業者の委託料のがん検診についてです。これは、平成26年度の事業実績データの13ページから16ページにあるんですけども、この中で、要精密者数があり、そのうちの精密受診者数も書かれているんですけども、こうした受診をしていない人への対応はどんなふうになっているのかお伺いします。

宮田健康増進課長

はい、お答えします。

要精密者で受診していない方については、まずは、封書で受診勧奨通知を1度お出ししております。その後もまだ受けていないということになりましたらば、今度は保健師のほうで電話で個別にまたご本人に勧奨をするという形で対応しております。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか、要精密のときにきちっと受けておかないと大変なことになってしまうのではないかと思うので、お伺いしました。

それでは、精密検査をした受診者の中で、がんに移行してしまったところの数字がわかれば教えてください。

宮田健康増進課長

お答えします。

個別にお答えしてまいります。

肺がんの方ですが、精密の方です。206人いらっしゃって、がんが発見された方が4名いらっしゃいました。率ですと1.9%になります。胃がんですと202名が精密受診者の方で、その中でお二人いらっしゃいました。率で1%です。大腸がんです。206名の方が精密検査受けられまして、13名の方ががんが発見されました。率で6.3%になります。子宮がんですが、精密検査受診された方56名いらっしゃって、がんが発見された方が5名です。率で8.9%です。乳がんのほうを受診された方が99名の方、発見された方が6名いらっしゃいまして、率で6.1%となっております。

以上です。

伊藤委員

ありがとうございます。

なかなか、やっぱり大変なことだと思いますので、この検診の普及なんかも力を入れていただきたいというふうに思います。

次です。168ページ、01026300小学生援護事業です。19の補助金なんですけど、今、小学生は何人いるんでしょうか、この26年度で何人増えたか、改めてお伺いします。

足立教育総務課長

26年度で15名いらっしゃいましたが、この金額がちょうど180万にならないんですが、途中で1名の個人の事情によりまして辞退ということがありましたので、この金額となっております。年度当初15名で、年度終わりには14名です。

伊藤委員

ありがとうございます。

それで、非常に今なかなか学費もかかって大変なんですけれども、こうしたことについて、私なんか1度増員をすべきだというお話もしたことがあるんですけども、そうしたような検討はなされたのかどうかお伺いします。

足立教育総務課長

この増員につきましては、金額も含めまして、あと増員、あとは仕組みについて事務局内部、教育委員会でも話し合いました、増員といいますか、数を詳しく何名とは明記してないんですが、今までだったら15名という1年間で5名増やすというものを5名程度としまして、柔軟に対応していこうということで決めました。

伊藤委員

ありがとうございます。

そうすると、27年度では多少増えているというふうに考えていいのでしょうか。

足立教育総務課長

今、19名対象に支給しております。

伊藤委員

ありがとうございます。

次です。176ページと180ページ、内容が一緒なのでお伺いします。

176ページは01028300要保護・準要保護児童就学奨励費、180ページについては01029000要保護・準要保護生徒就学奨励費、いわゆる就学援助になるんですけども、今支給している児童・生徒数は何人なのかということをお伺いします。

足立教育総務課長

はい、小学校で398人、中学校で281人、合計679人に支給しております。

伊藤委員

それでは、26年度に生活保護基準費が下がったんですが、就学援助はこの生活保護基準の1.3倍という基準もあるんですが、それによって受けられなくなった生徒はいるのでしょうか。

足立教育総務課長

その基準の引き下げによって対象になった世帯はありません。

伊藤委員

ありがとうございます。

次です。その前に、すみません、166ページです。01026200学務事務費です。22補償金がありますが、学校災害補償金、この内容について教えてください。

足立教育総務課長

こちらは、学校の管理上に瑕疵がありましたため、子どもがけがをしてしまいました。それについて、通院しましたもので、その補償金として支払いました。

伊藤委員

それで、学校の事故というものなければいいんでしょうけれども、なかなか突然起きてしまうということもありますので、やはりそうした事故が起きないように日頃の対策というのがあったら教えてください。

足立教育総務課長

子ども同士のトラブル、また、授業中運動しているときの簡単なけがというのはなかなか注意しても難しいのですが、あってはならない施設に関しての事故については、教育委員会事務局の職員も見回り、また、校長先生、教頭先生も月に1回は必ず校舎内を見回り点検しております。

伊藤委員

引き続き、よろしくお願ひいたします。

次は、成果報告書です。48ページです。子育て日本一を目指すということなんですけれども、48ページ、医療費と給食費の負担軽減というところですが、医療費助成については、中学3年生まで拡大されているということについては評価をしているところです。

給食費についてです。給食費の負担軽減の拡充策について、一番最後の行になるんですが、給食費の負担軽減の拡充策について、市財政の影響を考慮し検討するとありますけれども、26年度でどんな検討がされたのかお伺いをいたします。

大和田学校給食センター所長

申しわけございません、具体的な財源確保までは至らず、検討というのは、内部検討ということで済んでしまったことを申しわけなく思います。机上の試算という形で、新入生の1年生を対象に一月ぐらい給食費免除していいのではないかとか、あとは、第2子まで延ばしたらどうなのかとか試算の段階まででとまっております。

以上でございます。

伊藤委員

少し残念に思うんですが、私たち話しているとやはり第3子はわかるんですけども、市長さん、前全部無料にするというお話もあったので、ぜひ少しずつでも段階を上げてほしいというような意見もありますので、例えば第2子までとかそんなような検討もお願ひしておきたいと思ひます。

次です。50ページです。

同じく、子育て日本一のまちづくりということで、相談支援事業の充実で、これは深沢委員よりもお話がありましたけれども、最後のところですが、50ページの(4)子育てに関する相談・虐待予防ということで、様々なことが言われましたけれども、この中で、子どもを守るネットワーク会議の開催とありますけれども、当市においてはどのぐらいの会議を開催したのかということと、同じ中身なんでもう一つ聞いちゃいますね。

相談員等の一層の知識の向上を図るための研修会等への参加とあるんですが、すごく大事なことだと思いますので、26年度においてどんな研修がされたのかお伺ひします。

矢口こども課長

まず、子どもを守るネットワークの開催回数でございますが、代表者会議が1回、実務者会議が3回、そしてケース検討会議を10回開催いたしました。

相談員の研修でございますが、26年度におきましては、県南地区家庭相談員研修会で、気になる子どもの行動の背景から子育て支援を考えるということで研修を行い、また、児童虐待防止に関する児童福祉、母子保健、教育の合同研修会にも参加しておりまして、講演並びにグループワークにも参加しております。

次に、児童相談所地域ネットワーク会議にも参加しておりまして、また、26年度につきましては、DVの被害者の子どもへの心理的虐待が増加していることから、DV相談も受けるようになりまして、DV被害者支援研修会にも参加しておりまして、講義やグループ討議を行って事例検討なども行っております。以上のように、スキルアップに努めておりました。

伊藤委員

相談事業って本当に大変なことなので、スキルアップということも大事だと思いますので、引き続き行っていただきたいというふうに思います。

次、132ページです。

災害時の要支援者避難支援についてです。

ここでいきますと、表があるんですがその中で、要支援者の希望者が26年度は1,265人いて、失礼しました、数はちょっと私の勘違いでした。

一番上のところなんですけど、支援者希望しているんだけど、支援者の選定に至らないケースということが増加しているということなんですけれども、こういうことについての対応がどんなふうになっているのかお伺いしたいと思います。聞いたところでは、あるところでは、自治会の役員さんが全部の人たちを引き受けちゃうという、そんなようなお話も聞きましたので、ちょっとそれでは自治会の役員さんも大変だろうし、受け手のほうも安心できないというところがあるので、その辺の相談というか、対応は市としてはどんなふうに行っているのかお伺いします。

渡邊社会福祉課長

この事業につきましては、社会福祉課と高齢福祉課ということで2課で対応しているところでございます。

今、伊藤委員さんがおっしゃいましたとおり、実際に登録を希望なされていても、地域で支援者が見つからないというようなケースが確かに増えております。そのような中で、個別に各3人ということでお願いしているんですが、見つからないケースの場合には、ある程度組織といいますか、各地域で有事の際には、そういった支援をお願いできればということでもお話しはしています。そういう対応をとるところもかなりの数であります。ただ、今のところは、まだ個別の支援者ということでお願いしているところでございます。段々、こういったケースがもっと多くなっていくということも予想されます。その際には、今現在でも各地域には該当者の名簿はお送りさせていただいておりますので、その中で対応していく仕組みも先々は検討していかなければいけないというふうに考えているところではございます。

以上でございます。

伊藤委員

つい、今も常総市で大変なことになっているわけで、いつ災害というのは起こるかわからないので、でもこれは、多分地域の中で話し合うことがすごく大事なことなんだと思うんですよ。そういった点では、市のほうでも手をかしていただけるような態勢もとっていただいて、お願いしたいなというふうに思うところです。

すみません、あと1点です。

決算書の192ページです。01031950総合運動公園等管理運営費、指定管理者に26年度なったわけけれども、指定管理者になってはじめての頃はいろんな苦情なんかもあったと思うんですけれども、利用者よりの声はどうであったかということについて、お伺いをしたいと思います。

北澤スポーツ推進課長

26年度から指定管理者制度を導入して、利用者の声といたしましては、トレーニングのプログラム、各種教室などのメニューが大変充実をして好評を得ております。また、職員の対応につきましても、アンケート調査を実施したところ、利用者の方からはよいというような意見が多かったところでございます。

伊藤委員

アンケートというのは、いつぐらいに行ったアンケートなんですか。すごくいい答えが返ってきて安心はしたんですけども。

北澤スポーツ推進課長

アンケートにつきましては、昨年の11月26日から30日にかけてアンケート調査を行っております。その内容でございますけれども、受付フロントやプログラム、各種教室です。それから、トレーニング室、プール、トイレ、ロッカー等について行っております。

以上です。

伊藤委員

わかりました。引き続き、指定管理者になったからといって、今サービスが向上したように感じましたので、そういったところでお願いをしたいなというふうに思います。

以上です。

山宮委員長

ここで、本谷高齢福祉課長より発言の申し出がございましたので、これを許可いたしません。

本谷高齢福祉課長

先ほど、伊藤委員のほうから、緊急通報において、日中独居の方は何人いらっしゃいますかというようなお尋ねでございました。

日中独居と申しますのは、普段は朝、夜等は家族がいると、ただ日中独居になってしまい、その際、病弱とか身体の状況等により、非常に不安な状態に置かれる方が緊急通報を希望されたというようなケースなんですけれども、この方は現在のところ1名でございます。

伊藤委員

1名ということなんで、もっと広報活動というか、そういうのをお願いして終わりにいたします。

山宮委員長

ほかに質疑ございませんか。

後藤（光）委員

何点かよろしくお願いたします。

決算書の92ページです。ふれあいゾーン管理運営費についてですけれども、1,585万9,879円となっておりますけれども、工事請負費のトイレ改修工事や乗用草刈機などが大きなものかなと思うんですけれども、平成25年の決算書を見ますと、大分委託料のほうの公園管理運営費も上がっているんですけれども、こちらについて詳細をお聞きかせください。

渡邊社会福祉課長

ふれあいゾーン管理運営費についてでございます。

こちらにつきましては、まず委託料についてでございます。こちらのふるさとふれあい公園の管理については、平成26年度から新たに5年間の指定管理の協定を締結しまして、社会福祉協議会へ管理をお願いしているところでございます。こちらの管理につきましては、平成26年度からグラウンドゴルフ場が新たに整備したことでの管理が増え、また、同

じ26年4月からスポーツ施設の指定管理が導入になりまして、ディスクゴルフ場の除草作業の管理等が、今までスポーツ推進課のほうで行っていましたが、それが社会福祉課といますか、ふるさとふれあい公園のほうでの管理になりました。そういったことで、管理業務が増大したというようなことで、人件費ではございますけれども担当します嘱託職員、こちらを1名から2名に増員となっております。それと、今申しましたディスクゴルフ場の除草等の管理で、備品購入費の乗用草刈機、これを新たに購入して管理に当てるといようなところでございます。

それから、工事請負費といたしまして、当公園内にゲートボール場がございます。その脇に屋外のトイレがございます。やはり、こちらも旧の和式のトイレだったりとか、かなり年数もたってきました。それから、排水等もちょっと不都合が生じてきたというようなことで、昨年度改修をいたしたところでございます。

以上のようなことで、前年より増えているというような状況でございます。

後藤（光）委員

はい、ありがとうございました。

それでは、次です。104ページの一番下の子育て支援施設管理運営費についてです。

これは、さんさん館のところでありますけれども、こちらの平成26年の利用人数、利用者的人数とかわかりますでしょうか。

矢口こども課長

さんさん館の来館者数でございますが、平成26年度は、1年間合計いたしまして1万2,556名の方が来館されております。こちらは児童数でございます。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

これ平成25年と比べてどうなんでしょうか、推移は多くなっているのか、少ないのか。

矢口こども課長

それにつきましては、25年度とほとんど変わりはありません。保育所数カ所で子育て支援センターを行っているところもございまして、そちらの利用をされている方も多くなっているという聞いております。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

あともう一点なんですけれども、この次のページのファミリーサポートセンター運営費なんですけれども、こちらは25年と比べると約120万円ぐらい増額になっているんですけれども、こちらをお聞きかせください。

矢口こども課長

ファミリーサポートセンター運営につきましては、委託業務を請け負っていただいておりますNPO法人でリフレッシュ保育のほうの運営もしていただいております。こちらのリフレッシュ保育の利用者がかなり増えておりまして、それでその支払額が増額しているものでございます。

後藤（光）委員

わかりました、ありがとうございます。

168ページです。01026500教育の日推進事業についてです。

これは、実行委員会への交付金というご説明が先ほどございましたけれども、この教育

の日推進は具体的にどのような推進をしているのか、ちょっとお聞きかせください。

足立教育総務課長

特に、龍ヶ崎では11月を教育月間、11月5日を教育の日といたしまして、これは平成21年からはじめております。例年続けておりますのが、地域・家庭・学校連携ということで、例えば家族のキーワード、家族の約束事でしたり、親子で給食の献立を考えましたりそういう募集をしましたり、または、先ほどご質問もあった中中連携龍の子サミットを一般の方たちもごらんになっていただいたり、また、幼稚園、保育所も含めまして全小・中学校で保護者だけではなく、どなたでも学校を参観できるという日を設けましたり、行っております。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

次のページです。子どもが主役！魅力ある学校づくり推進事業、こちらも毎回ご質問させていただいておりますけれども、これも前年度と比べますと、約20万円くらいですか、少しちょっと高くなっているんですけれども、こちらの実施内容を26年度の、お聞きかせください。

小貫指導課長

まず、増額分について、最初にお答えいたしますが、指定研究というのを各学校のほうからの企画によって実施しているところなんです、今回八原小学校1校分増えましたので、その分の指定研究費が予算としては上乘せされているという状況でございます。

魅力ある学校づくり推進事業でございますが、大きな目的といたしましては、各小・中学校で児童・生徒の生きる力の育成ということで、それぞれの学校の企画に従いまして進めております。柱といたしましては、各学校特色ある取り組みと学力向上、連携ということで、地域との交流活動、例えば長寿会や竜成園との交流をいたしましたり、また、学力向上という意味ではゲストティーチャーを招聘してのそろばん教室、天体観測等を実施したり、また、連携活動といたしましては、規模の小さい小学校間でのときめきネットワークの連携事業であったり、各中学校との小中連携事業、さらに、先ほど申し上げました中中連携事業等も含めてこの事業の中で行っているものでございます。

以上でございます。

後藤（光）委員

その下の特色ある学校づくり事業についてもお伺いいたします。

こちらも前年度と比べますと少し増額になっていきます。まず、その点についてお聞きかせください。

小貫指導課長

特色ある学校づくり事業につきましては、こちらは市内19校、スタート時小・中合わせて19校ございましたので、そちらを年度ずつに割り振りまして、平成28年度までに全部の学校にこの事業を実施するというもので、1校当たり40万円の交付金を出しております。

26年度につきましては、龍ヶ崎小学校、長戸小学校、北文間小学校、長山小学校、中根台中学校の5校に交付いたしましたので、そちらが合わせて200万円という金額になっております。こちらにつきましては、子どもたちの夢や希望を育むということを大きな狙いといたしまして、本物の体験をさせるために各分野で活躍をしておりますスポーツ選手であったり、著名な方をお招きして講演等実施しているところでございます。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

平成26年度の例えば講演会ですとか、各界で活躍されている方を講師にお招きしたその実績内容をお聞きかせください。

小貫指導課長

こちらにつきましては、教育委員会の事務点検評価書の10ページ等にも記載させていただいておりますが、龍ヶ崎小学校では劇団め組による公演を中心に、また、スポーツ選手である川合俊一氏などをお招きした講演会なども行っております。長戸小学校におきましては、芸術並びに体験談を聞くということで、ピエロ芸、マジック等の鑑賞等を行いまして、その方たちからお話を聞いたということを行っております。また、長山小につきましては、シンクロナイズドスイミング日本代表選手でありました石黒氏による教育講演会、また、北文間小学校では車椅子のチアリーダーの佐野氏による教育講演会、中根台中学校ではコンポーザーピアニストの天平氏による講演会、こういうものを行いまして子どもたちとの交流、または体験活動等も行っているという状況でございます。

後藤（光）委員

はい、ありがとうございます。

こちらも、以前も要望させていただいたんですけれども、この特色ある学校づくりとしてこういった各著名人といいますか、各業界で活躍されている方をお招きして講演していただくというのは、本当に生徒にとっても何かの希望を持つですとか目標を持つとか、そういった意味でもすごくいい機会だなと本当に思います。ただ、生徒たちが実際にお話を聞きたい、見てみたいそういったアンケートを実施していただきたいということを要望させていただいていたんですけれども、その点は実施されたのでしょうか、お聞きかせください。

小貫指導課長

指導課のほうからもそういう企画の段階で児童・生徒、保護者の要望等を学校のほうでも考慮いただきたいということで、指導、助言はしております。ただ、実際の決定に当たりましては、学校のほうでそれぞれ目的や企画がある中での教育活動の一環として行っておりますので、子どもたちの声が必ずしも100%その企画に反映されているという状況ではありません。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

企画の段階で、そういった各学校にそういった指導をしているというはわかりました。ぜひやはり、私もよく思ったんですよ、昔。自分が憧れている人が来てくれたら一番いいのになというふうなそういうのがあったんで、ぜひ龍ヶ崎市となると皆様もご存じのとおり、若い方でもすごく活躍している有名人の方もいらっしゃいますので、スポーツだけじゃなくて芸能界も含めて、そういったところにもぜひ、難しいとは思いますがそれでもせっかくこれだけ予算ができて、各学校でそれぞれできるといったこともありますので、時には一緒にとか、各何校か一緒にとかそういったことも考えられるかと思っておりますので、ぜひそういったところに有効に活用していただきたいなど、こちらはあくまで提案としてお聞きください、ありがとうございます。

それで次です。176ページなんですけれども、下のほうの01028350被災児童就学援助事業についてなんですけれども、こちら平成25年度と比べますと、平成25年は34万4,000円でしたけれども、26年の詳細といいますか、お聞きかせください。

足立教育総務課長

こちらについては、7名被災地児童として就学援助と同額の支給をしておりますが、1年生、2年生、3年生、学年によって多少金額が違ってまいります。その点で、あとは人数によって違うんですが、26年度は7名在席しており支給しております。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

最後です。184ページの一番下なんですけれども、子どもの居場所づくり事業についてですが、こちら平成25年度と比べますと約40万円くらい上がっていますけれども、お聞きかせください。

黒田生涯学習課長

平成26年度からプレーパーク事業といたしまして、子どもたちが自由に遊べる事業を2日ほど開催いたしました。たつのこやまのステージを利用しまして、プレーリーダーという方を要請して、その方と一緒に段ボールなんかを使って自由に遊んだりとか、そういう事業を2日間ほど実施いたしました。その分での増加ということになっております。それと、それにあわせまして、それとはちょっと金額は別ですけれども、子どもの居場所づくり事業として、土曜日、日曜日に実施しておりますたつのこやまの管理棟に備品などを購入いたしましたので、その分での増ということになっております。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

次のページの備品購入費で、一番下に簡易テント2台とプレイハウスというのがあるんですけども、これはどういったときにどんなふうに使っているのか、それ最後にお聞きかせください。

黒田生涯学習課長

簡易テントにつきましては、プレーパークといいますか、自由遊びをするときに受付とか何かに活用したいということで、小さなテントを購入させていただきました。それと、プレイハウスというのは、ドールハウスのようなもので、たつのこやまの管理棟の中に購入いたしました。子どもたちが自由に遊んでおります。

後藤（光）委員

ありがとうございます。

以上です。

山宮委員長

ほかにごいませんか。

金剛寺委員

私のほうからは、龍ヶ崎市の決算状況で出ています8ページの民生費の内訳の大項目についてお聞きしたいと思います。

まず、民生費自体は25年度、26年度比べますと、全体的に伸びておりまして、決算カードでは1億9,500万ぐらいの増となっているんですけども、ただ26年度の事業とすると、特別な臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特別給付金事業が合計すると2億2,300万ぐらい金額がありますので、これがもしなかったと仮定しますと、民生費自体は25年度よりも少ないというような状況になると思うんです。これには、個々のいろんな要素が絡んでいると思うんですけども、決してこの特別事業がなければ民生費自体は伸びていないとい

うふうに思うわけですが、まず、この辺でちょっと内容とか見解があれば、ちょっとお伺いしたいんですけども。

龍崎健康福祉部長

委員ご指摘のとおり、臨時特例交付金等がなければということだったんですけども、民生費自体はやはり必要な経費で、ある程度継続的な経費でございます。減っているんじゃないかというご質問であったんですけども、確かに臨時福祉給付金と特例交付金を引けば、ちょっと減っているんじゃないかというお話もございましたが、そのほかに国民健康保険等の赤字の繰り入れ、そういったものも減っていますので、そういったものが影響しているのかなというふうに思っております。

金剛寺委員

あと、中身的には、私立保育所の助成とかが大きく減っているという点もあると思うんですけども、民生費については、個々の事業について引き続き伸びていくと思うし、また、伸ばしていただくように要望したいと思います。

この中でも、あと次に大きい中身として、障がい者自立支援給付というのが上げていますんで、決算書のほうの94ページ、01010700障がい者自立支援給付事業について、これは25年度と比較すると7,300万ぐらいの増となっておりますけれども、この辺の増の中身についてお願いをいたします。

渡邊社会福祉課長

障がい者自立支援給付事業でございます。その中の扶助費ということでございます。こちらの給付費については様々な項目ございます。介護給付費、訓練等給付費、厚生医療費、補装具費、相談支援給付費、そのほかにも幾つかございます。

そういったもので主だったものでは、ホームヘルパーだとか、ショートステイとか、いろいろございますけれども、障がい福祉サービスと言われるものの利用するときの給付でございます。こちらにつきましては、平成27年4月から計画相談、プランを作成するサービスを受ける際には、プランを作成することが全面実施ということで、26年中にかなりの利用者の方の計画相談の作成をいたしました。こちらの利用者の多くの方々に各事業所、相談事業所というのがございます。そこで、支援の専門員の方々がかわりましてプランを作成いたします。その際、サービスの情報提供が円滑に行われまして結果といたしまして、サービス利用の増加につながったものではないかなというふうにも考えます。

それから、厚生医療についてでございますけれども、こちらで多いのが人工透析の方々に対する給付というものが非常に多くを占めております。腎臓の疾患ですが、一般の場合には、医療保険の適用を受ける方については高額療養費等の制度がございますけれども、多くが生活保護受給者の方の人工透析の方が若干増えました。この方々の年間ですと400万とか、500万とか1年間に医療費がかかります。その分でも増えております。

それから、先ほど言った計画相談というようなことで、かなりの額が前年度比較しまして500万ぐらいですか、増えておる状況でございます。このようなことが要因ではないかなというふうに考えます。

金剛寺委員

ありがとうございます。

実績データ集のほうの20ページに障がい者自立支援給付については、26年度の利用状況について詳しい記述がありますが、こちらで見るとこの全体的には利用者数も増えているのか、あとこの日数や時間での表示がしてありますので、この辺も増えたということでしょうか。

渡邊社会福祉課長

それぞれ、前年と比較しますと増えております。

一つ、20ページのところの3番の(1)の①の一番箱の下から2番目、共同生活介護、こちらのところが21月ということで延べについては減っております。これは精神障がい者の方の入居するケアホームに対する給付だったんですが、これが26年4月からグループホームと統合して一本化というようなことで、②の訓練給付の共同生活援助というところに統合されております。そのような関係で、そこだけ減っておりますけれども、ほかでは全体的に増えておる状況でございます。

以上です。

金剛寺委員

はい、ありがとうございます。

次のところでは、老人福祉費のところ、決算書の98ページ、01011710地域介護福祉空間整備等施設整備事業ということで、これが先ほどの説明では、緑町に新しく開設された施設への交付金ということで2,390万がありますので、これが大きいと思いますけれども、この新しくできた施設というのはどういう形の施設なんですか、概要についてお願いします。

本谷高齢福祉課長

まずは、施設の名称についてでございますけれども、メゾン代官山といいます。本年3月末に市が指定した地域密着型のサービス事業所になります。基本的に登録利用者に対して、通い、それから宿泊、訪問看護、訪問介護のサービスを提供する施設でございます。

金剛寺委員

これの入所というか、人員についてはどのくらいの施設なんですか。

本谷高齢福祉課長

収容人員につきましては、登録定員というのは25名でございます。通いといたしますのは、その登録定員の2分の1から15人までということになっております。また、通いのサービスの利用定員につきましては15名と、それから宿泊の利用定員につきましては、通いサービスの利用定員の3分の1から9人までということになっております。ですから、利用定員については9名と、宿泊の利用定員については9名というふうになっております。

金剛寺委員

はい、ありがとうございます。

では、次のいきまして、生活保護費です。決算書112ページの01015300生活保護扶助費で、午前中の説明で、人員については3年間の報告があつて、ざっと見ますと、年々の増加は30名ぐらいということだと思いますけれども、増えているということは確かだと思いますけれども、最近の生活保護に認定される方の特徴的なところがあれば、お願いしたいと思えます。

渡邊社会福祉課長

特徴と言われましても人様々といいますか、その方々の生活ができなくなったというようなことで、ご相談にお見えになって支援が必要だということで、生活保護を決定するというような状況です。

確かに、年を召されて年金等がなくてという方ばかりではありません。ある程度、中年層といいますか、働ける年代の方でも生活保護を受給なさる方はいらっしゃいます。ある程度の病気を負ったりとか、失業というのもあります。様々ですので、これといった特徴

というのは、ちょっとないかと思います。

金剛寺委員

はい、すみません。

そうすると、年齢的には結構ばらつきがあるというふうな感じでしょうか。

山宮委員長

休憩いたします。

午後3時15分再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

辻井教育センター所長より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

辻井教育センター所長。

辻井教育センター所長

先ほど、深沢議員からのご質問の中で、昨年度、平成26年度の不登校児童・生徒の数についてのご質問がありましたが、数に誤りがありましたので訂正させていただきたいと思っております。先ほど小学校12名、中学校47名、合計59名とお答えしましたが、正しくは小学校15名、中学校55名、合計70名、これが正しい数字です。申しわけありませんでした。

渡邊社会福祉課長

ご質問が生活保護受給者の年齢層みたいなお話だったかと思っております。年代別にちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。5歳未満の方が10名、6歳から19歳までの方が51名、このうち小学生20名、中学生17名、高校生10名となっております。20代、30代の方50名、40代の方93名、50代の方123名、60から64歳までの方99名、65歳以上の方369名、65歳以上の方が46%ぐらいの割合となっております。これが今年の4月現在の割合です。

金剛寺委員

すみません、ありがとうございました。

最後に、あともう1点だけ、生活保護に関してですけれども、人数のほうは増えているんですけども、金額そのものは25年度と比較すると100万円ぐらいのアップということになっているわけですけども、これは基準の引き下げとか、そういうところが影響しているということでしょうか。

渡邊社会福祉課長

基準の引き下げによるものではないと思っております。26年度につきましては、消費税の引き上げに伴いまして、保護基準、生活扶助については引き下げには現実的にはなっておりませんでした。多かったのが医療扶助、こちらが25年度が多かったということで、26年は少し抑えられたというような状況かと思っております。そういったことが主だったことかなというふうに思います。

金剛寺委員

ありがとうございました。

私からは以上です。ありがとうございました。

山宮委員長

ほかにございますか。
坂本委員。

坂本委員

じゃ、何点かお願いいたします。
ページ数でいきますと、予算書の112ページです。
医療対策事業の次のページの114ページです。

負担金のほうの要は輪番ですよ、病院の輪番で夜間いろいろ診ていただいているんですが、それとすみません、資料で成果報告書の45ページになります。予算の金額からすると、昨年3,000万円とか4,000万円ぐらいの金額あったんですが、これは龍ヶ崎市が当番市だったんでその金額だったということだと思います。今年は900万円、約1,000万円ですよ、という形になっていると思うんですが、その中で成果報告書の45ページに11月27日県の補助金の関係がちょっと載ってまして、基準額が1万9,600円から1万3,720円に変更になったとなっているんですね。この辺の経緯とか状況というのをちょっとご説明願えればと思うんですが。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

平成25年度までは県の補助、これを受けておまして、その単価が1万9,600円でした。それが県のほうのやはり財政事情で引き下げたいということのを急に11月27日に言われまして、1万3,720円、約3分の2ぐらいに変更になってしましまして、実際これを受けていただいている協力員、この45ページに載っております東京医科大学茨城医療センター、龍ヶ崎済生会病院、つくばセントラル病院、牛久愛和総合病院のほうを、今回25年度までは龍ヶ崎市が管理市だったんですが、26年度は牛久市が管理市になりましたので、牛久市のほうから各医療機関に説明のほうをしていただきまして、単価のほうちょっと無理かなと私のほうでは感じていたんですが、やはり県のほうが単価の引き下げになったので、どうか無理にでもこの単価で引き受けていただいたような経緯でございます。

坂本委員

ありがとうございました。

そういった意味では医療機関の本当に協力があつたからこの金額でできたということだと思うんです。もしわかればいいんですが、これ総額ではどれぐらいの金額が減ったのかというのはおわかりでしょうか。

宮田健康増進課長

すみません、ちょっと手元に資料がありませんので、調べてお答えしたいと思います。

坂本委員

ありがとうございます。

でも本当にこの医療機関この金額で何とか引き受けていただいたということ、本当にありがたいと思います。

そこでちょっとまた話を前に戻すんですが、それとは別で、休日緊急医療、これに関しては龍ヶ崎医師会の関係で休日に医療を受けるという制度でやっていただいていると思うんですが、金額が大体毎年約900万円ぐらいということで、今日曜と木曜と祝日を計算すると、大体年間120日ぐらいその医療機関の方にお問い合わせをして休みのところを開設していただけるということでやっていただいていると思うんですが、これ大体1日当たりその医療機関にどれぐらいのお支払いをしているのかというのは、金額というのわかるでしょ

うか。

宮田健康増進課長

休みの日が、お正月のときが12万円で、普通の土日は6万円で行っております。年末年始は倍額で委託しているような形で行っております。

坂本委員

ありがとうございます。

この金額を聞いてちょっとびっくりしたんですが、普通の休日に医療機関に6万円でお医者さんから施設から電気代からそしてスタッフまでをお願いしているのが1日6万円をお願いしているということですよ、きつとね。そういった意味を考えれば、この金額についても県でお金を減らしたからここを減らそうなんていう思いはしないで、逆にもうちょっといろいろと医療機関と調整をしながら、特に今医療機関なんかでもちょっと苦しんでいる話をよく聞きますので、そういった意味ではうまく連携をとりながら、今後続けていけるような努力をしていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

116ページです。

母子保健事業の中で、扶助費の中で不妊治療の関係の話があったと思います。部長の話で56件ということで不妊治療があったというお話だったんですが、その中で妊娠に至ったという件数がもしわかればお知らせしていただきたいんですが。

宮田健康増進課長

お答えいたします。

実際の件数が56件、その中で10名の方が妊娠されたと聞いております。

坂本委員

ありがとうございます。

10名、すばらしい数字だと思います。本当によかったと思います。いろいろ不妊治療についてデータとかで見ると、不妊治療、体外受精で32歳までだと大体でも20%だと言われているんですよ。40歳になると7.7%、45歳で0.6%の成功率と言われているこのデータからすると、その10名、年齢がちょっとわからないので何とも言えないんですが、非常にすばらしい、妊娠していただいて本当よかったなと思います。ただ、その不妊治療の制度自体は、県の制度にうちから上乗せしているような形ではよろしかったですかね。

宮田健康増進課長

県のほうですと1回当たり15万円、それに市のほうで5万円を上乗せして補助しております。

坂本委員

ありがとうございます。

あくまでその基準とかそういったものは県に倣ってそれに上乗せしてお支払いをするという形でやられているんだと思うんですが、これ前に一般質問でもちょっとお話しさせていただいたんですが、不妊は先ほどお話ししたように、高齢になればなるだけリスクがどうしても多くなってしまっているというデータがあって、40歳以上になると合併症のリスクが約50%にまで上がってしまうというデータもあるんですね。そういった意味ではなるべく早い段階での妊娠といいますか、出産ができるような、そういった周知啓発というのにも必要なのかなと思うんですね。ですから助成だけではなくて、そういった婚活の話からになってしまうと思うんですが、そういった状況というかデータというのもうちょっとお

知らせしていくというの必要なのかなと思うですよ。プラス、後は最近龍ヶ崎ではまだないと思うんですが、やはり妊娠して出産した後の産後ケアですとか、そういったところのケアの部分というの今後ちょっと考えていただきたいなというふうに、これは意見として、要望といたしましてお話ししておきます。

続きまして、次の質問です。

184ページです。

青少年育成事業です。子ども会の関係なんですけど、こちらの成果報告書でいきますと68ページ、69ページです。68ページの一番下、子ども会青少年育成龍ヶ崎市市民会議等の活動支援ということで、いろいろ市子連ですとかたくさん事業を行われて子ども会でもやっていると思うんですが、今の子ども会と町内が入っている、大体の団体の団体数が何団体ぐらいあるのかというのがおわかりでしょうか。

黒田生涯学習課長

毎年毎年龍ヶ崎市の子ども会育成連合会に加盟している子ども会さんは減っております、50周年を迎えた平成25年度には18団体、26年度には16、今年度は14ということで二つずつ残念ながら減っている状況にあります。現在の加盟している子ども会ですけれども、龍ヶ崎小学校学区と西小学区についてはそれぞれの地区ごとに入っております、上町、根町、砂町、新町、下町、出し山、野原、それと緑町の団体です。そのほか川原代、北文間、城ノ内、大宮、佐貫という全14になっております。

坂本委員

ありがとうございます。

こっちの龍ヶ崎小学校地区は各町内ごとで昔から私も下町に所属させてもらっている事業楽しませていただいたんですが、やはり子どもの数も減ってきて団体数も減ってきているということで、そういった意味では今度子ども会の数を増やすようなちょっと考えなんかも必要だと思うんですが、その辺あたりはいかがでしょうか。

黒田生涯学習課長

おっしゃるように、ニュータウン地区とか城ノ内とか八原は除きまして、松葉、長山地区等には子ども会、実際には子ども会活動は行われていますが、育成会には加盟していないというような状況がございますので、コミュニティまちづくり協議会等も組織されたので、そういったところの場面で案内などをしていきたいというような思いはございます。

坂本委員

ありがとうございます。

ちょっと久保台の話をする、子ども会自体がもうなくなって、多少ちょっと動いているところあるんですが、実はもう中根台地区なんかでも子ども会がもう解散してしまっているような状況がありまして、今地域コミュニティのほう動き出したときに子ども会やっぱり必要だよなという話はあるんですが、いざやはり動き出そうとしてもなかなかちょっと、じゃ誰がということにもなってきたりするような状況もあるんですが、その中でやはり今子ども会でこういったいろんな事業をやられていると思うんですよ。そういったところにまだこの子ども会になっていない子たちもちょっと参加できるような仕組みをつくっていただくと、もうちょっと子ども会がこんな事業やっているというのがわかりやすくなるのかなと思うので、そういったところも検討していただきたいなと思ってそれも要望としてさせていただきます。

次の質問です。

最後です。190ページです。

体育振興活動費です。すみません、昨日ちょっと質問してしまって、スポーツ推進課だろうということでお話があったんですが、成果報告書のほうの104ページ、105ページです。大学のスポーツ関係ですね、そのバックアップということで話があるんですが、今イベントとすればスポーツフェスティバルとかそういったものが10月に行われていると思うんですが、それ以外に大学生を何か一緒にやっていたらいいようなイベントなんかはあるんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

スポーツ推進課所管のイベントといたしましては、春先に行っておりますウオークラリー大会、それから冬に行います中学校の駅伝大会、こちらにつきましては、流通経済大学の陸上部の方々を中心にお手伝いをいただいているところでございます。

坂本委員

ありがとうございます。

そうですね、ウオークラリーと駅伝、あと野球部なんか去年から野球教室なんか確か始まったなんていうふうに思っていたところなんですが、大学のバックアップということになってくると、やはりサッカー部に関しては町の応援団というのがあると思うんですが、ほかの部活とかクラブにはそういった何か応援団みたいなものというのは何かつくられているんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

龍・流連携事業の取り組みの中で、企画課のほうで今年度でしたっけか、流通経済大学が東京新大学野球リーグのほうから大学選手権大会ですか、全国大会で2位になったということで、それに向けてバスツアーを2回ほど組んだということで理解しております。

坂本委員

ありがとうございます。

確かにバスツアーも、先週ちょっと宮川さんにお話聞いたら、野球ではなくて昨年度だったんでラグビーのほうの人数のほうですごく募集が多くて行けなかった人、バスに乗れなかった人もいたぐらいだったんだよというお話は聞いたんですが、これをさらに広げていこうとすると、やはり選手たちと例えば市民とか子どもたちがもうちょっと携わる場所が必要だと思うんですね。今龍・流連携で学校のほうにスポーツ関係の子たちが授業の一環としてお手伝いに行ってくれているという事例もあると思うんですが、もうちょっとイベント的なものでスポーツ関係のものがあつたらいいかなと思うんですが、そういった事例というのはあくまでウオークラリーと駅伝、あとはスポーツフェスティバル、10月に行われるスポレクですね、あの辺あたりは大学生はどういったつながりになっているんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

スポーツ・レクリエーションまつりにつきましても、NPO法人のクラブ・ドラゴンズ、あとは流経大の陸上部関係の方々のご協力をいただき実施をしているところであります。

坂本委員

ありがとうございます。

どうしてもイベントとなってしまうと単発、単発になってしまうと思うんですね。逆に言うと、新しいイベントを何か仕掛けようとする、どうしても必要なものが増えてしまうと思うので、例えば龍ヶ崎、今度11月に行われる商業まつりですか、龍ヶ崎の祇園となってしまうとちょっと苦しいかもしれないと思うんですが、そういった人が集まる

ところにそういった選手たちが出向いてきてくれるともうちょっと親近感が湧くといえますか、もっとこの部活の子たちを応援してあげようという気になると思うんですね。要は顔も見たことない、会ったこともない子たちを応援しようとなるとなかなかちょっと無理があると思うので、そういった人が集まるところにスポーツ選手だけじゃなくてもいいと思うんですが、そういった大学生たちがもっと来てくれるということになるともうちょっとバックアップの仕様ができるのかなと思いますので、そういった企画とかそういったものをもう少ししていただけるように要望いたしまして、私の質問は終了いたします。

山宮委員長

宮田健康増進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。
宮田健康増進課長。

宮田健康増進課長

先ほど坂本委員さんからご質問のありました主要施策の成果報告書の45ページの関連で、小児救急医療輪番制の総額のほうわかりますかというご質問でございました。こちら総額で541万9,400円となっております。龍ヶ崎市の負担分がこちらに書いてございます67万1,000円でございます。

坂本委員

ありがとうございました。

これは支払った金額で、安くなった金額はもうちょっと少なくなっているとは思いますが、それだけ医療機関の方々が頑張っていたという事なものですから、その辺はこちらでもバックアップできることはいろいろしていただきたいと思います。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。
滝沢委員。

滝沢委員

すみません、二、三点ちょっとお聞かせください。成果報告書の168、169ページのところでスポーツ健康都市の推進という事業名のところですか。先ほども伊藤委員のほうから質問があったかと思いますが、このスポーツ教室参加の人数が26年度は結構飛躍的に伸びていると思うんですけれども、この要因として考えられるものはどんなことが考えられるのか、先ほど伊藤委員が言ったように、指定管理者制度を導入したことによって増したのか、それともまた何か違った方策によって増えているのか、その辺についてお聞かせください。

北澤スポーツ推進課長

昨年度につきましては夏期巡回ラジオ体操などもありまして、その影響が多いと思っております。

滝沢委員

ありがとうございます。

ラジオ体操がすごく増えたということで、ほかには別に伸びているものはないですかね。

北澤スポーツ推進課長

あとはフィールドで開催されます流経大のサッカーの試合ですとか、そういうものの観

客なども多かったことも要因の一つとしてあると思います。

滝沢委員

ありがとうございました。

指定管理者を導入したことによってどのような影響があるかというのはどのように分析されていますでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

先ほどもお話をいたしましたけれども、指定管理者になりましてアリーナを利用してのスポーツのプログラムが大変多くなったことによって、それに参加される市民の方もそれに比例して多くなっているような状況がございますので、そういう点では指定管理者の努力によるものかと思えます。

滝沢委員

そうですね、すみません、ありがとうございました。

ここに茨城国体やラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致に向けた情報収集を行ったということですが、6月でも一般質問させてもらいましたが、その後の状況というか龍ヶ崎市でどのようなことが対応できるのかというのが進展があったら教えてもらえますでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

東京オリンピックに限ったことではなくて、大規模な大会の誘致に向けた取り組みの一つといたしまして、流通経済大学と連絡調整会議みたいな場を設けて、そこを通してこれからいろいろ取り組みを進めていきたいということでそういう会議を立ち上げたところでございます。

滝沢委員

ありがとうございました。

ぜひ今後実を結ぶように、引き続き一生懸命努力してください。よろしく申し上げます。次の質問に移ります。

先ほど決算書の116ページ、01015960母子保健事業のところ、20万円扶助費のところ、坂本議員が先ほど質問されましたが、私のほうからも少し質問させてください。

不妊治療についてですけれども、先ほど質問でわかったんですけれども、1回県のほうから15万円、市のほうで5万円補助して1回当たり20万円ということなんですけど、実際にこれ治療受けると大体1回当たりどのぐらいの金額がかかるものなのか、おわかりだったら教えてください。

宮田健康増進課長

大体1回ですと40万円くらいはかかりますので、県の補助含めて半額程度の補助になっているかと思えます。

滝沢委員

ありがとうございます。

これは何回受けられるかというのはありますか。

宮田健康増進課長

制度が変わってまいりまして、年齢とか、これ昨年度から対象のほうが変わってきております。初年度が3回、年間2回で、通算で10回であったものを、それが今度は初回が40

歳未満の方ですと通算6回、初回が43歳未満の方ですと通算3回までとなって、対象の方も今までは年齢制限なかったんですが、43歳未満という形、やはりどうしても妊娠される確率が下がってきておりますので、国のほうもやはり年齢制限を設けて厳しくしてきたというようなことでございます。

滝沢委員

ありがとうございました。

これは県と市の補助を使うものですが、県外の病院、医療機関で使用しても使用を受けられるものなのか、その辺についてお聞かせください。

宮田健康増進課長

やはり県のほうの指定された形になってまいりますので、指定の治療機関で治療を受けていただくような形になってまいります。

滝沢委員

県の指定を受けているというのは県内の病院というか、そういうところしかないんですかね。ほかの県外で指定されているところというのはないんですかね。

宮田健康増進課長

やはり県のほうでは県内の指定の医療機関という形になります。県内ですと10カ所、現在指定されているような形です。

滝沢委員

これなぜそんなことを聞いたかという、やはり不妊治療で頑張っている方というのはやはりどうしてもお子さんが欲しいということで皆さん一生懸命取り組んでいるんですけども、やっぱり指定機関というか、県内だけじゃなくて、例えば千葉県でも東京でもやはり最先端の医療で本当に子どもが欲しいという人はいろんなところに行くんですけども、そのときにやはり高額な金額というのがやっぱりネックになってくると何回もできないと思うんですね。そういうところも、確かに県と市のお金を使ってやる事業なのでよその県でというのはどうかなというところもあるんですけども、やはり最終的な目標というのは人口というか、子どもをつくっていただいて子どもを増やしていただくのが一番いいし、それが夫婦のための一番いいのではないかなというふうに思いますので、もうちょっとその辺の活用の制度について幅広く使えるような取り組みになっていけばいいなというふうに思いました。以上です。

次に移ります。

160ページの保育送迎ステーションについてですけれども、成果報告書の160ページです。

26年度に検討して今現在進行しているところだと思うんですけども、この保育送迎ステーションができて送迎サービスを提供するふうな旨の記述になっておるんですけども、これ園のほうのバスを利用して迎えにきてもらうのか、それとも別に送迎する車を使って各幼稚園なり保育所なりに送るようなシステムというか仕組みをつくっていくのか、それについてお聞かせ願えますか。

矢口こども課長

送迎用のバスに関しましては、園のバスを利用するのではなく、こちらでステーションでバスを準備させていただいて、この目的は保育時間に送迎が間に合わない保護者の方のためのステーションでございますので、私どものステーションで用意したバスで各園に送迎するというのを予定しております。

滝沢委員

ありがとうございました。よくわかりました。
非常に先進的な取り組みですので、ぜひうまくいくようなことを願っております。
以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。
油原委員。

油原委員

データ集の24ページです。
深沢議員からご質問がありました家庭児童相談事業での児童虐待相談が55件、その内訳についてお知らせをいただいたわけですけれども、虐待の内容はこうだということはわかったんですけれども、ただ現実的に状況を実態として、その案件に対してどう対応していったのかというようなことがもし例が挙げられればちょっとお知らせをいただければなと思います。

矢口こども課長

それでは、26年度の児童虐待の対応に対しまして数件お話しさせていただきます。まず皆さんもご存じのように、昨年逮捕事案が発生したかをご存じかと思いますが、父親の身体的暴力によりまして警察に父親が逮捕された事案でございますが、そちらにつきましては関係機関全てこの家庭の見守りを行ってきていたところですが、再三の暴力で小学校の通告から警察署、児童相談所との連携によりまして父親の逮捕ということになったケースが1件ございました。このケースは父親がもう勾留されておられません、家庭に父親も戻っておりまして、離婚されてお母さんの実家へ親子で転出していった状況でございます。

次に、先ほどの不登校のケースなんですけど、警察の介入によりまして改善したケースがございます、やはりこれも学校や子どもが関係機関連携して見守りや指導もしてきていたんですが、なかなか不登校が解消されずにおりましたところ、警察署にも相談しておりまして、警察署員の指導によりまして不登校が解消されたというケースがございます。

あとは、最近、お子さんが一時保護になったケースの中で、お母さんが自分自身が養育不安を訴えまして、もしかしてこのままでしたら子どもをどうにかしてしまいそうだとということで、自分自身から警察署のほうへ教育センターに相談をしたりしまして、警察へ次に相談に行って子どもたちを保護していただいたということもございました。

以上のような例がございました。

油原委員

ありがとうございました。

これからも適切にひとつ対応をお願いしたいというふうに思います。

それから予算書の192ページ、総合運動公園の管理運営費ですけれども、伊藤議員の質問の中での非常にサービスが向上したということで大変よい方向だろうというふうに思いますけれども、指定管理になるときに直営とのコスト比較があって1,000万円程度は指定管理のほうが落ちるだろうというような説明がありましたが、現実的には指定管理1億8,950万円ですか、従来の直営での比較はどの程度になるのかお知らせいただきたい。

北澤スポーツ推進課長

たつのごアリーナ、たつのごフィールド、たつのごスタジアム、それに屋外の体育施設、こちらの平成25年度の維持管理経費につきましては、2億5,164万9,758円となっております。平成26年度から指定管理者を導入いたしまして、その指定管理料につきましては1億

8,054万円、差し引きいたしますと6,000万円程度の経費が削減されております。

油原委員

ありがとうございました。

指定管理にしてよかったということなんだろうというふうに思います。

続きまして、教育委員会の評価報告書、40ページ、保育預かりサービスの中での学童保育についてです。まず学童保育の預かり時間についてお知らせをいただきたいと思います。

黒田生涯学習課長

学童保育につきましては、平日は放課後、学校が終了時間から夕方は6時30分まで、土曜日や夏休み、春休みといった長期休業期間につきましては、8時から6時30分までとなっておりますが、今年度、やはり朝の通学する場合7時半頃家を出るということなので、7時半からの預かりを開始してほしいというような要望をいただきましたので、今年度4月からは就労等の状況によりましては7時半からお預かりをさせていただいております。あと夕方については、やむを得ない事情で、例えば交通状況とかそういうもので帰りが遅くなる場合については、ご連絡をいただければ7時まではお預かりをさせていただいております。

油原委員

夕方の時間について、柔軟に7時まで対応しているということですが、夏休み等々について、働く女性の方、現実的に7時半より前に出るとか、帰りは7時過ぎになってしまうとか、そんなことで時間延長なり早く預かっていただきたいというような要望はあるんでしょうか。

黒田生涯学習課長

やはりそういうふうな要望がありまして、今年度から7時半という形でやらせていただきました。夕方につきましては、やはり私立の保育園などは8時までお預かりしているところもありまして、学童保育時間ルームとの時間との差で小1の壁などというような言葉もありましたが、やっぱり小学校に入りますと、翌日はやっぱり学校がありますので、余り遅くまでのお預かりというのはお子さんにとってはどうなのかなという思いはございます。そういった関係で7時までということではやらせていただいております。

油原委員

わかりました。基本的には働く女性の方の立場からいうと、早く預かっていただいて遅く預かっていただくというようなこと、子どもの立場を考えると学校に余り長くいるというのはいかがなものかなというふうに思います。ひとつ現状の中で対応をお願いをしたいというふうに思います。

最後に、成果報告書の62ページです。

学校図書の充実です。図書館司書を配置し、そういう中で調べ学習なり読書の子どもの読書環境を非常に環境を向上させていると。秋田とか福井のいろんな状況を見ますと、読書によって授業前に5分なり10分読書の時間を置くと非常に落ち着いて授業に入れるとか、全体的にはやっぱり読書の向上が学力の向上、国語力の向上につながっているというような成果が出ているようでありましてけれども、当市については学力向上についてのよい影響というのはあるんでしょうか。

小貫指導課長

当市におきましても市の学校教育指導方針の中で児童・生徒の夢と創造性を育む読書活動の推進ということを位置づけまして、各学校のほうに読書活動のほうを奨励しております。

す。具体的に申し上げますと、4年生から中学校3年生までにつきましては、茨城県のほうで実施しておりますみんなに薦めたい1冊の本推進事業、こちらのほうを活用しております。また、それよりも下の学年の児童につきましては、家族とともに読書に親しむということで、家庭の奨励ということを各学校のほうにお願いしているところでございます。蔵書の充実でありましたり、図書館司書の配置等によりまして、学校の中で調べ学習が非常にしやすい環境も整えておりますことから、各学校におきましては、各学校の学力向上の柱に読むこと書くことと位置づけまして取り組んでいる学校も多くなっております。学力の構成する要素の中には3本の柱がありますが、特にその中でも思考力、判断力、表現力、このあたりにつきましては国語を中心に、また調べ学習等子どもたちが主体的に活動する場面もございますので、学力の3要素になっています学ぶ意欲、こちらのほうの向上が学校現場のほうでは見られている状況でございます。

山宮委員長

ほかにございませんか。

後藤敦志委員。

後藤（敦）委員

それでは、5項目お聞かせいただきます。

初めに、決算書の90ページです。

コードナンバー下5桁が1万番、住宅支援給付事業についてお伺いをいたします。この中で委託料で380万円、面接相談等事務ということなんですけれども、具体的な業務内容をもう少し詳細に、面接相談の件数、実績等お聞かせいただけますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

この事業につきましては、離職して住居を失うおそれのある方に対して家賃相当分の補助をするものです。3カ月間の補助になります。その間に月4回の面接を行います。この面接につきましては、委託といたしまして社会福祉協議会のほうに委託をしているところでございます。そのほかに、ハローワークで月2回の就労活動を行っていただくというようなことでございます。申しわけございません。この扶助を受けている方につきましては3名の方ということなんですけど、相談件数につきましてちょっと手元に資料がございませんので、後でお知らせしたいと思っております。

後藤（敦）委員

わかりました。

扶助ということで3人分、16万3,700円という実際の困っている方への給付があったということなんですけれども、これ当初予算ではもう少し見積もりとしてはどのような形だったのでしょうか。もう少し扶助費というのは多く見積もっていられたのでしょうか。

渡邊社会福祉課長

当初予算の段階では、予想としてはもっと多くの方がいらっしゃるというふうに見込みではおりました。この事業につきましては、平成26年度は県10分の10の補助事業でございましたので、見込みは多く立てておりました。実際に補助申請についても当初の段階では予算と同額の補助申請をしておりました。結果的にそれほど該当する方がなかったというようなことでございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員

実績は3名ということなんですけれども、実際にこういったご相談に来た方の人数とい

うのはどれぐらいいらっしたんでしょうか。

渡邊社会福祉課長

先ほど申しましたように、ちょっと今手元に資料がございませんので、調べてからということをお願いしたいと思います。

後藤（敦）委員

それでは、次の項目にちょっと移らせていただきます。

決算書104ページです。

コードナンバーが13450たつのご預かり保育利用助成事業についてお伺いをいたします。延べで733名の実績があったというご説明ございましたが、この助成に対する登録の世帯数、そして延べではなくて実際の利用世帯数、あと1世帯当たり最大でお幾らぐらい助成を受けている世帯があるのか、また最少ではお幾らぐらいの助成となっているのか、お聞かせください。

矢口こども課長

請求者数ですが、前期分で328人、後期分で323人、利用児童数で前期分で350人、後期分が383人となっております。

後藤（敦）委員

すみません、もう一度、登録をまずするんですよね、これ。申請をして実際にかかったら後ほどまた請求するという、で助成していただくんですよね。

矢口こども課長

申請者数でございますが、申しわけございません、696人ございました。この児童数につきましては958人です。それを申請されて決定した方が690人で、児童でその決定者数が951人ございました。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

利用者の声といいますか、そういったものの把握はどのようなお声お聞きしていますか。

矢口こども課長

窓口やお電話で問い合わせがあった方から少しお話を伺った内容でございますが、少しでも助成金が出るのでうれしいということでした。あとこの制度が始まったことで知らなかった事業がわかったという、病児・病後児保育事業があったということで助かりましたという声とか、リフレッシュ保育は6カ月から預けてもらえるので便利ですとか、事業の内容を具体的に理解できたという、このたつのご預かりの事業ではなく、それにかかわっている事業の内容が具体的にわかってよかったというお話を受けて、この助成金が出るのを知ったのでとてもよかったという声もあります。

以上です。

後藤（敦）委員

わかりました。

先ほどちょっとご答弁いただいていたんですけども、世帯当たりで最大の助成の金額と最少の金額教えてください。

矢口こども課長

限度額が3万円ですので、最高金額は3万円とお答えしたいところなのですが、最高金額と最低金額がどれだけ支給されているかというまでは把握しておりません。ただ病児・病後児をご利用の方で、3名の方で9,200円という支給額が出ておりますので、3,000円程度だけ支給を受けた方もあるかなと思われま

後藤（敦）委員

わかれば後でちょっと教えていただきたいんですけども、限度額3万円と設定されていても、その限度額まで利用されている方は恐らくいないということだと思うんですね。あと、先ほどお聞きしたように、690の方が制度を利用しようとして申請をしたんですけども、実際に助成を受けた方は半分以下ですよ、328。380世帯ぐらいということでございます。またこの予算としてもやはり、当初予算では1,000万円ついていたわけですけども、実際の扶助費としては500万円ということで半分しか利用されていない。今課長からお話しあったように、本当に100円でも200円でも助成をいただけるということは本当にありがたいことだと思いますし、様々なメニューを用意して、そしてそのことによって当市のいろいろな子育て支援のメニュー、知っていただいたきっかけにもなったということで、この制度自体としては大変素晴らしいものだと思うんですけども、実際の利用は少しづらいいんじゃないのかなと、そのように感じているんですね。もう少し、せっかくいい事業やっているんですから、1,000万円予算あったらぜひ1,000万円全部助成して、しっかりと子育て世帯の支援に使っていただけるような仕組みに変えていただける、どういったやり方があるかはちょっと私も今答えはないんですけども、もう少しせっかくいい事業なんですから、もう少し制度を使いやすい形にしていっていただければなと思います。

次の項目に移ります。

112ページ、生活保護扶助費、15300番です。

実績データのほうで23ページなんですけれども、こちらのほうで支給実績として就労自立給付金、1名で2万2,656円ということが上がっていますが、この実績、詳細をちょっと教えていただけますでしょうか。

渡邊社会福祉課長

こちらの就労自立給付金、昨年のたしか7月からですかね、新しくできた制度で、それまで就労していて、就労で収入があり、生活保護を脱却した場合にそれまでの就労の収入を仮に積み立てておくというような制度で、それが就労で生活保護から脱却できた場合にお支払いするというか給付する制度で、今回、お一人の方が該当いたしておまして、その金額につきましては2万2,656円というような金額であったということでございます。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

やはりこの生活保護からの脱却というところがなかなかやはり難しい中で、当市として実績で1名ではございますけれども、そういった自立していただいたということで本当に素晴らしいと思うんですけども、現時点でこういった形で就労に向けて取り組んでいる被保護者の方というのはどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

渡邊社会福祉課長

生活保護受給者の方の就労支援といたしまして、ハローワークと連携をいたしまして就労自立促進事業というような事業を行っております。こちらにつきましては、本来であれば受給者の方がハローワークに出向いて就労の活動を行うというようなこととございますけれども、ハローワークから担当者が月1回こちらの市役所に来ていただきまして、就労

の相談を行っているものでございます。平成26年度につきましては、参加された方が14名おりました。そのうち7名の方が就労が決定したということでございます。ただ就労も形態いろいろございますので、全ての方が就労によって生活保護から脱却できるわけではないんですけれども、お二人の方が生活保護からこの事業といいますか、就労の促進事業によって脱却されたという現状でございます。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

一歩ずつですけれども、こういった自立というところが進んでいるんだなと思いました。本当にありがとうございます。

ここの実績データのところで、最後の過払い金返納未済額38人、171万5,000円について、少し内容を詳細に教えてください。

渡邊社会福祉課長

こちらにつきましては、生活保護費を支給いたしまして、それで何らかの理由によりまして返還が生じた場合に60日、支給してから2カ月以内の方については戻入といたしまして返還をかけております。その主だった返還の理由でございます。まずは38の内訳といたしまして、失踪等によるものが27件、それから本人が逮捕や起訴されたというようなことが3件、それから年金の認定を受けまして年金を受給したということで年金を受け取ったというようなことで返還をかけたものが1件、それから日雇いの収入があったにもかかわらず申告が遅れてきたというようなものが1件、それから入院をなされたために生活扶助費が減額になったというようなことでの返還が3件、それから死亡なされた方の分として2件、それから生活保護から辞退と、ご本人がというのが1件というような38人の内訳でございます。

以上です。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

今辞退という方が1件いたということなんですけれども、すみません、そのあたり詳細ってお聞きしても大丈夫ですか。

渡邊社会福祉課長

余り個人の方のものなのであれなんですけれども、辞退というのは結構いらっしゃいます、実際に。仕事が見つかったとかいろんな理由があるんだと思いますけれども、この方の場合には、たしかある程度もう収入はそこそこにはあったんですけれども、生活保護の基準には達して、生活保護を脱却するまでの収入までにはいっていなかったんですけれども、どうしても自分で動きのためでしょうけれども車が乗りたいというようなことがあって、これだったら夜ももう少し頑張れば脱却できるというようなことでおやめになったと、辞退したというようなたしか事実だったと思います。

以上です。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

基本的には失踪というところが大きいのかなとは思いますが。収入があってということは1件ということだったんですけれども、やはり本当に生活保護受給世帯の増加、そして保護費の増加というところで、適正な生活保護行政の執行というような市民の目線も大変厳しくなっているのはもう本当数年来のことでございますので、今後とも一層適正な業務執行をお願いしたいと思います。

次です。116ページ、コードナンバー16000です。

116, 1番, 子育て相談事業です。次のページで, 赤ちゃん保護についてちょっとお聞きしたいと思います。成果報告書で51ページ, 実績データ集で18ページのところなんですけれども, 1点確認させていただきたいんですけれども, 成果報告書では赤ちゃん訪問526件, 訪問率99.1%となっていて, 実績データ集のほうでは乳児家庭全戸訪問で実績539となっているんですけれども, これは別の事業ではないですよ, 名前が違うだけ。ちょっとその辺, 実績, 数値が違う点も含めてちょっと教えてください。

宮田健康増進課長

事業実績データ集のほうでは延べ件数になっておりますので, 1回だけではない方もあります。やはり1回だけで心配になったときには2回目とかもいきますので, その意味で延べ件数ですから, 訪問したうちと件数等はずれが生じております。

後藤(敦)委員

わかりました。

実数ということですね。ということであれば, 対象人数が何人なのかという点と, 会えなかった0.9%の部分, その方に対するその後のフォローといいますか対応, どういった形になっているか教えてください。

宮田健康増進課長

会えなかった方についてはやはり電話とかで何度も連絡をとったり, あとはお宅を訪問したりしているんですが, それでもやはり会えないということで100%を目指してはいるんですけれども, 残り0.9%はちょっと達していくことはできないという形です。

後藤(敦)委員

会えなかった方の人数, 教えていただけますでしょうか。

宮田健康増進課長

すみません, ちょっと調べてお答えいたしたいと思います。

後藤(敦)委員

お願いいたします。この事業は生後4カ月までの乳児と親に家庭訪問をするという事業でございまして, 基本的には生後1カ月, 2カ月の世帯を訪問しているのが多いのかなと思うんですけれども, 実際に訪問した際の月齢数どれぐらいなのか, ばらばらなんでしょうかね。平均等わかればちょっと教えていただきたいんですけれども。

宮田健康増進課長

平均的には2カ月くらいのうちに訪問しているような形です。

後藤(敦)委員

ありがとうございます。

先日, 産婦人科医の先生とちょっと長くお話しする機会があったんですけれども, その際に先生から伺った話では, やはり世界的な統計を見ても9人に1人, お母さんがやはり産後要するにホルモンバランスの崩れでセロトニンが減少して要するに鬱状態, 産後鬱の状態になる, これがもう9人に1人という統計になっていると。そういった中で, 産後鬱の症状というのは生後お子さんが3カ月, 4カ月, ここのあたりにすごく強く症状が出てくるんだそうですね。その先生がおっしゃるには, そこでやはり心がちょっと重たいな, つらいなということで病院に来てくれればいいと。適切な処方ですっきりと治療して必ず

いい方向になっていくというようなお話しなんですけれども、その中でやはりそこで苦しいと思って病院に来てくださる方は本当に少ないそうなんです。9人に1人のお母さんがそういう状態になる中で、本当に病院に来てくれるのは一握り。そういった中で、要するに夫が仕事とか忙しい、実家が遠いという中でおひとりでお母さん子育てしている中で、生後3カ月、4カ月、本当に子育てが大変になってきたときに助けを求めることができない、鬱状態がひどくなってしまう、そういった現状があるそうなんです。ですからそういったところに手を差し伸べていけるのがやはり家庭訪問して、そしてお母さんがちょっと苦しそうだと思えば様々な支援をやはり行政の側からも提案していくことができると思うんですね。ですからこの家庭訪問、99.1%もやっていただいている、ほんとに当市頑張っていると思うんですけれども、特に1カ月、2カ月も当然なんですけれども、3カ月、4カ月、このあたりで本当に育児に疲れている、困っているお母さんをやはりここで家庭訪問できればいいなと思っているんです。延べ件数というお話しあったので、やはり1カ月、2カ月で訪問したときにちょっと心配だなというお母さんにはまた3カ月、4カ月のときに訪問をしていただいているんだとは思いうんですけれども、かなりの産婦人科医の先生の話ではやはりそういったかなり埋もれているんじゃないかなというようなお話もお聞きしましたので、できればもう一回ぐらい、3カ月、4カ月のときにまた訪問できるような体制、今後とっていただければと思いますので、ぜひその辺も検討していただければと思います。

この項目については以上です。

次に、最後に移ります。192ページです。

コードナンバー31950総合運動公園、管理運営費です。データ集の55ページでちょっとお聞きしたいんですが、たつのこアリーナについては開館日数306日と出ていますので、たつのこフィールド、そしてたつのこスタジアムについてもまず開館日数をお聞かせいただきたいのと、それに伴ってフィールドとスタジアムの稼働率教えてください。

北澤スポーツ推進課長

たつのこフィールドの開館日数でございます。年間開館日数が309日でございます。たつのこスタジアムにつきましては、年間の開館日数が257日となっております。フィールドとスタジアムの稼働率でよろしいでしょうか。たつのこフィールドにつきましては59%、たつのこスタジアムにつきましては稼働率が27%となっております。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

スタジアムについては27%、しかも開館日が257日という中での27%ですのでかなり低い数字にはなっているとは思いうんですけれども、このあたりについてやはりどのようにお考えになっているんでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

たつのこスタジアムにつきましては、毎年1月、2月を芝生の養生期間として完全閉館としております。そういうこともありまして、開館日数につきましては少ない状況になっているところなんです。

後藤（敦）委員

開館日数が少ないのは芝生の養生ということでしたし方ない部分もあると思うんですけれども、そうであったとしてもやはり稼働率27%という数値についてどのように評価をしているのか、野球場だからこのままでいいということでお考えなのか、ちょっとそのあたり教えてください。

北澤スポーツ推進課長

たつのこスタジアムにつきましては、目的がどちらかというと野球とかソフトボール等に限られるということもございまして、平日の利用が少なく、土日祝祭日の利用にほとんど限定されているような状況がありますので、そういうことが影響しているのかなと思います。

山宮委員長

本日の会議時間を延長いたします。

後藤委員。

後藤（敦）委員

ちょっとおわかりになるかわからないんですけども、この開館日数257日のうち土日祝日が何日あって、そのうち何日野球場利用されているのか、おわかりになれば教えてくださいいただきたいんですが。

北澤スポーツ推進課長

257日の開館中、休日の開館日数につきましては86日となっております。このうち何回利用されたかという数字については押さえておりません。

後藤（敦）委員

わかりました。

土日祝日の利用に限定されてしまう中でやはり27%という稼働率になってしまうわけですから、やはり開館している土日祝日はせめてやはり全て利用されるようにご努力はいただきたいと思います。後ほどデータを教えていただければ。

あとすみません、1個聞き忘れていたんですけども、たつのこアリーナの利用状況、実績データの55ページでメインアリーナ、サブアリーナ、多目的室等々がございまして、個別に稼働率を教えていただけますでしょうか。

北澤スポーツ推進課長

まず、メインアリーナでございまして、81%、サブアリーナ82%、剣道場50%、柔道場39%、多目的室40%でございまして。

後藤（敦）委員

ありがとうございました。

トレーニング室とプールについては100%ということだと思っておりますけれども、やはり用途が限られるものはかなり稼働率も悪くなってくると思います。その中でもう少しでもできることならやはり稼働率上げていくようなご努力をしていただきたいんですけども、この稼働率といった観点から、アリーナだけではなくて先ほどからになりますけれども、フィールド、スタジアム、稼働率を上げていくんだという観点からどのようなお考えで取り組みを行っているか、あれば教えてください。

北澤スポーツ推進課長

スタジアムの稼働率向上につきましては、今のところ取り組みはしていないのが現状でございまして。

後藤（敦）委員

実際問題難しい問題だとは思っておりますけれども、やはりそういった少しでも施設の有効利用という観点からはやはりそういった説明責任もございまして、しっかりと稼働率と

いう観点からも取り組みを続けていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

山宮委員長

ほかにございませんか。

渡邊社会福祉課長より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

渡邊社会福祉課長。

渡邊社会福祉課長

すみません、先ほどのご質問でございます。住宅支援給付金についてでございます。平成26年度の相談件数につきましては44件ということでございました。

以上です。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

この事業自体が400万円弱の事業ということで、実際の扶助費が16万3,700円という中で、やはりこの委託料の面談事務380万円というのは少しバランスが悪いのかなと思うんですね。しかも面接相談の件数が44件という中でこの委託料380万円というのは少しバランスが悪いと思うんですけども、このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

渡邊社会福祉課長

この事業、ちょっと名称がいろいろ2回ほど変わっているんですが、当初県のほうから見積もりといたしますか、概要的なもので出てきたものの相談員の費用的なものがありました。それをもとに面接相談の件数分なんですが、というのを積算してこの計上にさせていただいたところでございます。しかしながら、この住宅支援給付事業につきましては平成26年度をもって廃止ということで、今度新たに生活困窮者支援事業の中で仕組み的には同じ事業を実施いたしております、この4月から。それにつきましては、今委員さんのほうからもありましたとおり、余りにもちょっと割合といたしますか、面接相談事務に係る委託料が高いというような考えもございまして、今は社会福祉課のほうで直営で実施をいたしております。ただ補助の割合が今までは10分の10だったものが、今度国4分の3というようなことで若干補助の割合が減ったところでもございますけれども、今は直営でやっております、生活保護の相談やほかの生活困窮者の方々との相談の中でこういう制度がありますというようなことでの相談を受け付けているところでございます。

以上です。

後藤（敦）委員

わかりました。

26年度の実績を踏まえた上で、現在はもう見直して直営でやっていただけているということで安心いたしました。ありがとうございます。

以上です。

山宮委員長

ほかにございますか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

次に、特別会計に入ります。

この後、教育委員会につきましては関連がありませんので退席していただきますが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

【異議なし】

山宮委員長

異議なしということですので、教育委員会の皆様、大変にお疲れさまでした。

ここで、宮田健康増進課長より発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

宮田健康増進課長、お願いします。

宮田健康増進課長

先ほど後藤委員さんからご質問のありました主要施策の成果報告書の51ページの中で赤ちゃん訪問、こちらの訪問できなかった人数ということ、こちら5人でございます。

山宮委員長

後藤委員、よろしいですか。

後藤（敦）委員

はい。

山宮委員長

続きまして、議案第16号 平成26年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、ご説明をいたします。

202、203ページをお願いいたします。

歳入からなんですけれども、まずその前に、国保事業の概要ということで、国民健康保険の加入者の推移を申し上げます。平成24年度が2万2,401人、平成25年度が2万2,143人、平成26年度が2万1,639人ということでございます。

次に、加入者1人当たりの医療費でございます。平成24年度が19万9,100円、25年度が21万3,500円、26年度が22万700円ということで、医療費のほうは増加傾向にあるということでございます。今後も高齢化が進んでいくということで、厳しい国保財政の運営が予想されるところでございます。

それでは、国民健康保険税からご説明をいたします。

初めに、一般被保険者と2番で退職被保険者ということになっておるんですけれども、この退職被保険者につきましては、退職者医療制度に基づくものでございまして、会社等を退職して社会保険等から国民健康保険に切りかえをされました65歳未満の方で、一定の要件を満たした方につきまして加入する制度でございます。退職医療制度に該当した方の医療費につきましては、市が負担する分につきましては会社等の健康保険からの拠出金で賄われるということで、市のほうでは有利な取り扱いになるということで、退職被保険者ということで一般と分けているところでございます。

それでは、ご説明をいたします。

国民健康保険税でございますが、全体の調定額でございます29億6,851万6,503円と、そして収入済額が21億2,057万8,181円ということで、全体の収納率につきましては71.44%ということでございます。前年度につきましては62.60%ということで、8.8ポイント増と

いうことになっております。

次に、現年度分と滞納繰り越し分で見えます。一般プラス退職合計の現年度分で見えますと、収納率については91.96%ということで、前年度が89.55%という状況でございます。

次に、滞納繰り越し分、これも一般プラス退職でございますけれども、平成26年度は28.80%、前年度25年度は13.41%ということで大幅な増となっているところでございます。

次に、不納欠損額でございます。全体で3億4,931万円ということでございます。前年度が2億600万円程度でございますので、大幅に増えているところでございます。

収入未済額でございます。全体で4億9,860万円ということで、前年度が9億7,500万円程度でございますので、大きく下回っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

使用料及び手数料でございます。国民健康保険税督促手数料の歳入でございます。前年度が153万円ということで大幅な増ということでございます。

次に、国庫支出金でございます。療養給付費と国庫負担金でございます。これにつきましては公費負担に係る分の国庫の負担率が32%ということになっております。一般被保険者の療養給付費及び後期高齢者支援金の拠出額、介護納付金の拠出額に対し、32%の国庫負担となっているものでございます。

次に、高額医療費共同事業拠出金であります。この共同事業につきましては、県単位で高額な医療費の発生に対する再保険的な事業でございます。市町村がそれぞれ割り当てられた額を拠出をいたしまして、高額な医療費が発生した市町村に対してはそこから交付金が交付されるというものでございます。この拠出額に対して国4分の1負担というものでございます。

次に、特定健康診査等事業費につきましても、事業費に対しまして国3分の1の負担でございます。県も3分の1になります。

次、過年度分につきましては、前年度の精算分でございます。

次に、国庫補助金でございます。普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。1番の一般分につきましては医療分と後期高齢者支援分、2番については介護納付金分の交付金となっております。

次に、特別調整交付金につきましては、特別な事情があると認められた場合に交付されるものでございます。東日本大震災後の医療費の増加などの事情が考慮されたものでございます。

次に、災害臨時特例補助金につきましては、福島原発事故による避難区域からの転入者に係る保険税、それと一部負担金の減免額に対する補助でございます。ここでは10分の8が補助されております。残り10分の2につきましては、先ほどの特別調整交付金のほうで措置をされているというものでございます。

次のページをお願いいたします。

療養給付費と交付金につきましては、先ほど申しあげました退職医療制度該当者に係る療養給付費等に対する交付金でございます。社会保険等から賄われるものでございます。社会保険診療報酬支払基金からの歳入でございます。

次に、前期高齢者交付金であります。前期高齢者制度は65歳以上、75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。前期高齢者の加入が多い国保の財政支援を若年層の加入が多い被用者保険が行うという形になっております。当市におきましては、交付される額がここでいう18億1,000万円程度でございますけれども、市国保が納付する額につきましては86万円と、歳出のほうで出ますが、86万円という形になっております。

次に、県支出金でございます。高額医療費共同事業拠出金につきましては、先ほど説明したとおり、市の拠出額に対してここでは県の4分の1の負担ということでございます。

特定健康診査等事業費でございます。そしてその下の特定健康診査等事業費の過年度分

につきましても、3分の1の県負担で国と同額でございます。

財政調整交付金でございます。県の財政調整交付金は、県内の市町村国保の財政を調整するために交付されるものでございます。

次に、共同事業交付金でございます。高額医療費共同事業交付金につきましては、国保連からの歳入でございます。拠出金からレセプト1件当たり80万円を超える医療費に対して100分の59が交付されるものでございます。

保険財政共同安定化事業交付金でございます。保険財政共同安定化事業は、高額医療費共同事業と同じ目的の事業でございます。レセプト1件当たり30万円を超える医療費のうち、8万円から80万円未満の医療費の100分の59が交付されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

財産収入につきましては、国民健康保険支払準備基金の利子でございます。

次に、繰入金でございます。一般会計繰入金でございます。保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の軽減として7割軽減、5割軽減、2割軽減の措置を行っておりますが、それに対し県が4分の3、そして市のほうが4分の1を一般会計で措置をしまして4分の4の形で一般会計から繰り入れるものでございます。保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましても、同様に軽減の被保険者の数に応じまして国2分の1、県4分の1、市4分の1を一般会計で措置し、繰り入れるものでございます。国民健康保険事業職員給与費と繰入金につきましては、人件費等の総務費分の繰り入れでございます。

次、出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金歳出額の3分の2相当額を市が負担するというルール分の繰り入れでございます。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、低所得者が多いとか、高齢の被保険者が多いなど、保険者の責めに帰すことできないような特別な事情に対し交付税措置されるものでございます。

その他一般会計繰入金でございます。総額で1億500万円程度でございます。前年度より9,000万円程度減となっております。内容でございますが、マル福の波及増分、これにつきまして7,600万円程度でございます。保健事業費分につきましては、約2,900万円程度となっております。この二つについては、前年度とほぼ同額の状況でございます。そして、最終的に、国保会計の収支を均衡させるための赤字繰入金、これにつきましては26年度はゼロとなっております。前年度は8,800万円程度ございました。これにつきましては、税収の伸びによるものが大きな要因でございます。

次に、国民健康保険事業繰越金につきましては、前年度療養給付費と補助金等の返還財源として繰り越したものでございます。

諸収入でございます。一般被保険者延滞金につきましては、1億円ほどございまして、前年度が2,700万円程度でございます。大幅に増となっております。

次に、一番下の欄でございます。

一般被保険者加算金につきましては、調定額が37万5,463円、同額が収入未済となっております。これは坂東市の医療機関の診療報酬不正請求に対する加算金40%分でございます。

次のページをお願いいたします。

市預金利子でございます。歳計現金の運用利子でございます。

次に、雑入でございます。一般被保険者第三者納付金でございます。交通事故等に係る保険給付の賠償金でございます。交通事故26件分でございます。

次に、一般被保険者返納金でございます。返納金につきましては、資格喪失後に国保で受診した際など、他の保険で支払うべき治療費を返納いただくものでございます。調定額は436万3,694円、229件分でございますけれども、そのうち収入済額が185万9,159円、133件ということでございます。不納欠損については16件でございます。収入未済額に対しましては80件でございます。

次に、退職被保険者等返納金につきましては1件分でございます。前期高齢者指定公費

でございます。平成26年4月1日までに70歳から74歳であった方の医療費の本人負担、本来2割のところは1割負担となっております。その分の国庫負担分でございます。

次に、雑入、特定健康診査受診者負担金につきましては、基本健診1人当たり820円、2,811人分の自己負担分でございます。特定保健指導教室受講者等負担金につきましては、調理実習材料代の自己負担分でございます。71人分でございます。

最後に、老人保健医療費拠出金還付金につきましては、平成24年度の老人保健拠出金の精算分でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

総務費であります。職員給与費国民健康保険総務管理につきましては、保険年金課職員12人分でございます。

国民健康保険事務費でございます。報酬、非常勤職員報酬は、国保運営協議会員の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては、レセプト点検員2人、窓口業務嘱託員1人の報酬でございます。

11需用費、12役務費につきましては、保険証等の作成及び発送経費でございます。

13委託料レセプト電算処理につきましては、国保連合会での共同電算処理に係るものがございます。

14使用料及び賃借料につきましては、国民健康保険システムの賃借料でございます。

次に、国民健康保険団体連合会負担金につきましては、県の国保連合会の事務共通経費の市負担分でございます。

次に、徴税费であります。国民健康保険賦課事務費につきましては、納税通知書の印刷、郵送料等の保険税賦課に係る事務経費でございます。

次の国民健康保険徴収事務費でございます。

次のページをお願いいたします。

国保税の徴収につきましては、総務部の納税課のほうで事務を所管しております。主な内容ご説明をいたしますが、督促状、催告調査等の作成、発送経費及び12の役務費手数料は、口座振替手数料、コンビニ収納手数料でございます。

次に、国民健康保険趣旨普及費につきましては、窓口配布用のパンフレットの作成経費でございます。

次に、保険給付費でございます。全体の支出済額、これが52億8,000万円程度でございます。前年度が51億7,000万円程度でございます。約2.1%の増という状況でございます。

初めに、療養給付費、一般と退職ございますが、療養給付費につきましては、保険証を持って医療機関にかかった際に窓口負担分以外の公費負担分の医療費の部分でございます。

次に、療養費でございます。これも一般被保険者分、退職被保険者分でございます。療養費というのは、医師の指示に基づいた補装具、コルセットやギブスやはり、きゅう、マッサージを受けた際の費用の自己負担分を除いた部分の支出でございます。

次に、国民健康保険審査支払手数料でございます。診療報酬の審査手数料として、国保連合会への支出でございます。

次に、高額療養費でございます。

次のページをお願いいたします。

高額療養費につきましては、医療費の自己負担分が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものがございます。一般被保険者分、それで退職被保険者分となっております。

次に、高額介護合算療養費でございます。これは、同一世帯の中で、介護保険、国保のそれぞれの自己負担分の合計額が一定額を超えた場合、その超えた分が支給されるものがございます。

次に、出産育児一時金でございます。106件分でございます。前年度が109件でございます。

次に、出産育児一時金支払手数料につきましては、直接払い制度、これは医療機関と国保連のほうで直接にやりとりやる制度なんですけれども、それに係る手数料で、国保連合会への支出でございます。

次のページをお願いいたします。

葬祭費につきましては、1件5万円で113件分でございます。

次に、後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者医療制度においては、74歳までの方が医療費の約4割を負担をいたします。その負担分は各保険者で拠出をいたします。後期高齢者支援金は当市国保の負担金でございます。診療報酬支払基金のほうへ支出するものでございます。額のほうは前年並みでございます。その事務費拠出金については、その事務費分でございます。

次に、前期高齢者納付金につきましては、歳入のところでご説明したとおり、65歳以上75歳未満の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する制度でございます。86万円ほどの納付でございます。前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、事務費分の拠出でございます。

老人保健事務費拠出金につきましては、平成19年度で終了いたしました老人保健の精算に伴う事務経費でございます。

次に、介護納付金でございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険制度では、40歳から64歳までのいわゆる2号被保険者が全体の29%を負担することとなっております。その負担分を各保険者で拠出することになります。2700番介護納付金につきましては、当市国保の負担分でございます。

次に、共同事業拠出金でございます。歳入のところでご説明いたしました高額医療費共同事業、そしてその下、保険財政共同安定化事業に係るそれぞれの当市国保の拠出分について、国保連合会のほうに支出したものでございます。その他共同事業事務費拠出金につきましては、年金記録により、退職者医療制度に該当する方をリストアップする事務経費でございます。

次に、保険事業費でございます。特定健康診査等事業でございます。主なものでございますが、次のページをお願いいたします。

役務費、通信運搬費は、受診券、勸奨通知、受診結果等の郵送料でございます。

13委託料、特定健康診査は、集団検診及び医師会加盟の医療機関による医療機関検診に係る委託費でございます。実績を申し上げますが、集団検診につきましては3,294人、医療機関検診256人の実績です。当市の特定健診の受診率でございます。平成26年度は28.4%という状況でございます。

次に、医療費通知費でございます。医療費通知につきましては、2カ月に1回、年間6回通知をしておりますが、平成26年度におきましては年度末にデータの抽出トラブルがございまして、郵送が通常3月のところ4月にずれ込んだことによりまして、平成26年度分については5回の通知の分の経費ということになっております。

次に、人間ドック助成費につきましては、市と契約している医療機関の検診額の2分の1、上限が2万円でございます。を補助するものでございます。実績を申し上げます。人間ドックが805件、脳ドック51件でございます。

次、国民健康保険支払準備基金費につきましては、基金の利子を積み増ししております。

続きまして、一般被保険者保険税還付金につきましては、遡及して国保資格を喪失したことによる保険税の還付でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金と返還金につきましては、平成25年度分の国庫負担金、支払基金からの交付金の精算に伴うものでございます。

最後に、前期高齢者指定公費につきましては、歳入で申し上げましたとおり、70歳から74歳の自己負担1割の公費負担分でございます。

以上で終わります。

山宮委員長

休憩いたします。

午後5時15分再開の予定であります。

【休 憩】

山宮委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

北澤スポーツ推進課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

北澤スポーツ推進課長。

北澤スポーツ推進課長

先ほど後藤敦志委員さんからお尋ねの件についてお答えいたします。

たつのこスタジアムの休日の会館日数86日のうち、何日使われているかというお尋ねでございました。86日のうち、62日が利用されております。稼働率につきまして72%となります。

以上でございます。

後藤（敦）委員

ありがとうございます。

雨で使えなかった日もカウントされていると思いますので、あれなんですけれども、土日祝日でもあと24日は使えた日もあったということですので、ぜひこういったところに営業をかけるというわけでもないですけれども、もうちょっと使っていただくご努力というのも今後はお願いをしたいと思います。

以上です。

山宮委員長

矢口こども課長より発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

矢口こども課長。

矢口こども課長

先ほど一般会計のほうで後藤敦志委員からご質問がありましたことに対しまして、お答えしていない部分についてお答えいたします。

まず、たつのこ預かり保育利用助成事業でございますが、最高の方に幾ら支給されたのか、また最低の方への支給は幾らだったのかということでもございましたが、最高の金額につきましては3万円で52名の方、最低金額が200円で1名の方に支給しております。

また、先ほど実際に利用者数はというお尋ねの中で、前期328人、後期で323人とお答えをいたしました。年間を通しまして355名の方が利用されたということでもございます。

以上でございます。

山宮委員長

後藤委員、よろしいですか。

先ほど龍崎部長のほうより説明のされました内容につきまして、質疑はございませんでしょうか。

金剛寺委員。

金剛寺委員

済みません。1点だけについてお聞きいたします。

221ページの02003300特定健康診査等事業についてです。

先ほど報告で26年度の実施については3,294人中256人で、28.4%受診率という報告がありましたけれども、この受診率はここ近年ではいかがなものでしょうか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

昨年度、平成25年度でございますけれども、受診率が27.6%となっております、今年度、昨年度よりも0.8%プラスというような状況となっております。

以上でございます。

金剛寺委員

ありがとうございました。

あと、そのうち特定保健指導になった人は何人でしょうか。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

特定保健指導の状況でございます。平成26年度の対象者数でございます。531名となっておりますが、このうち積極的支援の対象となりますメタボリックシンドローム該当者は133名で、25%同予備軍となります動機づけ支援の対象者が398名で、75%となっております。

以上でございます。

金剛寺委員

ありがとうございました。

それで、この保健指導の終了した人数を教えてください。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

終了者でございます。積極的支援対象者が7名、終了率が5%。動機づけ支援対象者では22名、5.5%の終了率となっております。しかしながら、この数値は昨年度の特定保健指導の対象となっている方の指導が本年度、平成27年の9月末まで継続して実施しておりますので、このような数値になっているところでございます。

以上でございます。

金剛寺委員

ありがとうございます。

最後に、受診率、終了率とも単純に厚労省で出している全国平均から見るとまだまだ低いような気がしますので、これを上げるような取り組みについてだけお聞きいたします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

受診率の向上策ということでございます。今年度から幾つか新たな取り組みを始めたところでございます。その幾つかを申し上げますと、これまで午前中のみの検診時間だったものを、全てではございませんけれども、36回中10回、午後まで延長しましたこと。保健センターや各コミュニティセンターに加え、年2回でございますが、たつこのアリーナでも実施できるように検診会場を増やしましたこと。さらには、検診案内や勧奨通知内容の

見直しをはじめ、横断幕を2枚作成し、JR佐貫駅や歩道橋に1カ月程度設置し、周知に努めましたこと。

この周知につきましては、これまでの広報紙やホームページに加えまして、職員が各コミュニティセンターに伺い、地域の方に直接お会いして検診の必要性、重要性につきまして説明する機会を設け、これまで城ノ内、大宮、北文間、川原代、八原、龍ヶ崎コミュニティセンターに伺っております。伺ったときの様子を若干紹介いたしますと、なるほどわかった、それじゃ私たちが隣近所の知り合いの人に声をかけて誘うよなどといったお話をいただくなど、地域の中での誘い合いをしていただくような声も上がっております。

これらの取り組みでございますけれども、早々に結果が出るとは思いません。今後とも検診環境の整備、周知・勧奨の徹底、検診時間の機運の向上、そして医療機関とも連携も図りながら、受診率の向上はもとより、医療費の削減、さらには何よりも市民の皆様の健康維持・増進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

金剛寺委員

ありがとうございます。ぜひこれからもよろしく願います。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

収納率は先ほどお話がありましたので、それでは滞納者数、不納欠損と未収ということと滞納者数と不納欠損にした人たちの人数を知らせてください。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

滞納者数、件数、その滞納理由、そしてまたその対応についてお答えさせていただきます。

滞納者数でございますが、3,243人でございます。滞納理由でございますが、多くの方が生活費や借金等での支払いで納税まで手が回らない、不景気で仕事がないといった理由でございます。一方で、収入の割に税額が高い、あるいは医療機関を受診しないのに保険税を徴収されることに対する不満を理由に挙げて納税に至っていないケースもございます。なお、制度や課税方法に不満を持つ方に対しましては、制度の趣旨、課税内容をご理解いただくため丁寧な説明を行うなど、納税につなげるよう努めているところでございます。

以上でございます。

続きまして、不納欠損についてお答えいたします。

平成26年度の不納欠損額3億4,931万6,565円に対しまして、平成27年度より約1.7倍、1億4,292万6,169円の増となっております。主に、執行停止の強化により、執行停止後も徴収が明らかに困難であることで、直ちに消滅させたことによるものでございます。具体には、地方税法15条の7第5項を根拠とするものでございますが、額といたしまして2億7,321万8,018円、これは615人分でございます。地方税法第18条、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって時効により消滅するといった規定により、不納欠損した額7,339万400円。続きまして、地方税法第15条の7第4項、財産がない、生活困窮などの理由により不納欠損した額2,270万8,147円。これら合計額がこのたびの不納欠損額3億4,931万656円、期別にいたしまして2万507期、人数にしまして1,288人分となっております。

以上でございます。

伊藤委員

わかりました。

なかなか大変だなというふうに思います。特に、滞納に対してはどうしても払えないとかという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり分割でもいいから何とか払ってもらおう方向。特に、払えるのに払わないという人については、やはり厳しく対処してほしいなというふうにはおもいます。

次です。

この滞納に対しまして、保険証のところ、歳出のところになると思いますけれども、国民健康保険事務というところで保険証について短期保険証と資格証明書の発行をしていると思いますが、それについての件数をお知らせください。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

短期保険者証、資格証明書の交付状況でございます。直近の数値で申し上げますと、平成27年7月末現在、短期被保険者法の交付世帯は1,258世帯、人数にしまして2,211人。平成26年度の同時期での交付は1,437世帯、2,450人となっております。世帯数で179世帯の減、人数にしまして239人の減となっております。

続きまして、資格証明書の交付状況でございます。平成27年7月末現在、21世帯、24人。平成26年度の同時期での交付は98世帯、123人となっております。世帯数で77世帯の減、人数にしまして99人の減となっております。

なお、いずれも税負担の公平性の観点から、発行はやむを得ないと考えますけれども、そのような中にありまして財産がない、生活困窮などの理由によりまして不納欠損を行うなど、国保税の賦課、そして証の発行につきましても、被保険者の方の現状を十分に留意しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊藤委員

それぞれ件数が減ったということはよかったのかなというふうに思いますけれども、やり方については本当に今おっしゃったように十分その人たちのことを考えてやってほしいということと、できたら私は短期保険証と資格証明書の発行については中止にしてほしいというふうに要望しておきたいと思います。特に、資格証明書については医療費の10割を払って受けなくてはならないので、医療そのものの手遅れになるということが全国的に問題がありますので、それはぜひ要望としておきたいと思います。

次です。

繰入金についてです。赤字繰入金は8,800万円しないということでしたが、実は国民健康保険税を下げたいという市民の強い要望があるわけです。それを下げようと思えば、今まで前年度も赤字繰り入れ分としてはお金は用意して入れたわけですから、26年度分についてもそんなことの手当てができなかったのかどうか、そうした検討はしなかったのかどうか伺いたします。

山宮委員長

伊藤委員、質問はページ数やコードナンバーを発言してからお願いいたします。

吉田保険年金課長。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

最初に、この赤字繰り入れにつきましてもこれまでの経緯といたしますか、過去3年間分

をちょっと申し上げます。

平成24年度、その他一般会計繰入金 1 億6,188万2,535円、うち赤字分6,528万9,652円。平成25年度、その他一般会計繰入金 1 億9,673万1,194円、うち赤字分8,846万626円。そして、平成26年度でございます。その他一般会計繰入金 1 億506万5,294円、うち赤字分ゼロとなっております。

平成26年度におきましては、平成24年度、平成25年度と比較いたしまして赤字分を繰り入れしなかったわけでございますけれども、この主な理由といたしましては、税収の伸びに伴います国保税収納額の増額、延滞金、そして前期高齢者交付金の増額の結果によるものであると考えております。このように、法定外繰り入れは保険事業及びマル福波及分のほか、いわゆる赤字繰り入れが含まれますけれども、繰り入れの目的は歳入歳出の収支バランスをとるためにやむを得ず行うものであり、本来ならば国民健康保険事業は独立採算制によりまして事業会計予算の中で全て対応すべきものであり、赤字繰り入れがないという形が望ましいと考えております。

したがって、伊藤委員からの今ご質問がありました件につきましての国保税の還元ということにつきましては、協議は行っておりません。

以上でございます。

伊藤委員

国民健康保険の公平性と言いますけれども、いずれは皆さん国民健康保険に入るわけですよ。そういったことを考えれば、高い国保税を引き下げてほしいという住民の皆さんの思いを受け止めるならば、今まで何とか繰り入れをしていたわけですから、引き続きその繰り入れはしていただきたいなというふうに要望をしておきます。

次です。

223ページ、02003400医療費通知費です。2カ月に1回、年6回行って、平成26年度はデータのトラブルがあったので5回ということなんですけれども、これのどうして医療費通知を出すのか、まずその点についてお伺いいたします。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

医療費通知書でございます。これは、国からの指導に基づき発行しているもので、茨城県内全ての市町村で実施しております。本市といたしましても年6回を原則といたしまして被保険者の皆様へ通知をしているところでございます。

この通知書は、医療機関等から市町村への診療報酬明細書、いわゆるレセプトをもとに作成しており、診療日数や自己負担額はもとより、本市の国民健康保険の医療費負担の現状なども把握できる内容となっております。このように、医療費通知につきましては、受け取った方にとりまして役立つものとの認識に立ち、もちろんいろいろな受け取り方があろうかと思っておりますけれども、今後とも市といたしましては引き続き通知をしてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

伊藤委員

私も何回か受け取ってしているんですけども、どうしてもやはり医者に行かなくてはいけないから医者に行くわけですよ。もらうと、医者に行くなみたいな感じに受け取ってしてしまうのは私だけなんですか。本当にこの通知だけでも290万円、約300万円はかかっているわけですよ。本当にこういうところが必要なかどうかということについては、やはり各保険のところで検討することが必要なんではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いしておきたいと思っております。

あと1点です。

その下の人間ドックの助成費なのですが、ごめんなさい、これさっき答えていましたね。以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第19号 平成26年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

それでは、251ページ、252ページをお願いいたします。

まず、介護保険の現況ということで申し上げます。介護保険1号被保険者数と要介護・要支援認定者数の推移について申し上げます。

いずれも年度末の数字でございます。平成24年度、1号被保険者数が1万7,171人、要介護認定者が1,849人、要支援が411人。同じく25年度が1万8,066人、要介護1,860人、要支援433人。平成26年度1万8,787人、要介護1,928人、要支援446人ということで推移をしております。顕著に伸びているという状況でございます。

それでは、歳入のほうからご説明をいたします。

まず、保険料でございます。第1号被保険者の介護保険料でございます。現年滞納分でご説明をいたします。

現年賦課分につきましては、調定額が10億5,538万5,500円に対しまして、収入済額が10億3,704万6,600円ということで、収納率は98.26%でございます。前年度につきましては98.01%でございます。

次に、滞納繰越分でございます。3,871万6,445円の調定額に対しまして、収入済額が434万4,920円ということで、収納率は11.22%となっております。前年度12.00%でございますので、若干の減となっている状況でございます。

次に、不納欠損でございます。1,555万9,925円を不納欠損処理しております。対象件数407件でございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、介護保険料の督促手数料でございます。

次に、国庫支出金でございます。

はじめに、介護給付費、各種介護予防事業の経費に対しましては、国、県、あと支払い基金からそれぞれ負担割合に応じて歳入がございまして、

まず、介護給付費現年度分につきましては、介護給付費に対して国のほうでは施設分が15%、それ以外が20%という負担割合となっております。

次に、普通調整交付金につきましては、市町村の責めによらない保険料収入不足と給付費増を調整するために交付されるものでございます。

地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては、歳出にあります地域支援事業費のうち、介護予防事業費に係る交付金でございます。国の交付割合25%でございます。二次予防対象者把握事業をはじめ、各介護予防事業が対象でございます。

次に、地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては、同じく地域支援事業費のうち、包括的支援・任意事業費について国の交付割合39.5%で交付されます。地域包括支援センター人件費、運営費等が対象でございます。

次に、介護保険制度改正支援事業につきましては、介護報酬等の改正に伴うシステム改

修経費に対しまして2分の1の国庫補助でございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険災害臨時特例補助金につきましては、原発事故の警戒区域等からの避難者の利用者負担額軽減分及び保険料減免分に対する補助金でございます。補助率10分の10でございます。

次に、支払基金交付金です。これは2号被保険者相当分でございます。社会保険診療報酬支払基金からの交付でございます。

介護給付費現年度分につきましては、介護給付費の29%の負担率でございます。

次、地域支援事業支援交付金現年度分につきましても、地域支援事業の29%の負担率でございます。

次に、県支出金でございます。

公費負担の県負担分ということで、介護給付費現年度分につきましては介護給付費に対して施設分が17.5%、それ以外については12.5%という県の負担割合でございます。

地域支援介護予防事業交付金現年度分につきましては、県負担割合12.5%でございます。

地域支援包括的支援・任意事業交付金現年度分につきましては、県の負担割合19.75%でございます。

次に、財産収入でございます。介護保険支払準備基金に係る利子分の歳入でございます。

次に、一般会計繰入金でございます。

介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に対して市の負担割合分12.5%分を繰り入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

地域支援介護予防事業繰入金につきましては、市負担分市負担分12.5%分です。

地域支援包括的支援・任意事業繰入金につきましても、市の負担分19.75%分でございます。

次に、その他一般会計繰入金でございます。

介護保険事業職員給与費等繰入金につきましては、職員給与費等の繰り入れでございます。

認定審査会事務費繰入金、そして認定調査等事務費繰入金については、それぞれの事務費の繰り入れでございます。

その他一般会計繰入金につきましては、介護保険事務費、賦課徴収事務費などの経費の繰り入れでございます。

繰越金、介護保険事業繰越金につきましては、平成25年度に概算交付された国庫支出金等について、精算による返還金分を26年度に繰り越したものでございます。

次に、諸収入です。

第1号被保険者延滞金につきましては121件分でございます。

介護保険事業者加算金につきましては、介護報酬不正請求に係る返納金に伴う加算金があります。介護保険法の規定により、返納金と合わせ、返納金の40%を加算金として請求したものでございます。

次に、介護保険事業歳計現金運用利子については2万1,241円でございます。

次のページをお願いいたします。

介護保険事業第三者納付金でございます。交通事故1件に係る損害賠償金の決定によるものでございます。

介護保険事業返納金につきましては、平成26年2月分から5月分までの介護報酬の不正請求に係る返還金でございます。

次に、雑入でございます。

情報公開文書複写料につきましては、介護認定審査会の資料として主治医意見書等の複写を提供したものでございます。

健康教室等参加者負担金につきましては、元気アップ貯筋講座の参加者負担金ござい

ます。

徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者負担金につきましては、認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業に係る自己負担分でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

まず、総務費でございます。

職員給与費（介護保険総務管理）につきましては、高齢福祉課4名分でございます。

介護保険事務費でございます。これについては保険証の交付など、介護保険業務全般の共通経費であります。報酬につきましては、高齢者福祉介護保険事業運営協議会の委員報酬です。13委託料では、システムの保守及び介護報酬改正対応するシステム修正でございます。14番、使用料及び賃借料については、マスターの使用料、システムリース料でございます。

次に、徴収費でございます。

職員給与費（介護保険徴収）は高齢福祉課2名分です。

介護保険賦課徴収事務費につきましては、介護保険料の賦課徴収に要する経費でございます。需用費、そして役務費の通信運搬費につきましては、納入通知書等の発行、そしてその送付などの経費でございます。役務費の手数料につきましては特別徴収に係る国保連への手数料、それと口座振替に係る銀行への手数料でございます。

次に、介護認定審査会費でございます。

介護認定審査会事務費は、認定審査会に係る事務経費となっております。なお、審査会につきましては3合議体で行われ、委員数は合計で21人でございます。平成26年度におきましては合計で116回開催をされております。1報酬につきましては、審査会の委員報酬でございます。

次のページをお願いいたします。認定調査でございます。

職員給与費（介護認定調査）につきましては、高齢福祉課3名分でございます。

次に、認定調査等事務費につきましては、認定調査及びその他要介護認定業務に係る事務経費でございます。主なもので、報酬、旅費につきましては認定調査員嘱託職員3人分の人件費等でございます。12役務費、手数料については主治医意見書の作成手数料です。13委託料につきましては、要介護認定調査の外部委託分でございます。53カ所の事業所に委託をしております。

続きまして、800番の介護保険趣旨普及費につきましては、介護保険制度周知のためパンフレットの印刷経費でございます。1,000部を発行しております。

次に、保険給付費です。全体支出総額は39億7,000万円程度でございます。前年度と同程度でございます。

次に、居宅介護サービス給付費です。前年度比で2%の増となっております。要介護1から5の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付でございます。

次の地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護1から5の方の認知症対応型グループホーム入所に対する給付でございます。認知症対応型グループホームにつきましては市内に現在4カ所ございます。

次のページをお願いいたします。

施設介護サービス給付費につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への給付でございます。

次に、居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護1から5の方の入浴補助用具等の介護福祉用具の購入に対する助成でございます。143の方が利用しております。

次に、居宅介護住宅改修費につきましては、要介護1から5の方の手すり設置、段差解消等の住宅改修費に対する助成であります。127の方が利用しております。

居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護1から5の方のケアプラン作成費の給付でございます。

次に、介護予防サービス等諸費でございます。

介護予防サービス給付費につきましては、要支援1・2の方のホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等の居宅サービスに係る給付でございます。

次の地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、要支援1・2の方のグループホーム入所に対する給付でございます。

介護予防福祉用具購入費につきましては、要支援1・2の方の介護福祉用具の購入に対する助成であります。36の方が利用しております。

次のページをお願いいたします。

介護予防住宅改修費につきましては、要支援1・2の方の手すり、段差解消等住宅改修費に対する助成でございます。37の方が利用しております。

介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援1・2の方のケアプラン作成費の給付でございます。

次に、介護保険審査支払手数料につきましては、介護報酬の審査手数料でございます。国保連への支出でございます。

次に、高額介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、そしてその下です。高額介護予防サービス費につきましては、要支援1・2の方を対象としまして、それぞれ1カ月当たりの利用者負担額が所定の限度額を超えたときに、超えた分について給付をするものでございます。

続きまして、高額医療合算介護サービス費につきましては、要介護1から5の方を対象に、高額医療合算介護予防サービス費は要支援1・2の方を対象に、それぞれ医療・介護の1年分の自己負担額の合計が国の定める限度額を超えたときに、その超えた分について給付をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

特定入所者介護サービス費につきましては、要介護1から5の方、特定入所者介護予防サービス費、要支援1・2の方を対象に、それぞれ介護保険施設、ショートステイ利用者の居住費、食費について、低所得の方は所得に応じて自己負担額の限度額が設けられておりまして、この限度額を超えた部分について給付をするものでございます。

続きまして、地域支援事業費であります。

二次予防対象者把握事業につきましては、65歳以上の高齢者を対象として、国が定めたチェックシートを送付いたしまして、二次予防対象者の可能性があると判断された方には結果及び介護予防講座の紹介を行っております。平成26年度におきましては東部地区の5,382人を対象にいたしました。二次予防対象者971人でございました。13委託料につきましては、集計及びデータ分析に係る委託でございます。

次に、通所型介護予防事業でございます。1報酬につきましては、口腔ケアの事業、お口の健康講座に係る歯科衛生士への報酬でございます。13委託料、生きがい活動支援通所事業につきましては、市の単独事業でございまして、介護保険施設等に委託をいたしまして、二次予防対象者がリハビリトレーニングを施設で実施をし、またその指導をするものでございます。

次、介護予防普及啓発事業でございます。報償費、健康ウォーキング講座などの各種講座の講師謝礼でございます。

13委託料は、元気サロン松葉館の運営について社会福祉協議会への委託でございます。

地域介護予防活動支援事業につきましては、次のページをお願いいたします。報償費としてシルバーリハビリ体操3級指導士の養成講座の講師謝礼でございます。

13委託料、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、在宅の虚弱な高齢者を一時的に特養の施設に保護しまして、日常生活に対する支援を行うものでございます。

次、げんきあっぷ！応援事業につきましては、報酬については看護師の報酬でございます。

報償費はチューブ体操普及員研修会におきます講師謝礼でございます。

13委託料、食生活改善推進事業につきましては、食生活改善推進委員協議会に委託をいたしまして、13カ所で元気アップ料理教室を開催しております。

次に、包括的支援・任意事業費でございます。

職員給与費（介護包括支援）は、高齢福祉課職員4名分でございます。

次、地域包括支援センター運営費につきましては、報酬は窓口嘱託職員1名分の報酬です。

14使用料及び賃借料につきましては、訪問用車両2台分のリース料でございます。

次、19負担金、補助金及び交付金でございます。

次のページをお願いいたします。

負担金、市社会福祉協議会出向職員の給与費につきましては、社協からの出向職員3名分でございます。

市民後見人養成事業につきましては、市民後見人として活動するための知識の習得のための講座受講の負担金でございます。

続きまして、総合相談事業でございます。在宅介護支援センター運営事業を3法人に委託をしているもので、地域の在宅高齢者及び家族から総合的な相談に応じるとともに、高齢者の実態把握調査を行っているものでございます。

次に、家族介護支援事業につきましては、在宅で要介護者を介護する方に対し支援するものでございます。

8報償費、賞賜金につきましては、1名の方に介護慰労金を交付したものでございます。

13委託料、徘徊高齢者家族支援サービス事業は、歳入のところで申しあげました認知症高齢者の位置情報を示す端末機を貸与するサービス事業でございます。

扶助費につきましては、紙おむつなどの介護用品購入に対する助成金でございます。

自立生活支援事業につきましては、13委託料、食の自立支援事業は在宅のひとり暮らし高齢者に対し配食サービスを実施するもので、配達業務、調理義務、それぞれ委託をしております。実績といたしまして、延べ利用者については279人でございます。

19の補助金につきましては、住宅改修費支給の申請書作成の代行手数料として、居宅介護支援事業者等に補助するものでございます。4件分でございます。

次に、介護給付費費用適正化事業でございます。

委託料でございます。国保連合会への委託でございます。このシステムにつきましては、国保連合会から提供された給付情報と当市の認定情報等をリンクさせまして、対象者のサービス受給状況をチェックするシステムでございます。

続きまして、基金積立金であります。第1号被保険者保険料の余剰分を介護保険支払準備基金に積み増しするものでございます。

次に、諸支出金でございます。

第1号被保険者保険料還付金につきましては、死亡、転出、所得更正等による還付金でございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金等返還金につきましては、平成25年度概算交付されていた補助金等の精算返還金でございます。

利用者負担額軽減支援事業につきましては、原発事故の警戒区域等からの避難者の介護サービス利用に係る利用者負担免除分の助成でございます。対象者お1人でございます。

以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

収入のところ、247ページ、不納欠損についての人数と、それと収入未済額、滞納なんですけれども、滞納者が何名いるかということをお聞きします。

本谷高齢福祉課長

済みません。不納欠損額については何をお尋ねになったか、ちょっと聞こえなかったんですが。

伊藤委員

件数です。

本谷高齢福祉課長

不納欠損額の件数でございます。407件でございます。
それから、滞納のほうについては688件でございます。

伊藤委員

そうしますと、滞納についてたしかそれに対するペナルティーといいますか、使用についての制限があったと思うんですけれども、そうした制限を受けている人は今どんな内容なのかお知らせください。

本谷高齢福祉課長

保険料を納めないでいるということ、保険料をお知らせしますというような通知の中で周知をさせていただいております。保険料を1年以上滞納すると、利用した介護サービス費用を全額自己負担し、申請により後で保険給付、費用の9割、あるいは8割分が支払われますということになります。また、保険料を1年6カ月以上滞納した場合ですけれども、利用した介護サービス費用を全額自己負担し、後から保険給付分の支払いを申請することになりますが、その一部または全部が支給差し止めとなったり、保険料の滞納分に充当されたりすることがありますというようにお知らせをしております。

さらに、保険料の2年以上滞納するとということ、利用者負担1割または2割になっておりますけれども、それが3割へ引き上げられることなどの措置がありますということで、お知らせをさせていただいているところでございます。

伊藤委員

それで、実際に利用を制限されている人というのは現在いるのでしょうか。

本谷高齢福祉課長

ちょっとお時間ください。調べてまいります。

伊藤委員

それぞれ滞納には理由があると思うんですけれども、なかなか大変なことだなというふうに思っているところです。

次です。

支出のほうで、270ページの地域包括支援センター運営費の中で、次のページの272ページの負担金の市民後見人養成事業なんですけれども、この中身についてお伺いします。

本谷高齢福祉課長

昨年度、26年度なんですけれども、東京大学のほうの市民養成講座というのがございま

して、実はその前から近隣の市町村なんかでは市民後見人養成というようなことをやっている自治体がございますので、今後やはり独居高齢者や老々世帯の数が増えていくという状況が見えておりますので、そうなった場合にやはり専門的な方が後見人につかれるということになるわけなんですけれども、そこが専門的な方の数がやはり少ないもんですから、そこら辺についてやはりちょっと検討をしようということで、1名包括支援センターの職員がそちらのほうの養成講座のほうに参加をし、どのような内容でそういう市民後見の準備をしたらいいのかというようなことのために研究の意味で1名参加しております。

伊藤委員

やはりこれから特に大事な事業だと思うんですよね。それはぜひ続けてやってほしいなというふうに思っています。

次です。

その下の07003600家族介護支援事業の委託料なんですけれども、徘徊高齢者家族支援サービス事業、これは何名の方が受けているんでしょうか。歳入もすごく少なかったもので、その数を教えてください。

本谷高齢福祉課長

これはGPSの機能を使いまして、いわゆるGPSを持たせて徘徊になった方の位置情報というものを把握して、徘徊したときに早く見つけたりするようなサービスなんですけれども、実際高齢者にそういったものを持たせるということがなかなかやはり大変だということもありますので、余り人気がないサービスではあります。現在1名の方が利用されております。

伊藤委員

わかりました。私たちからしてみると便利だななんてつい。やはり探して歩くのは大変なことなので、常にいられないということもあるので。わかりました。

以上です。

山宮委員長

ほかにごございませんか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号 平成26年度龍ヶ崎市障がい児支援サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

278、279ページをお願いいたします。

まず、この会計でございますけれども、障がい児の療養を実施しておりますつばみ園、城南中の余裕教室を使って実施をしておりますつばみ園の運営に関する特別会計でございます。

つばみ園の現況を申し上げます。平成27年3月1日現在の登録児童数につきましては108人、うち未就学児が62人、小学生が46人という状況です。前年度ですが、登録児童数が93人、うち未就学児が49人、小学生が44人という状況です。増加傾向ということでございます。

それでは、歳入でございます。

サービス事業収入、障がい児通所支援事業収入でございます。当事業は、1割が自己負担、そして9割が公費負担でございます。この公費負担分でございます。市からの収入でございます。

次に、2番、障がい児通所支援事業自己負担金につきましては1割分でございます。

次に、一般会計繰入金、障がい児支援サービス事業給与費等繰入金につきましては、歳入と歳出の差額、主に人件費への充当でございます。

次に、繰越金につきましては、前年度の繰越分でございます。

諸収入、歳計現金の利息については329円でございます。

障がい児園外活動負担金につきましては、スポーツ安全保険の加入負担金でございます。1人当たり800円で55人分でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

職員給与費（障がい児支援サービス総務管理）につきましては、職員3人分でございます。

次に、障がい児通所支援事業でございます。主なものでございます。報酬、非常勤職員報酬につきましては、療育指導員、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士及び嘱託医師の報酬でございます。非常勤嘱託職員報酬につきましては、保育指導員3人分の報酬でございます。

その他につきましては、つぼみ園の運営に係る事務的経費でございます。

以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

利用件数というか、登録者数も増えているということでは、やはりなくてはならない施設だというふうに感じているところです。それで、増えているというところで、場所的に利用のところでは狭さとか、そんなところは大丈夫なのかどうかだけ確認させてください。

渡邊社会福祉課長

現在、つぼみ園につきましては、城南中学校の余裕教室を利用して事業を実施しているところでございます。保護者の皆様からつぼみ園の場所と申しますか、そういったものについてはいろいろご指摘なりご提案なりはいただいております。現在、市といたしまして公共施設の再編の複合化の中でちょっと検討はしております。そこに入ることがいいのか、それともほかの施設がいいのか、深沢委員あたりからも音についてほかで音に敏感だからということでその施設に入るとまた人が集まる施設ですので、そういったことも含めて現在いろいろな意味で検討中でございます。

伊藤委員

ぜひ検討してほしいなと思います。療育を受けたり何なりするお部屋自体ももう狭くなっているのかなと私も感じているところですので、それはぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

渡邊社会福祉課長

すみません。ちょっと先ほど部長の説明で、27年の3月1日の登録児童数について、未

就学児62，小学生46と申し上げたかと思うんですが，若干資料のほうが間違っただけでございまして，実際には未就学児62名は変わりございませんけれども，小学生が50人ということで，合わせて112人ということでございます。先ほど申し上げた数字は前年の26年の3月1日の数字ということでご訂正をお願いしたいと思います。すみません。

山宮委員長

ほかにありませんか。

【な し】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして，議案第21号 平成26年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

285，286ページをお願いいたします。

まず，現況を申し上げます。

75歳以上の医療に係る後期高齢者医療につきましては，県単位で広域連合が保険者となりまして医療保険事業を行っているところでございます。

被保険者数の推移でございます。平成26年度が7,768人，25年度が7,480人，24年度が7,273人ということで，顕著にふえているという状況でございます。

それでは，歳入のほうのご説明から入ります。

まず，後期高齢者医療保険料でございます。全体で見ますと，調定額が4億6,479万500円，収入済額が4億5,833万500円ということで，収納率が98.61%。前年度につきましては98.59%という状況でございます。

次に，不納欠損につきましては25人，266期分を欠損処理しております。

続きまして，使用料及び手数料でございます。督促手数料につきましては1,321件でございます。

繰入金でございます。内容でございますけれども，療養給付費公費負担分の12分の1が市の負担分となります。その額が4億7,700万円程度でございますけれども，これとその他のほかに人件費，事務費等の繰り入れでございます。

次に，保険基盤安定繰入金でございますが，一般会計のところでも触れましたけれども，低所得者に対する保険料軽減に対する県の補助4分の3の補助と，一般会計4分の1を入れた額を措置をしてこちらに繰り入れるというものでございます。

繰越金でございます。これにつきましては，県の広域連合では3月末で会計を締めということから，前年度の4月から出納閉鎖期間内に納められた保険料につきまして平成26年度に繰り越したものでございます。

次に，諸収入，延滞金については48件，19人分でございます。

還付金につきましては，保険料の更正に伴い広域連合からの歳入でございます。広域連合で納付済みの保険料についての更正が生じた結果でございます。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業歳計現金運用利子につきましては6,023円でございます。

後期高齢者健康診査受託料につきましては，75歳以上の健診実施については広域連合から市のほうに委託をされております。それに係る集団健診，医療機関健診に係る経費及び事務費について広域連合からの歳入でございます。

次に，雑入，団体支出金でございます。後期高齢者医療広域連合特別対策補助金につき

ましては、人間ドック、脳ドックに対しての補助分でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金精算金につきましては、平成25年度納付金の精算による返還分でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

職員給与費（後期高齢者医療総務管理）につきましては、保険年金課職員2名分でございます。

後期高齢者医療費事務費でございます。

主なものでございます。12役務費，通信運搬費は，保険証等の郵送費でございます。13委託料，14使用料及び賃借料は，システムの保守及びリース料でございます。

徴収費です。職員給与費（後期高齢者医療保険料徴収）は，保険年金課職員1名分でございます。

後期高齢者医療保険料徴収事務費です。主なものは保険料の決定通知書の印刷，郵送料でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金であります。

19の負担金でございますけれども，事務費納付金につきましては，広域連合事務局の共通経費に係る市の負担分でございます。保険料等納付金につきましては，歳入のところの保険料，延滞金，保険基盤安定の部分に係るものでございます。療養給付費納付金につきましては，市が負担する療養給付費12分の1分でございます。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者健康診査事業でございます。広域連合からの受託事業でございます。

13委託料，後期高齢者健康診査につきましては，集団健診及び医療機関健診に係る委託費でございます。実績でございますが，集団健診が750人，医療機関健診が94人の実績でございます。

人間ドック助成費でございます。市と契約しております医療機関の健診額の2分の1，上限で2万円を補助する事業でございます。実績ですが，人間ドックが131件，脳ドック1件でございます。

次に，保険料の還付金につきましては，還付について各被保険者への還付でございます。以上でございます。

山宮委員長

本谷高齢福祉課長より発言の申し出がありましたので，これを許可いたします。

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

先ほど伊藤委員のほうからご質問のありました介護保険料未納による利用制限のかかっている人数はというようなことでございます。現在8名であります。

伊藤委員

わかりました。

山宮委員長

それでは，ただいま説明のされました内容につきまして質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけ。

収入未済額ということで滞納なんですけれども、件数は言っていなかったもので、滞納者数とその滞納者に対して後期高齢者は短期保険証が発行されているのかどうか確認します。

吉田保険年金課長

お答えいたします。

まず、収入未済額でございます。現年度分でございます。現年度分につきましては101人、448期。滞繰分でございますが、70人、573期になっております。

続きまして、短期証の発行でございます。年度末につきましては44件の短期証の発行がございます。

以上でございます。

伊藤委員

わかりました。

山宮委員長

ほかにございませんか。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

292ページでございます。

人間ドック助成費でございますけれども、実績のほうの数字がちょっと間違っております。もう一度正確な数字を申し上げます。

人間ドックの受診については132人、そして脳ドックの実績については19人でございます。申しわけありませんでした。

山宮委員長

ほかにありませんでしょうか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 平成26年度龍ヶ崎市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明をお願いいたします。

龍崎健康福祉部長。

龍崎健康福祉部長

296ページ、297ページでご説明をいたしますが、まず介護サービス事業特別会計でございます。

地域包括支援センターが要支援認定を受けた方の予防給付サービスを提供するための介護予防支援サービス計画を作成する、こういったものに対して居宅介護予防支援事業所として指定を受けて業務を実施するというので、介護保険におけるサービス事業の位置づけとなることから、介護保険特別会計とは別会計で処理することとなっているものでございます。

それでは、まずサービス収入でございます。

介護予防サービス計画費収入でございます。これについては介護保険給付を財源としております。266ページの介護予防サービス計画給付費からの歳入でございます。

繰入金につきましては、歳入歳出の差額分の繰り入れでございます。

歳計現金運用利子については239円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

職員給与費につきましては、地域包括支援センター職員1人分の給与でございます。

次に、居宅介護予防支援サービス費でございます。13委託料、ケアプラン作成につきましては、地域包括支援センターで直接ケアプランを作成するほか、一部を居宅介護支援事業所に委託しております。その委託料が1,167万1,950円でございます。実績でございますけれども、新規については135件、継続については2,670件でございます。

以上でございます。

山宮委員長

ただいま説明のされた内容について質疑ありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

歳出の299ページのケアプラン作成なんですけれども、新規が135件で継続が2,670件で、約2,800件あるわけなんですけれども、このうちの包括支援センターでやっている件数は何件なのでしょう。1人が受け持っている件数を教えてください。

本谷高齢福祉課長

先ほど支出のほうで出てまいりましたのが委託事業所作成分ということでございました。地域包括支援センターで作成している分が新規13件、それから継続が818件になっております。

伊藤委員

そうすると、職員さんが担当している1人当たりの件数というのは何件になるのでしょうか。

山宮委員長

本谷高齢福祉課長。

本谷高齢福祉課長

1人固定で何人というような持ち方はしているんですけれども、誰々が何人というようなことではなくて、やはり3職種おりますから、その中で仕事のほかの事業も持っておりますので、その関係で流動的に件数は持つようになっております。

伊藤委員

あくまでも平均でどうなのかなと思ったのは、今いる人数で818名継続で、しかも新規で13人で大丈夫なのかなということをお心配してお伺いしました。

本谷高齢福祉課長

基本的に事業所への委託ということもありますし、それからどうしても地域包括支援センターで持ったほうがいいような案件に関しては、やはりそこに一つの考え方というものが必要だと思うんですね。基本的に事業所でもいいだろうと、ある意味介護のほうにもう行きそうだというような方も中にはいらっしゃいますので、そこに微妙にこうだと線引きをしての説明はちょっと難しいところでございます。

伊藤委員

なかなか大変なところなんでしょうけれども、やはり一人ひとり丁寧にやっていただきたいということで質問いたしました。

以上です。

山宮委員長

ほかにございませんか。

【なし】

山宮委員長

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、文教福祉委員会所管事項について説明と質疑を終了いたします。

本日の決算特別委員会はこの程度にとどめ、9月16日午前10時に決算特別委員会を再開し、環境生活委員会所管の説明と質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。